

第54回定例会

南部町議会会議録

平成25年11月29日 開会

平成25年12月5日 閉会

南部町議会

第54回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (11月29日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○陳情第2号及び陳情第3号の上程、委員会付託	10
○散会の宣告	11

第 2 号 (12月3日)

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	14
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した者の職氏名	14
○開議の宣告	15
○一般質問	15
工藤幸子君	15

夏堀文孝君	23
中館文雄君	32
立花寛子君	46
○散会の宣告	58

第 3 号 (12月4日)

○議事日程	59
○本日の会議に付した事件	59
○出席議員	59
○欠席議員	60
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	60
○職務のため出席した者の職氏名	60
○開議の宣告	61
○一般質問	61
工藤正孝君	61
川守田稔君	68
根市勲君	75
工藤久夫君	83
○散会の宣告	97

第 4 号 (12月5日)

○議事日程	99
○本日の会議に付した事件	100
○出席議員	100
○欠席議員	100
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	100
○職務のため出席した者の職氏名	101
○開議の宣告	102

○議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
○議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
○議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
○議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
○議案第115号から議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
○議案第119号及び議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決	109
○議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
○議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
○議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
○議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
○議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
○議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
○議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
○陳情第2号及び陳情第3号の委員長報告	134
○陳情第2号及び陳情第3号の質疑、討論、採決	135
○常任委員会報告	138
○閉会中の継続調査の件	138
○日程の追加	138
○町長提出議案追加提案理由の説明	139
○議案第129号及び議案第130号の上程、質疑、討論、採決	140
○議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
○閉会の宣告	142
○署名議員	147

平成25年11月29日（金曜日）

第54回南部町議会定例会会議録

（第1号）

第54回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成25年11月29日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 陳情第2号 看護師等の夜勤労働改善・大幅増員を求める陳情書
- 第 6 陳情第3号 「介護保険制度改革の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中舘文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 工藤祐直君 副町長 坂本勝二君

総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	谷内恭介君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	高森正義君
農林課長	川守田貢君	農村交流推進課長	西村幸作君
商工観光課長	福田修君	建設課長	工藤良夫君
会計管理者	若本勝則君	名川病院事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	麦沢正実君	市場長	工藤敏彦君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君
社会教育課長	西村久君	農業委員会事務局長	北山哲君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主	幹	留	目	日出子
主	査	留	目	成	人	

◎開会及び開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第54回南部町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（坂本正紀君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、河門前正彦君。

（議会運営委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

※川守田稔君 着席

○議会運営委員会委員長（河門前正彦君） おはようございます。

去る11月22日に議会運営委員会を開催し、第54回南部町議会定例会の運営について協議をいたしました。決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出議案が条例など11件、平成25年度補正予算7件でございます。そのほかの案件といたしましては、陳情2件、常任委員会報告などがございます。一般質問は8名から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

また、陳情書は所管の常任委員会に付託し、審査することにいたしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日11月29日から12月5日までの7日間といたしました。

なお、11月30日と12月1日は休日のため、12月2日は議案熟考のため休会といたします。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（坂本正紀君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂本正紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において1番、山田賢司君、18番、東寿一君を指名します。

◎会期の決定

○議長（坂本正紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日11月29日から12月5日までにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

会期は11月29日から12月5日までの7日間に決定しました。

お諮りいたします。ただいま決定されました7日間の会期中、11月30日、12月1日は休日のため、12月2日は議案熟考のため休会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

ただいまの3日間は休会とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（坂本正紀君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略します。

なお、監査委員より平成25年度随時監査及び平成25年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しも併せて配布しておきます。

本定例会の上程は町長提出議案が18件、陳情2件、常任委員会報告等であります。日程により、それぞれ議題とします。

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（坂本正紀君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の第54回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件であります。条例の一部改正など11件、平成25年度補正予算案7件の、合わせて18件でございます。

提出案件の概要をご説明する前に、台風18号に係る被災者への支援についてご報告いたします。

まず、10月の臨時会で予算のご議決をいただきました被災世帯への見舞金及び特別災害見舞金等について、10月19日、20日の2日間、浸水被害を受けられました184世帯、33事業所を職員が訪れ、直接手渡してまいりました。

また、浸水したトイレの汲み取り助成金については102件の助成金を10月25日、11月1日及び29日に、また、農作物の被害を受けた202世帯に対しましては、農作物特別見舞金を来月12日に順次交付していく予定でございます。

さて、10月18日に本職は、「馬淵川とともに生きる期成同盟会」の関係者の皆さまと県に対して、また、今月7日には、国に対して、青森県議会建設委員会の委員とともに、馬淵川治水対策の早期推進の要望書を提出し、また、来月11日には、東北整備局に対して、「馬淵川とともに生

きる期成同盟会」として要望活動を行うところでございます。

今月9日・10日には、台風18号で大きな被害を受けた門前地区と三戸駅前地区において、防災に関する地域懇談会を開催し、水害対策について、住民の皆様と町や県の防災関係者が意見交換を行ってございます。

馬淵川氾濫の常襲地帯として、度重なる水害に遭われ、「台風が来るたび、大雨が続くたびに、増水しないかと不安な生活を送っている。」という切実な声を聞き、一刻も早く、地域住民が安心して暮らせる町となるよう、国・県に対して、馬淵川の治水対策、河川整備を、なお一層力強く要望し取り組んでまいり所存であります。

さて、我が国の経済は、内閣府が発表した11月の月例経済報告によりますと、住宅建設や公共投資の増加や個人消費が持ち直し、堅調に推移していることから、「景気は緩やかに回復しつつある」としております。先行きについては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要により、底堅く推移するものと見込まれておりますが、海外景気の下振れリスクに留意する必要があるとしております。

過去最高に迫る水準まで業績が回復している自動車企業がある中で、中小企業や小規模事業者の多い地方においては、景気回復の効果が十分及んでいるとは言えない状況にあります。

こうした中、消費税の増税が決定し、来年4月には、税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられることとなってございます。今後、増税の影響が大きい家計や、景気回復の実感が乏しい地域経済を支える取り組みが重要になると考えており、国においては、地方経済が潤う力強い経済対策を早期に行っていただきたいと考えております。

次に、町内における農作物の状況についてであります。まず、東北農政局が公表した水稻の10月15日現在の作況指数は、103の「やや良」となってございます。収穫された米の一等米比率につきましては、収穫期の雨による刈取時期の遅れやカメムシ被害により、昨年同様に一部では低い状況となっております。また、米の価格については、東日本大震災以来高値で推移してまいりましたが、24年産米の大量な在庫を抱えていることから、低調傾向にございます。今後においては、「南部町産米ブランド化推進委員会」を設置し、商標登録いたしました「南部達者米」の生産とブランド化を図ることにより、本町の知名度及び地域農業の活性化につながるよう、関係機関とともに技術指導に努めてまいります。

次に、野菜や果樹についてであります。春先の天候不順や猛暑の影響が心配されておりましたが、長芋は、平年より小ぶりではありますが、価格は平年並みで推移しております。ネギ、ホウレンソウなどは、猛暑や台風の影響で全国的に品薄傾向により高値で取引されております。

りんごについても、小玉傾向にあるものの、「ふじ」など晩生種の価格は、堅調に推移している状況であります。

春先の低温、夏季の高温干ばつや例年になく頻繁に上陸した台風など、栽培管理に苦勞の多い年でしたが、豊穰の出来秋を迎えることができました。

昨年、青森県立名久井農業高等学校が復活させようとして取り組んできた「南部太ネギ」は、生産農家を広げ、多くの方に甘くておいしい「南部太ネギ」を提供できるよう普及を図り、今後においても引き続き、安全・安心で質の高い農産物が提供できるよう、より一層の情報提供や営農指導に努めてまいり所存であります。

次に、毎年恒例の産業まつりとして、今年9日、10日に「ながわ産業まつり」が、また16日、17日には「ふくち特産品まつり」が開催され、果物や野菜を求め、多くの買い物客で賑わったところでもあります。来月1日には「なんぶりんご市」が開催されます。

より多くの来場者にご満足いただけるよう準備してございますので、たくさんの方に南部町自慢の果物や野菜を購入していただきたいと考えております。

町では、現在、新年度予算編成の作業中であります。人口減少社会、超高齢化の進行等、社会経済情勢の大きな変化に的確に対応していくためには、これまでと同様の考え方や取り組みにとらわれず、新たな視点や価値観で事務事業の内容、手法を検討し、これまで以上に、事務事業の必要性や効率性を見極め、最小のコストで最大のサービスを提供できるよう、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、業務の改善を主眼に編成に努めてまいります。

2020年には、オリンピック、パラリンピックが東京で開催されることになり、また、プロ野球日本シリーズでは東北楽天が日本一に輝くなど、日本に、また東北に大きな夢と元気を与えていただきました。

本町におきましては、「友～ったり、遊～ったり、農～んびり」をキャッチフレーズに、平成16年10月から町民とともに築き上げてまいりました「達者村」が、来年で開村10周年を迎えます。

今後においても、地元の人、自然、文化と交流を深め、「日本一おもしろい村」として、全国からの来訪者の方々に「達者村」を魅力ある故郷づくりに努め、町民の皆様へ夢を与えられるよう元気なまちづくりに取り組んでまいり所存でありますので、議員各位のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件につきまして、順にご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、はじめに議案第111号、南部町税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例及び南

部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法の改正による延滞金の見直しに伴い、第50回定例会で可決されました南部町税条例に準じるよう所要の改正を行うものであります。

次に、議案第112号、南部町観光施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。町の観光施設であるチェリリン村の使用されていない老朽施設を撤去することに伴い、規定の整理を行うものであります。

次に、議案第113号、南部町営地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。駐車場に使用する市場用地の取得により、敷地面積を改めるものであります。

次に、議案第114号、南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律及び地方税法の一部改正に伴い、入居者資格の緩和及び家賃の滞納に係る延滞金について、南部町税条例の規定に準じるよう所要の改正を行うものであります。

次に、議案第115号及び議案第116号についてであります。二又地区で給水している南部町簡易水道事業が、平成26年4月から、八戸圏域水道企業団に統合されることに伴い、南部町簡易水道事業給水条例及び南部町簡易水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を廃止するものであります。

次に、議案第117号、南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてであります。簡易水道事業の廃止及び工業団地造成事業の完了に伴い、南部町簡易水道事業特別会計及び南部町工業団地造成事業特別会計を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第118号、指定管理者の指定についてであります。平成26年3月31日で指定期限が満了する南部町健康増進センター並びに南部町総合交流ターミナルの2設について、公募により選定した「医療法人はらだクリニック」を議会の議決を経て、期間を定めて指定管理者に指定するものであります。

次に、議案第119号及び議案第120号町道の路線廃止について及び町道の路線認定についてであります。福地地区の苫米地橋の廃止により、町道苫米地橋線を廃止すると共に、廃止された苫米地橋を除いた残路線を、町道として認定することについて道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第121号、土地改良事業（災害復旧）の施行についてであります。台風第18号により被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業を施行するにあたり土地改良法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第122号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第5号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ6億9,790万6,000円を追加し、予算の総額を105億4,194万9,000円とするものであります。

それでは、歳出の主な補正内容につきまして、ご説明いたします。

2款総務費であります。減債基金積立金に4億5,000万円を追加し積み立てるほか、徴税費に地方税法改正に伴うシステム改修委託料、滞納整理機構の滞納金の徴収増に伴う青森県市町村総合事務組合負担金など1,511万5,000円を追加しております。

次に、3款民生費であります。南部町社会福祉協議会への福祉車両購入に伴う補助金158万4,000円、前年度の障害児施設措置費国庫負担金確定に伴う返還金などを追加すると共に、国民健康保険特別会計繰出金については、健康センター建設事業の特別会計の起債額の増加に伴い、介護保険特別会計繰出金については人件費等の調整に伴い、各々減額したものであります。

次に、4款衛生費であります。新たに国から交付される地域の元気臨時交付金を財源とし、医療備品の整備等を進めるため、名川病院への負担金1億65万6,000円を増額したほか、風しん予防接種料に係る委託料などを追加しております。

次に、8款土木費であります。道路橋りょう費に大向後渡・後構地区の避難道を整備するため、緊急を要する道路事業として、測量設計業務委託料145万円を計上いたしました。

このほか住宅管理の修繕料に147万円。9款消防費に、台風18号の時間外勤務手当として150万円を追加計上いたしました。

次に、10款教育費であります。高騰している灯油、電気料など小・中学校の燃料費、光熱水費を追加したほか、人件費の調整に伴う給食センター特別会計繰出金などを減額したものであります。

次に、11款災害復旧費であります。台風18号により被災した農地、農業施設、町道及び河川等の災害復旧工事費など合わせて1億7,547万6,000円を追加したものであります。

このほか今回の補正では、それぞれの款項目において、4月の人事異動に係る給料、職員手当など人件費を調整いたしております。

これらの財源として、鉄道関係償却資産の軽減期間終了に伴い増額となった町税や地方交付税、災害復旧事業補助金、地域の元気臨時交付金などの国庫補助金、農地等災害復旧事業費県補助金のほか、町債として農林水産業施設災害復旧事業債及び公共土木施設災害復旧事業債などを充当するものでございます。

次に、議案第123号、平成25年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）につい

て」であります。人件費等の調整をするものであり歳入歳出それぞれ1,042万2,000円を減額し、予算総額を1億8,029万1,000円とするものであります。

次に、議案第124号、平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてありますが、歳入歳出それぞれに269万6,000円を追加し、予算総額を35億72万6,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、国民健康保険税のシステム改修に伴う委託料及び人件費等の調整に伴う増額分などを追加したほか、保健事業費の財源組み替えを行ったものであります。

次に、議案第125号、平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてありますが、人件費等の調整に伴い、221万8,000円を減額補正するものであります。

次に、議案第126号、平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算（第1号）についてありますが、地域の元気臨時交付金が交付されることに伴い、医療機器購入の財源を企業債から他会計出資金へ財源の組替補正をするものであります。

次に、議案第127号、平成25年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてありますが、施設の改修工事契約額確定に伴う執行残及び消費税確定申告に伴う公課費などを減額し、人件費の調整を図ったほか、財政調整基金の積立金を追加するなど、歳出全般の組替補正を行うものであります。

次に、議案第128号、平成25年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてありますが、人件費等の調整及び施設の修繕料を追加したほか、入所者及び利用者の減に伴い、委託料など合わせて190万5,000円を減額したものであります。

以上、提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒、原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に人事案件のほか、青森県市町村総合事務組合規約の変更を追加提案させていただく予定でありますので、付け加えさせていただき、提案理由といたします。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎陳情第2号及び陳情第3号の上程、委員会付託

○議長（坂本正紀君） 日程第5、陳情第2号及び日程第6、陳情第3号を一括議題とします。

本日までに受理した陳情2件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました
請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告します。

なお、教育民生常任委員会は本日、本会議終了後に開催します。

.....

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、12月3日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれにて散会します。ご協力まことにありがとうございました。

(午前10時26分)

平成25年12月3日（火曜日）

第54回南部町議会定例会会議録

（第2号）

第54回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成25年12月3日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

12番 工藤 幸子

1. 社会科授業と体験学習について
2. 馬淵川の氾濫について

5番 夏堀 文孝

1. 南部町の教育方針について

3番 中館 文雄

1. 地域の産業振興と雇用政策について
2. 町有地及び借上げ地の現状と活用について並びに公共施設（地域集会所は除く）の活用率・活用実態について
3. 防災対策の取り組みについて

14番 立花 寛子

1. 安倍政権の農政改革について
2. 水害対策について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山田 賢司 君	2番	八木田 憲司 君
3番	中館 文雄 君	4番	工藤 正孝 君
5番	夏堀 文孝 君	6番	沼畑 俊一 君
7番	根市 勲 君	8番	河門前 正彦 君
9番	川井 健雄 君	10番	中村 善一 君
11番	佐々木 勝見 君	12番	工藤 幸子 君

13番 馬場又彦君
15番 川守田稔君
17番 坂本正紀君

14番 立花寛子君
16番 工藤久夫君
18番 東寿一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	谷内恭介君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	高森正義君
農林課長	川守田貢君	農村交流推進課長	西村幸作君
商工観光課長	福田修君	建設課長	工藤良夫君
会計管理者	若本勝則君	名川病院事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	麦沢正実君	市場長	工藤敏彦君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君
社会教育課長	西村久君	農業委員会事務局長	北山哲君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根市良典	主幹	留目日出子
主査	留目成人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第54回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁合わせて60分以内とします。制限時間を有効に使っていただくために、質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせしますので、ご協力のほどお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

12番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

(12番 工藤幸子君 登壇)

○12番（工藤幸子君） おはようございます。

さきに通告をしておりました2点について、1点目、町長、教育長のご答弁をお願いします。

まずは1点目でございます。社会科授業と体験学習についてであります。

南部町中学校の海外研修に多くの生徒が参加できるよう、定員の拡大や自己負担の分割払い等、保護者が生徒を参加させやすい工夫はできないのか。さらなる町の支援が必要と考え、質問いたします。

ご存じのように、百聞は一見にしかず、また、鉄は熱いうちに打てと戒めの言葉がありますが、社会科授業においてはそれに加え、大筋の理論というすばらしい言葉があるのではないのでしょうか。理論があれば経験世界から一定の事実を引き出すことができ、また社会科授業を設計、分析

もできると思います。例えば、あの人は理論家でと、その言葉は明らかに称賛できますが、理論のない授業と評価されれば最低の評価を受け取らざるを得ないのであります。指導者あるいは研究者であれ実践者であれ、皆、理論を持つことにあこがれていると思います。

※根市勲君 着席

しかし、実態はつかみどころがない場合が往々にしてあるのでは。子供たちに社会事象に関する知識を豊富に持たせれば、関心や意欲を持った授業展開が可能になる。我が町も昨今は、学芸会等々も身近な地域で学んだ体験を生かした学習発表会をもって従来の学芸会としておるのですが、これは学習素材の分析と深みがある発表会にするように心がけていると思いますが、体験を生かし、現実を見ているので、これがなければ有効に社会認識を持って発表することができないわけで、多くの授業の場合は理論は明示されないで、例えば教師が生徒に「あの場面はえーつと」と、資料を使って子供の問題意識を鮮明にしない教師の指導の場面が多過ぎて、子供たちがみずから学ぶ姿が見られない等の批評が飛び交っているのではと思うのであります。また、これまでは社会科授業における実態が明らかにされていないのではないのでしょうか。そこで、体験豊かな子供は社会問題を具体的に考えることができ、問題を中心にした社会の事柄や過去や未来の社会認識の形成もできるのであります。

そこで、我が町、次世代を担う子供たちはどんな形で日本はもとより世界を感じながら目標を立てることができるのか。国際時代を目前に、厳しい社会の中で輝くようになれるのか。どんな環境でも生きていけるようになるためにも、中学校の海外研修を重んじなければならないと思うのであります。南部の子、地域の子、一人一人が宝であります。40人という枠の中で選ぶのではなく、自己負担金の支払いの分割方法等も考え合わせながら対応することも大事にしてほしいと強く私は要望するものであります。

次に、馬淵川の氾濫について、町長にお伺いいたします。

住民の安心できる生活確保のため、河川の改善をどのように進めるのか、今後の方向性についての見解をお伺いしたいと思います。

馬淵川も流水と土砂の相互作用によって河川は少しずつ形成され、それが洪水という大きなエネルギーによって絶えず変化しているのであり、それと同時に営々と続いてきた人間の営みにより、これまでも河川の自然環境も大きな影響を受けてきたと思いますが、特に戦後の高度経済成長期の開発は目覚ましく、環境も大きく変化し、河川の姿もまた変化してきたのではないでしょ

うか。河川の自然条件と人間とのかかわりの中で、一つとして同じ川はないと思いますが、馬淵川は比較的河口に近く、種々の川の受け皿になっているため、水の行く先を見失う。これまでは一級河川と自負していたところもありましたが、最近はやや時として人々の生活を脅かし、町民の行き場を失う。しかも、人災といっても過言ではありません。

戦後の都市への人口集中により流域の池や湿地など保水域は埋め立てられ、さらには住宅や道路の建設などによって雨が浸透する面積は減少するのであります。雨は短時間で河川まで到達し、保水域、浸透域の減少、流出量は増大し、その結果、昭和30年代になりますと新しい形の都市、水害と言われる洪水が頻発するようになったのであります。それにより、都市の中水河川では保水域、浸透域の減少、地下浸透域の減少、湿地の減少等が生じ、湧き水の減少等と地球温暖化も相まって想定外の増水で被害を来す。これは住民も安心して生活することはできません。そのためにも、これを自然災害だからと放置することはできない。

そうこうしているうちに、我が町の強力な水害地域に土のうのトンパックがところどころに設置されました。しかも、申しわけ程度の未完成の試みで。ですけれども、トンパックが置かれたということは、その後に近々の施策を示唆し、希望を予測することができるのか否かでありますが、いずれにしても、水流の方向を変えなければ改善を期待できないと思うのですが、町長の施策と国、県の様子はどうなっているのか、現状をお聞きしたいと思います。

よろしくお願ひ申し上げます、質問にかえます。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、最初の中学生海外研修事業の定員の拡大及び自己負担金の分割払いなど、参加しやすい工夫及びさらなる町の支援についてというご質問でございますけれども、まず私から若干ご答弁申し上げます、教育委員会のほうからの答弁にしていきたいと思ひます。

まず、分割払いの方法でございますが、参加者が決定してから数カ月間ありますので、海外へ出発するまでの期間内で分割払いができることが可能かどうか検討してまいりたいと、また教育委員会のほうでも検討してみるように指示したいと思ひてございます。

次に、研修に係る経費でございますけれども、1人約30万円でございます。その3分の1程度に当たる9万円を参加される生徒の保護者からご負担をいただひている状況でございます。3分

の2については町が負担しているということもご理解を賜りたいと思っております。

定員拡大につきましては、合併当初は30人で行ってまいりました。少しでも多くの生徒たちに経験させたいという思いで、途中から現在の40人ということで増員も図っているということもぜひご理解をいただきたいと思っております。

次に、馬淵川の氾濫に伴う河川の改善と今後の方向性についてのご質問でございます。馬淵川の河川改修につきましては、9月の定例会におきまして河道掘削工事の洪水被害軽減効果の検証、法師岡狭窄部分については専門家からも助言を受け、根本的に解決しなければならないとし、今後も馬淵川とともに生きる期成同盟会として八戸市、三戸町と連携し、河川改修の推進と馬淵川中流域を国直轄による一体管理として国と県に要望していくとお答えしたところでございます。

河川の改善といたしましては、河道掘削、既に相内地区は輪中堤を整備しているところでございますけれども、平成25年9月の台風18号により、ご承知のとおり床上・床下浸水家屋186戸、農地冠水約344ヘクタールと、2年前と同じ甚大な被害を受けたことから、より一層の河川改修の要望活動が必要と考え、期成同盟会を10月8日に開催し、今後の河川改修として河道掘削の推進、輪中堤の整備促進、河川狭窄部の整備促進、堤防高の見直しなど、次に現在の国直轄区間の早期完成と中下流域一体の国管理の実現、さらには地域住民との意見交換会の開催について要望書を取りまとめるとともに、新たに田子町の加入を決議いたしましたところでございます。

10月18日には南部町議会と期成同盟会との合同で要望書を県知事へ提出し、早急に検討していただくよう意見交換をしてきたところであります。また、11月1日、青森市で開催されました東北地方治水大会において、青森県河川砂防協会の代表として私が南部町の現状について意見発表をしてまいりました。11月7日には青森県議会建設委員会と期成同盟会の合同で、国土交通省及び国会議員の方々への要望を実施し、さらに今年11日、東北地方整備局への要望を予定しているところでございます。

幾度となく繰り返される馬淵川の氾濫により、地域住民の不安は募るばかりでございます。現在進めている床上浸水対策特別緊急事業、当時、平成29年度完了予定でございましたが、2年前倒しをしていただいて、平成27年度までに完了していただくということで今、工事を進めているところでございます。

また、先般、国交省また県選出国会議員の先生方にも要望してきたところでございますけれども、先日連絡が入りまして、新聞にも出ておりました。今年度の予算に3億円追加で補正が認められたという連絡がありました。住民の生活の安全と安心を確保するためにも、今後も河川改修

整備促進に向け、これまで以上に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

何分、管理が県管理、また県においても当然県の予算では多額になるわけでございますから、国のほうにお願いをしていくという中で、我々も町の予算でできる工事額ではございません。また、本来、一級河川というのは本来であれば国が管理すべき河川なわけでございます。私どもは現状をしっかりと訴えながら、一日でも早い、そういう河川整備に向けて、これまで以上にまた全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方にも今後またご協力、ご指導いただきながら一緒に早期完成に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） では、工藤幸子議員にお答え申し上げます。

中学生海外研修事業の定員の拡大や自己負担金の分割払いなど、参加しやすい工夫及びさらなる町の支援についてでございますけれども、この研修事業は南部町総合振興計画の後期基本計画に基づいて、訪問国の歴史や文化、産業等を視察するとともに青少年同士の親善交換を行って、国際的感覚が豊かな、次の次代を担う人材を育成することを目的として実施しておりますところでございます。

募集の定員は平成19年から24年度までが40人で、この間の参加生徒の平均は34名となっております。平成25年度からの5年間の中学2年生の生徒数は170名程度で推移することから、募集定員はこれまでと同様に中学2年生生徒数の2割程度に当たる35名として継続して実施してまいりたいと考えております。どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、自己負担金についてでございますが、これまでは海外研修に出発する前に一括して納入していただいております。先ほど町長より答弁ありましたように、議員ご提案の自己負担金の分割払い、その方法につきましては参加者が決定してから海外へ出発するまで、この期間内で分割できるように検討してまいりたいと考えております。

また、これまでの実施時期は夏休みの期間でありました。そのため、県大会に出る生徒、または東北大会に出る生徒、そういうふうな希望する生徒たちがちかっていたということで、参加しづらいなどの課題がありました。そういうことも含めて、平成25年度は県大会や新人戦の開催時期を除いた10月下旬に変更したところであります。

今後も国際化の一層の進展に対応し、広い視野と豊かな国際感覚を身につけた人材の育成と積極的に交流するまちづくりを進めるため、海外研修事業を推進してまいりたいと思っております。

今年度からアメリカ、ハワイ州、オアフ島で実施していました海外研修をカナダ、ブリティッシュコロンビア州、バンクーバー市に海外研修地を変えまして、10月25日から11月1日までの6泊8日の日程で海外研修を実施いたしました。研修生34名はカナダの歴史、文化を自分の目で肌で感じ、多くのことを学びながら、ホームステイや学校訪問を通し、生きた英語を勉強するなど、実り多い海外研修であったことをあわせてご報告申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 再質問ですが、金額、例えば9万とか10万の話ではないと思いますけれども、だけれども、それもできない生徒もいると思うんですよ。だけれども、中学校がこういう海外旅行というのはそんなに頻繁にあるものではないのでありまして、海外に行っても、アメリカでもその中で中国のお店とかそういうものもたくさんあると思います。私も1回ニューヨークまで行ってきましたので、少しはちょっと様子がわかるんですけども、やはり行って見聞きしますとそれについていろんなことが想像できますし、そして世界のことも様子がわかるし、とてもいい計画だと思しますので、あえて私は海外旅行ということに重きを置かなければならないのではないかと、このように思っています。

中国もそれから韓国も、ほとんど英語が達者なはずだと思います。そういう状況の中で、世界に君臨する子供たちもいると思うんです。そうしますと、ただこの町で住んで農家をやったり商売をやったり、そういうふうにならざるという方も中にはあると思うので、せめて若い、いろいろな意味で敏感である子供たち、そういう育成のためにもぜひこれはもう少し押して、金額とかあるいは方法とか考えていただいて、世界はまず自分の目で見られるという、そういうのを少しぐらいはこれからは少ない子供たちですので、お年寄りがたくさんいる中で発言して、いろいろ支度ができるという子供たちの将来のためにも、もう一歩そういう町の方法が必要かなとつくづく思っている昨今でございますので、これはもう一度検討していただいて、2カ月かそこいら辺、半年ぐらいのところで決めるのではなくて、1万円だって10万円だって9万円だって出せない人は出せないわけで、それと子供たちが何の関係があると思いますか。町でやっていただかなければ子供たちも育成できないという部分も発生してくるわけですけども、そういうことを

考えますと、もう少し真剣に考えていただければいいのではないかと、このように私は思う次第であります。

それから、水害のほうですけれども、今、門前のあたりの船場平のあたりですけれども、掘削作業がさらに継続して実施されておりますが、つい1年ぐらい前の工事が水害でまた撤回されて、その姿も陰もありません。そういう状況の中で、安易に考えて水害を町で処理してしまうということはちょっと言い方が悪いかもしれませんが、そういうふうな状態の中ではやはりあちらこちらの会議で町長さんが一生懸命発言をしてくださって進行状況がいい状態かもしれませんが、その方策として私はある程度、バイパスとまではいきませんが、門前の陸橋のあたりから駅前あたりということだけではなくて、もう少し大きい目であのカーブのところをもう少し真っすぐに、あるいは緩やかなカーブで水もそんなに苦慮しないで流れていくことができるという、そういう場面もあわせて考えながら、もう少し水害に対して真剣に考えなければならぬのではないかと。

例として三戸の大舌、そこの部落は何年前か、何十年、何百年前かもしれませんが、もともとは馬淵川、かんぶんのあたりを水が通っていたそうですけれども、それが少しずつ形を変えて今の現状になっているわけですが、そういうふうにみんなその場から撤退してしまうと。そういう大事なことがそこに存在しているわけですから、もう少し真剣に考えていただかなければならないと私は思っております。意見を出したところの一部だけをやるということではなくて、やはり日本の国と県もかかわっているわけですから、もう少し頑張って物事が進行していくように頑張りたいと思っています。

町長のご所見、もう一度よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 馬淵川の河川整備につきましては、私だけではなく、合併前の歴代首長初め議会、住民の皆さん、同じような思いでお願いしてきたと思います。そして、少しずつ工事に入って動き出してきたということで、現在も馬淵川の工事内容につきましては大向地区、南部地区だけではなく、当然、福地地区、旧名川地区も含めての、また三戸地区の工事内容になっているわけでございます。

ただ、私どもも国、県にお話ししているのは議員と同じ思いでございまして、一時的な工事で解決するには我々は感じ取れないということで、抜本的な河川整備というのをやはり考えて

いただかなければならない。これには相当な恐らく長期計画にならざるを得ないと思ってございます。ですから、今の工事が27年度に完了して、我々は納得しているのではないと。今後の堤防高、これもやはり考えてやっていただかないとなかなか解決しないと思っておりますし、正直今の馬淵川の川幅、高低差で本当に今の工事だけで解消できるのかなという不安もまだ我々も持っています。ただ、県、国のほうでは、まずは今の工事をしっかり完了させていきたいと、その中でまた検証していきたいということでございますので、我々もあくまでも今の工事で納得しているということではないということもご理解をいただきながら、今後も河川整備に向けては声を出してお願いをしていかなければならないと思ってございますので、お気持ちは我々も同じであるということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 中学生の海外派遣についてでございます。

議員ご承知のように、中学生海外派遣予算額、大体1,000万ほどでございます。これを半額負担というふうなことになりますと、1,500万ほどになるということにもなります。議員おっしゃるように、就学が困難というか、そういう方につきましては就学支援ということでやってございます。新たな支援が可能かどうか検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 比較的その場しのぎの答弁で終わるということではなくて、現実はどういう状態なのかということをしかりと頭に置いてといえ失礼ですけれども、そういう状態はどこの協議の場に行っても町長、遠慮なくといえ語弊がありますけれども、遠慮なくしゃべっていると思うんですけれども、ただ、その要点をもう少し納得のいくような、国のことですから大きい川もいっぱい日本国にあるわけで、どれから解決していけばいいかわからないとは思いますが、それでもその順番とか国の考えとかあるわけで、だけれども、やっぱり明かりがとるようなポイントの言葉をよろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 工藤幸子君、先ほど町長も答弁していますけれども、「その場しのぎ」

とかそういう言葉はちょっと慎んでいただきたい。（「はい」の声あり）再質問でも具体的に内容を発言したらいいですけれども、「その場のしぎ」ということはちょっと慎んでいただきたいと思いますので。

あとの答弁はよろしいでしょうか。

○12番（工藤幸子君） 積極的な町長の動き、あるいは状況はわかりますけれども、実際に国の予定の中でもう少しポイント的にお話をさせていただいたりやればもう少し何とかなるのかなど、そんな感じもしないではないので、そこら辺にもう少し頑張ってくださいと、そういう状況でございます。町長さんも上京することがたまたまあったり、青森方面に足を向けることもたまたまあったりで、なかなか思うようではないと思いますけれども、大変ご苦労さまですけれども、その点をひとつよろしくお願いして終わります。

○議長（坂本正紀君） これで工藤幸子君の質問を終わります。

5番、夏堀文孝君の質問を許します。夏堀文孝君。

（5番 夏堀文孝君 登壇）

○5番（夏堀文孝君） 皆さん、おはようございます。

今定例会での私の一般質問は、南部町における教育方針についてという大きい題で見出しをつけております。

まず1点目といたしまして、小学6年生と中学3年生が対象の全国学力テストについて、現在、市町村単位での学校別成績公表を禁止しておりますが、学校長の判断で自校の成績は公表できるとしております。現在において、南部町内の小中学校での成績公表はどうしているのか、まず1点。

また、都道府県知事や教育委員会からの聞き取り調査では、40%以上が学校別の公表をするべきだとし、先般の文科省の発表では自治体の判断で学校別公表を容認する検討を始めておるようでございます。それについて、町長とまた教育委員会の意見はどのようにお考えでしょうか。

2点目といたしまして、工藤祐直町長が就任以来、町の単費を使って肝いりで行っている2つの事業、海外を見聞し、生の外国語を味わってほしいというお考えで行ってきました中学校海外研修事業、また各学校独自の特色を出してもらいたいとの考えで予算化をしております特色ある学校経営事業がございます。子供たちにどのような効果をもたらして、学校ではどのような取り

組み、成果が出ているかをお尋ねいたします。

また工藤幸子議員の質問での中学生海外研修事業の答弁もいただいておりますけれども、重複するかもしれませんが、よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀文孝議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初に、学力テストの学校別結果公表についてでございますが、これにつきましては教育委員会のほうから答弁させたいと思いますが、いずれにしても気をつけなければならないのが個人が特定されるような部分というのは十分配慮はしなければならないだろうなと思ってございます。学力テスト、それ自体が学校全てを評価するものではないわけでございますが、一つの評価として学力の部分というのがあるわけで、これは承知してございます。そういう中で、その部分だけでその学校自体がそれで評価対象にならないように気はつけていかなければならないなというふうには感じてございます。

次に、中学生の海外研修についてのご質問でございますけれども、先ほど工藤幸子議員にもご説明をいたしました。合併後、これまで240名の生徒たちが海外事業に参加してございます。研修事業での新鮮な驚きと感動、数々の体験によって、参加された生徒一人一人に自覚と責任、誇りが芽生え、自分の目標に向かって進んでいく上で、海外に行くことによって海外のよさを知り、また海外のよさばかりではなく、海外に行くことによって逆にまた日本のよさ、南部町のよさということも感じる事ができる、そう思うてございます。事業としてはやはり継続してまいりたいと思つてございました。

先ほど工藤幸子議員さんからも負担金等々のご要望がありました。現在9万円程度、3分の1の負担をいただいているわけですが、9万円、仮に7万円、5万円、1万円にしても、我が家は厳しいという方はこれは当然あると思つております。そうなると、その考えからいくと、全てをただにもしなければならぬというふうにもなるわけでございますが、今1,000万ほど教育委員会のほうで町負担があるということになると、今2割程度、5倍と、5,000万ほど、多額になるわけでございます。これは教育委員会だけではなく、財政のほうとの見通しも立てていかなければならぬわけでございますが、安易にここで私もすぐできると言えないのも事実でございます。

ただ、どういうふうにしてふやすことができるのかと、そういう方法というのは常にこれは考えていかなければなりません。最初30人でした。何とか少しでも多くしたいということで、いろいろな工夫をしながら10名まではふやすことができましたわけですので、そういう部分で、我々も教育委員会とともにまたいろいろな考え方、工夫、これは常に前向きに考えていきたいと思っておりますので、その点もご理解をいただきながら、さらに英語力といいますか、これは今、世界の共通語みたいなものでございまして、そういう観点から私どもも2年前に職員、英語の専門職員を町単独で採用いたしました。非常にTOEIC高い方を採用することができたわけですが、今後やはり英語力をつけていかなければならないということは非常に私も思っております。そしてまた、近隣アジア国との今後の交流という、国際グリーン・ツーリズム等々も含めてこれは推進してまいりたいと思っておりますので、そういう中で今後も検討してまいりたいと思っております。

次に、特色ある学校づくりでございますけれども、この事業につきましては予算は町で確保し、それぞれの学校で地域の特性を生かしながら事業を考えていただきたいと、みずからが考えて行ってほしいという趣旨の事業でございます。学校と地域とのかかわりをこれまで以上に生かすことができるようになってきていると思っております。工夫しながら事業計画を立て、実践している学校を今後も継続して支援していくことでさらに質の高い教育効果が得られるものと考えておりますので、今後ともまた議員の皆さんからもそれぞれの学校の取り組みを見ていただいてご指導いただければ大変ありがたいと思っております。

あとはまた教育委員会のほうから答弁させていただきたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） では、夏堀文孝議員にお答え申し上げます。

まず、文部科学省が4月下旬に毎年行っています、小学6年生と中学3年生を対象に行っています全国学力学習状況調査、通称全国学力テストの学校別の結果の公表についてでございますけれども、全国的な学力調査に関する専門家会議では、各学校の平均正答率だけではなく、各学校の学力向上策や指導の改善すべきポイントなども一緒に公表すること、公表する内容は事前に各学校と協議することなどを条件に、平成26年度から結果の公表を教育委員会に委ねるようにと、文部科学省に求める意見書をまとめたことが報道されました。文部科学省ではこの意見を踏まえ

て、結果の公表のあり方を決めて、平成26年度以降の実施要領を作成するとしておりましたが、先日の11月29日の閣議後の記者会見において、下村文部科学大臣が来年度から公表できるようにすると正式に発表がなされたところでございます。

南部町教育委員会としましては、この学力テストには小学校の国語と算数、中学校では国語と数学、この2教科で実施されておまして、測定できる学力はほんの一部であることを踏まえながら、今後、学校長、また学校別結果の公表についての意見交換を重ね、文部科学省から示される新たな実施要領の内容を確認して、過度な競争や学校の序列化につながらないように慎重に判断してまいりたいと考えております。

なお、町内の小学校の中には調査対象の学年が少人数の学校がありますので、仮に平均正答率を結果として公表する場合にしても個人が特定されないように、個人情報保護を含め十分な配慮が必要だと考えております。

続きまして、町の単独事業として進めています中学生海外研修事業の成果と効果についてお答え申し上げます。

この研修事業の趣旨は、先ほど工藤幸子議員にもご説明申し上げましたとおり、訪問国の歴史や文化、産業等を視察するとともに青少年同士の親善交換を行って、国際的感覚が豊かな、次の次代を担う人材を育成することを目的としております。研修事業では、ホームステイの体験を通して英語によるコミュニケーション能力の向上や自主自立の心の目覚め、日々の学習意欲の向上など期待できると考えております。

私はいつも結団式では団員の生徒たちに、帰ってきたらこの経験をもとにリーダーになってほしい、将来南部をしょって立つ、または貢献できる人材になってほしいということを常々生徒たちをお願いしているところでございます。これまで参加された生徒の中には、学校行事でリーダーとして活動している生徒、さらにはALT、英語助手でございますけれども、その先生方とかわりが積極的になった生徒、さらには英語スピーチコンテストで入賞できた、また英語検定に挑戦する生徒がふえた、大学に進学して将来英語を生かした職業を希望しているなどなどの研修事業によると思われる効果が出てきております。

続きまして、特色ある学校経営事業の結果と成果についてお答え申し上げます。

特色ある学校経営事業は、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成するために、町内の小中学校において学校経営に創意工夫を凝らし、学校教育の活発な活動を推進することを目的として実施している事業であります。

これまでに実施されました主な事業の内容といたしましては、小学校では野菜や米などの育て

方を学習する農業体験、駒踊り、えんぶり、ナニヤドヤラの伝統芸能の継承活動、お年寄りとの交流活動、または竹馬や一輪車による体力づくり、本の読み聞かせ活動による読書の推進、また少年消防クラブ、これを組織して行事に積極的に参加するなど、各小学校とも特色ある教育活動を展開しております。

中学校におきましては、桜のイルミネーションとライトアップ、今、杉沢中学校ではあのように大変すばらしいイルミネーションを毎年やっていただいております。えんぶりや南部手踊りの伝統芸能の継承活動、また立志式での講演会、幼稚園や保育園の訪問、総合的な学習の時間での講演などなど行っております。子供たちに自然との触れ合いの中で、郷土を愛する心、豊かな心を育成することができていると感じております。中学校ではさまざまな生き方に共感することで、豊かな人間性や社会性、これからの自分の進路や将来の夢についての意識を高めることができていると思います。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありますか。夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

そもそも私は、学力だけで子供たちの能力を推しはかることは大反対であります。しかし、現在やはり学力が就職、進学にしろ、判断基準はないのもこれは事実でありまして、この全国学力テストにおきましてもやはり全国の中で自分がどれぐらいの学力の能力があるのかという、そういった判断基準というのは必要になってくるのかなと思っております。

ただ、学校単位で公表すれば、やはりその学校、学校が学力を上げるために違う授業がおろそかになったり、結局この特色ある学校経営とかさういう、本当に心をはぐくむ授業にも影響してくるのかなと思っておりますので、先ほど答弁ありましたとおり、いろんな地域の父兄さん方にもいろいろお聞をして方針を決めていただきたいなと思っております。

それから、中学校海外派遣事業でございますけれども、ずっと、平成19年からの資料がここにありますがけれども、昨年までハワイということで研修地になっておりましたけれども、カナダにことは変わっております。そのカナダを選定した理由と、それから参加人数を見てみますと、最初の年は40人、40人、あと29人、27人というときもありまして、先ほどの答弁で学校行事と重なって参加できなかったという部分もあるかと思っておりますけれども、先ほど工藤幸子議員が質問し

ましたけれども、やはり金銭的な部分といったものも大きいのかなと考えています。先ほどのそれは答弁で大体わかりましたけれども、研修地の選定ですね、その基準はどういったところから選んでいるのかをお聞きしたい。

それと、特色ある学校経営事業のほうですけれども、町長答弁されました学校と地域のつながり、そういった取り組みなどに使っていただければという話でありましたけれども、ちょっと見ておきますと、書画カメラ・スクリーンセット購入、花壇の整備、あとは図書室の環境整備ということで天井スタンドというものも入ってございます。前に教育民生常任委員会のときに学校に行って聞き取りをしたときに、軽微な修繕とかにも使わせていただいているというお話も聞いたことがございますけれども、こういった軽微にしても修繕とか備品購入、これはやはり別枠で整備をしていったほうがこの趣旨に合うのではないかなと思いますけれども、その部分、どうお考えか、再質問したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

○教育長（山田義雄君） 私のほうから、学力についてお話を申し上げたいと思います。

現在、国では確かな学力、豊かな心、そしてたくましい体、これを三本柱に教育活動を展開しております。何といたっても学校の使命は学力を子供たちに保障してやることだということで、国もこの全国学力テスト、または青森県も実施しております、全国学力テストの場合は先ほど答弁いたしましたように小学校は国語・算数、そして中学校は国語・数学、青森県の場合は小学校は4教科、国数理社4教科でございます。そして中学校はそれに英語を加えた5教科になります。ですから、本当に内容として青森県の調査のほうが総合的にわかりやすいんですけれども、ただ、全国の場合は6年生、そして中学校3年生、青森県の場合は5年生、そして中学校2年生になっております。

まず、国の今までの状況をお話ししますと、現行の実施要領では都道府県教育委員会による区市町村や学校別の成績の公表を禁ずるということで今までやってきました。南部町も小学校の場合、または中学校の場合、ほぼ参観日とかそういう部分で保護者にも公表してあります。自分の学校のですね。そういう公表の仕方がほとんど中心でございますけれども、これからは区市町村の教育委員会の判断で学校名を明らかにして調査結果を公表できるとなります。さらには、都道府県の教育委員会は区市町村の同意を得た場合、区市町村名、学校名を明らかにして公表できると、そういうふうの実施要領が変わることになります。

その場合、特に配慮しなきゃならない点が幾つかありますけれども、特に平均正答率の数値のみで調査結果の分析結果や改善方法を公表するというので、ただ正答率の数値だけ発表してじゃなくて、その分析、そして改善方法、これもあわせて公表すべきだと。さらには、教育委員会は学校と公表内容、方法について事前に十分相談する、そういう対応が必要だと。さらには、平均正答率などの数値について一覧表での公表や順位づけ、1、2、3というふうなことは禁ずるという内容になっております。

まず、平成26年度から私たち南部町でも本当に知る権利、説明責任、そういうのを踏まえて慎重に子供たちの学力、一人一人を伸ばしていくためにもどういふふうな方法、方策がいいのか、十分検討した上で取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） それでは、中学生の海外派遣と特色ある学校経営事業についてお答え申し上げます。

カナダに変えた理由ということでございます。ご存じのように、時期も違いますが、ハワイのほうは買い物でも日本語が通じるという部分もございますが、英語圏ということで基本的にカナダのほうに変えた部分もございます。あと時期が、先ほど工藤幸子議員さんにもお答えしましたように、夏休み期間中という部分ではハワイのほうが経費的にちょっと高いという部分もございますし、時期的に期間が夏休み期間というふうになってございます。そういうこともございまして、時期をずらして今回カナダにしたということで、10月に行きまして、今回初めてこれまでとは違って現地の中学生等の授業を実際体験していただいたことになってございます。朝から午後3時ごろまで丸一日ペアを組んで授業を体験してもらったということができたところでございます。

あと特色ある学校経営につきまして、カメラなんかは別な項目でということのご指摘でございます。おっしゃるとおり、各学校にはこの特色ある学校経営事業とは別に、一般的な備品の購入をしていただくために一律約20万円の予算をつけてもらってございます。それで基本的には備品等購入していただくんですが、どうしてもそれではちょっと足りないということもございまして、数万円のこの書画カメラを購入したという状況でございまして、修繕につきましても別な予算項目で各学校10万円ほどずつとってもらってございます。準備してございます。基本的にはそ

ういう小さな修繕につきましてはそれで対応してもらおうということになってございます。今回、議員ご指摘のとおり、修繕という部分では特色ある部分、いろいろ活動してございますが、それに係る修繕というふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） 質問させていただきます。

ハワイからカナダに変わったというのも、別にそれはその選考の理由があると思うんですけども、私が言いたいのは結局、先ほど大体全校170名のうち2割程度、本当にせっかくいい企画だと思うんですよ、本当に。なので、多くの生徒さんにこういう体験をしていただきたいなと思っています。これは工藤幸子議員とも同じ、多分意見だと思うんですけども、そのためにじゃあどうすればいいのかなということをもうちよっと突っ込んで考えてみたらどうかなという部分があって、例えば研修地域も、今、英語ということを行っていますけれども、これからはやはりアジアという拡大している市場もございます。そういった部分でやはり英語にこだわる必要もないのではないかなという考えもありますし、多分英語を教えるんだったら、例えば日本にある米軍の駐留地の学校と交流、交歓するとか、そういったところに1週間ぐらいのホームステイで交代でやるとか、そういった工夫もできると思うんですよ。とにかく、本当にいい企画だと、発想はすごくいいと思うので、もっと多くの子供たちにそういう体験をしてもらえれば本当にうれしいなと思うわけでございます。

あと、全国学力テストの答弁もいただきましたけれども、これを公表するというメリットも多少はあるというふうに記事にも書いてありますけれども、やはり先ほど答弁もありました、人数が少ない学校、そういった課題の多い学校にはそれだけのどういった手当てができるのか、町がそれを公表して、公表することがいい悪いでなくて、それに対してその学校がどこが弱いのか、じゃあ行政はどういう手当てをすればいいのか、職員配置をすればいいのか、そういったところを考える上でこれもまず必要なのかなという、こういう記事を見ていて思ったので、今回この質問をさせていただきました。

お題目は南部町の教育方針についてという大それた題をつけましたけれども、本当に町長が就任されて以来、この2つの事業も含めて、学力だけでなくやはりスポーツ、郷土を愛する気持ち、そういったものをはぐくむ取り組みというのはすごく感銘を受けています。

まだ時間ありますね。ちょっと脱線しますけれども、ふるさと納税というのが最近ありまして、

この間マスコミで1億円収益を上げている町が、ふるさと納税ですね、それでありました。地場産品を送ったりしてそういった収益を上げているというマスコミの報道も見ましたがけれども、やはりふるさと納税というのは自分がその地域で育って、小学校、中学校を暮らして、本当に南部町に住んでよかったな、そして大人になってほかの地域に定住したときにやはり恩返しをしたいな、何か恩返しができないかなという、その取り組みがふるさと納税だったのではないかなという、そういう基本があると思うんですよ。なので、そういった本当に学力だけでなく、南部町に住んでよかったなと思えるような子供たちをつくる、これが我々大人の責任、そして行政、教育者の責任ではないかなと、ちょっと大それたことを言いましたけれども、ますます励んでいただきたいと思います。答弁がありましたら答弁をお聞きして、町長のご意見も最後にちょっとでもお聞きできればと思いますけれども、質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今、夏堀文孝議員さんから子供たちをさらに生かしていくために行政としても取り組んでいく、継続してやっていってほしいという思いと、部分と、そしてまた改善をしながら多くの方々が生徒たちが行けるような、そういうことも考えてほしいということをお願いしました。非常に貴重なご意見、決して海外だけではない、我々には三沢基地という、その方々もおります。今、農村交流推進課のほうでも基地の方々との交流を深めておりまして、今、以前より基地の方々が当町に来ていただく人数がふえてきております。また、教育委員会とまた農村交流推進課のほうともそういう連携をとりながら、仮に海外に行けなかった子供たちは三沢基地の方々のところで例えばホームステイできるかどうか、そういう部分も考えながら経験できる体制というのを考えてまいりたいと思っております。

学力、やはりつけていかなければなりません。それと同時に、学力だけではなく体力もつけていかなければ学力も生かせなくなってくる、そう思っておりますので、そういう部分ではまさに文武両道の子供たちを育成していける、そういう教育、行政含めながら町の取り組みにしてまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） これで夏堀文孝君の質問を終わります。

ここで11時20分まで休憩します。

（午前11時09分）

○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時21分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

3番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（3番 中舘文雄君 登壇）

○3番（中舘文雄君） 私は今定例会に臨み、今日の国内の産業構造の変化や国の政策の変換期を迎え、県の政策はもとより各自治体の取り組むべき政策もまた時代の変化に対応した取り組み、むしろ先取りした政策に取り組んでいかなければならない課題だと思い、その中から現状を確認したく、通告しておきました数点について質問するものであります。

人口減少、高齢者の問題等は全ての自治体に当てはまることであり、我が南部町だけの問題ではありません。そのために子育て対策や支援制度、また福祉の充実等に積極的に取り組みを進めることが大事であり、今日までの町の取り組みはこれまでの調査等でも町民の認めるところであり、そうした政策が町民の安心安定につながり、地域の活力向上にも結びつくことを期待するものであります。

※工藤正孝君 着席

※根市勲君 着席

しかしながら、地方自治体の宿命かもしれませんが、これまでの町民の声で多く聞かれるのは、雇用や就労対策の問題として産業の活性化、また工業や地場産業に対する政策の取り組みに課題が投げかけられ、指摘され続けております。この問題は今に始まったことではなく、長い間求められたことであります。

我が南部町も、基幹産業と言われる農業でも就労者数の減少が続いていると思われまます。社会的現象として唯一福祉産業関係の就労者数の伸びは考えられますが、いずれにしましても新たな政策を検討する上においても現状をしっかりと把握することが大事であります。

そこで、初めに次のことを質問いたします。

合併時に比較して、現在の町内の産業の推移と実態について、特に農業、商業、工業それぞれ

の所得の実態についてどのように把握しているのか、お尋ねします。

次に、雇用政策にかかわる問題についてお尋ねいたします。

町内にもいろいろな企業が活動しており、地域経済の活性化に貢献していることはご承知のとおりであります。しかしながら、さきにも申し上げましたように、雇用問題、就労問題が町民の声として多く聞かれる現状を見ますと、改めて現状を確認しながら町民の力を結集した地域の活性化に結びつく事業の掘り起こしに取り組む必要があると思います。幸いにして、3年後には県立名久井農業高等学校に新設され、農業、工業、商業をいかに結びつけて地域産業に生かしていくか、基礎的知識を学んだ卒業生が誕生します。そうした若者の夢と力を発揮してもらうためにも、町の政策の中に重点的に取り組む等、検討すべきだと思います。

そこで、次のことを質問いたします。

今後の各産業における課題と重点的に推進する政策について、そうした中で雇用政策に結びつける取り組みの必要性についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に今、国政において検討されている農業政策についてお尋ねいたします。

今回はその中で、米作に対する政策が大きく変えられようとしております。そこで、今回発表されている米政策転換により当町の生産者にどの程度の影響があり、その対策にどのような課題があるのかお尋ねいたします。米作を中心とした農業者と、畑作または果樹を中心に取り組んでいる農業者への対応と支援が農業政策の確定とともに検討が急がれると思います。

次に、町有地及び町管理地の状況、並びに公共施設の活用状況等について質問いたします。

町内には町有地があり、また必要に応じて借り上げによる管理地があると思います。そのような土地の利用状況が十二分に有効利用されているのか、現況について。また、公共施設等の活用も広く町民または地域住民の活用に生かされていることが大事であります。必要に応じ、指定管理者と契約により運営されておりますが、施設運営においてどのように活用されており、活用率がどの程度なのか、また利用率を高めるための指導等はどのようにされているのか、お尋ねいたします。

目的を持って建設された施設であり、有効に最大限利用されることが大事であります。現状をお聞きするとともに、特に次の3項目については詳しくお尋ねいたします。

空き地等に対する今後の対策について。

2つ目といたしまして、南部芸能伝承館、屋内ゲートボール場「すぱーく名川」の活用実態と活用率について。

3つ目といたしまして、名川中学校に併設されております図書室の利用実態と図書の充足状態

について、現状を質問するものであります。

次に、防災対策の取り組みについて質問いたします。

馬淵川の災害に対する取り組みについては、復旧ではなく、町長が強く訴えている改良、改修に重点を置き、特に住宅地への災害に対応すべく、優先的な防災工事の実施に向けてあらゆる力を結集して取り組んでいくことが重要であり、その成果に期待するところであります。

そうした取り組みの中で、復旧工事であれば用地問題は最小限にとどまりますが、改修や改良工事になりますと用地問題が発生し、関連する地権者からの協力態勢が重要となります。過去においても、河川工事や道路工事等で地権者からの承諾が得られず、工事が中断したり断念せざるを得なかったという事例を見聞きいたします。特に河川工事の場合は連続性が必要であり、用地確保が重要と思われませんが、現在進行中の工事や今後の計画の中での用地確保の状況、見通しについてどのように認識しているのか、お尋ねいたします。

また、大雨等による災害は馬淵川沿線だけではなく、被害の規模は違うと思いますが、大雨のたびに地元の消防団等が同じ場所に動員され、対応に追われています。しかし、町道や農地への冠水や被害を防ぎ切れない場所があります。私の住んでいる鳥谷地区にもあり、災害が発生するたびに要望等、地元の意見は届けているところではありますが、最善の対策で復旧までです。しかし、抜本的な対策を講じなければ繰り返すだけであります。今、国、県では防災公共工事を重点項目に挙げて対策に取り組んでいる時期でもあり、町内の同じような災害常襲地帯への対策をする事業を何としても確保し、繰り返し災害への対応をすべきだと思いますが、この問題の対応をどのように考えておられるのか、お聞きするものであります。

以上申し上げました地域産業への取り組み問題を初め、町有地、公共施設の活用問題、防災に対する取り組み等について、町長並びに関係者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

大きく分けて3点、詳細につきましては8項目でございますので、順にご説明申し上げます。

まず、町内の農業、商業、工業の所得の実態についてのご質問であります。税務課の所得の申告では工業の所得額が把握できないため、農業及び商業の所得額からお答え申し上げたいと思います。所得申告一覧資料についてはお手元に配付させていただいておりますので、ごらんいた

だきたいと思います。

まず、農業の所得額の推移についてお答え申し上げます。平成19年分の農業所得額は4億9,624万5,000円でした。翌年の平成20年分は2億6,252万5,000円となっております。この年は霜と6月のひょうによる被害の影響がございました。また、平成21年度分でございますが、1億8,237万4,000円と減少しております。これも霜による特にサクランボの不作と、7月の強風によるリンゴの落下の影響がございました。平成22年度分は4億339万1,000円。23年度分は3億4,010万5,000円。24年度分は3億2,364万1,000円と推移しております。

続いて、商業の所得額であります。平成19年分の商業所得額は7億7,359万5,000円。20年分は7億1,922万7,000円であり、この年は景気低迷による所得の減でございました。21年度分は8億8,174万9,000円。22年分は8億3,750万7,000円。23年分は8億5,486万円。24年分は8億3,204万円であり、商業の所得額はほぼ横ばいで推移しております。

次に、商業、工業の実態でございますが、商工会の資料によりますと、合併当時の平成18年度末の町内商工業者数は719名、うち商工会会員数が589名であります。商業、サービス業者数が418名、工業業者数が171名でありました。平成25年10月末の現在、町内商工業者数は637名、うち商工会会員数が460名でございます。商業、サービス業者数が323名、工業業者数が137名、年々減少している状況でございます。

工業統計計上の事業所数でございますが、平成18年度では42事業所で819人の事業員数。1事業所、平均19.5人でございます。平成23年度でございますが、33事業所で739名の事業員数で減少しております。ただ、1事業所数の平均が22.4人と、1事業所では3人がふえてございます。

所得の実態であります。この部分につきましては詳細について把握できる資料を持ち合わせてございませんので、統計調査資料に基づきお答え申し上げたいと思います。

青森県が実施しております市町村民経済計画、第1次、2次、3次産業、全ての所得合計によりますと、1人当たりの所得は平成18年度は190万7,000円、22年度は179万9,000円と減少傾向にございます。この統計資料によりますと、南部町総生産額でございますが、1次産業、平成18年度55億7,600万円、22年度58億7,800万円、2次産業、18年度は61億3,200万円、22年度は52億2,100万円、第3次産業でございますが、18年度は284億7,400万円、22年度は267億3,400万円となっており、年度によって上下はありますが全体的に減少傾向にあることから、それぞれの就業者の所得も減少してきているものと推測されます。

次に、各産業における課題と重点的に推進する政策について、雇用政策に結びつける取り組みの必要性についてでございますが、農業における課題については担い手の減少や従事者の高齢化

による労働力の低下、耕作放棄地の増加などが見受けられるとともに、農産物輸入自由化などに伴う農産物価格の低迷により農業経営環境は一段と厳しさを増している状況にあります。

町では課題解決のため、南部町総合振興計画（後期基本計画）の方針において、農業生産基盤の整備、農業の担い手の育成、耕作放棄地の発生防止、認定農業者などへの農地集積、地産地消の促進、環境保全型の農業の促進などの施策を展開することとしてございます。

雇用政策に結びつける取り組みの必要性についてでございますが、雇用対策イコール働く場の確保と捉え、平成19年度から町の単独事業として取り組んでおります新規就農者支援事業と、昨年度から国の青年就農給付金事業などを進め、働く場の確保に努めているところでございます。また、農業生産基盤の整備としましては、作業効率の向上と労働時間や生産費の低減など、生産現場の環境整備につながるものと考えておまして、現在、地引地区の圃場整備を進めているところでございます。また、新年度においては小泉地区からの圃場整備の要望が上がってございまして、新年度から小泉地区の基盤整備のほうも着手してまいりたいと考えてございます。

次に、商業、工業の課題と重点的に推進する政策でございますが、課題といたしましては地元商店での買い物客が減少し、経営が厳しくなっている状況にあると思っております。そのような状況にありながらも、剣吉商店会のように何か商店会を活性化させようと会をつくって頑張っている方々もございます。町といたしましても、頑張っている事業主の方々を支援したいと考え、商工会とも相談をし、資金融資を受けた方の利子について単独の補給を行うことで9月定例議会で補正予算及び債務負担の計上をさせていただいたところでございます。

また、地元商店会での買い物を推進する意味から、今年度もプレミアム商品券発行に伴う補助を実施しており、シルバープレミアム商品券、子育て支援プレミアム商品券につきましては既に完売となっており、一般プレミアム商品券が残りわずかとなったというふうに聞いております。

さらには、住宅新築支援事業、住宅リフォーム促進事業も引き続き実施しており、地元建築関係者の努力もありまして、計上予算のほとんどが消化されており、相当の経済波及効果があると思っております。昨年度は700万円の事業費に対して2億5,000万円ほどの効果がございました。今年度は300万円増額し1,000万円の計上をしましたので、それ以上の効果があるものと考えております。技能者等も必要とされ、雇用促進につながってくれることも期待しているところであります。

重点的に推進する政策として、頑張る事業主、元気がある事業主がそれぞれの知恵と創意工夫で経営を続けていけるように、町としても今後商工会とも相談しながら効果のある支援をしてまいりたいと考えております。

また、町では雇用の場の確保を目標に、県及び近隣市町村と連携し、地元や通勤圏内の工業団地に企業誘致を進めてまいりましたが、昨今の厳しい経済状況下では地方の工業団地に進出いただける企業もなかなかない状況でございまして、多くの雇用創出は厳しい現状にあります。このような状況から、地元で頑張っている事業主の皆さんを今後も支援を行い、一人でも二人でも雇用いただけるよう努力してまいりたいと考えてございます。

次に、米政策の転換による当町生産者に対する課題についてであります。米政策の転換については新聞紙上等による情報のみであり、政策内容等の詳細についても国から示されていない状況でございます。ただ、現段階での課題については、平成26年度も現制度で実施すると伺っておりますが、交付単価等については変更するなど新聞紙上等で報道されているところでございます。

今般の新聞紙上では、政府は26年度からは交付単価10アール当たり7,500円とし、5年後の平成30年度をめどに廃止すると掲載されております。交付単価が下がれば即、経営所得安定対策実施者、当町には327軒でございまして、ここに反映されてきますので、懸念されるところでございます。

米政策の変革でございまして、ご存じのように昭和17年、食糧管理法が制定されて、米の価格維持政策がスタートしたところでございます。昭和45年には減反政策が始まりました。平成5年には米の一部自由化、また平成7年には食管法から食糧法へ移行してございます。平成16年、食糧法の一部改正により、生産者には減反面積配分から米の生産目標数量配分となってきました。平成22年4月から、戸別所得補償制度モデル対策を経て現在の経営所得安定対策となり、米の生産調整をクリアした生産者に対し交付単価10アール当たり1万5,000円を交付する制度となったわけでございます。食管法及び食糧法発足以来、現在まで米の価格維持政策がとられてきているわけで、今後は地球的規模を見据えた攻めの農業政策が長期的かつ安定的に展開できるよう期待するとともに、町としましても今後とも国策の動向を注視しながら、県及び関係機関との連携を図りながら町内米生産者の意欲的な生産活動に対し支援してまいりたいと思っております。

今、町では南部町産米のブランド化を推進していきたいということで、先月27日、南部達者米ブランド化推進委員会を立ち上げたところでございます。南部達者米につきましては商標登録を取りまして、今後推進委員会で検討していただき、少しでも米生産農家の方々がやる気が出るような取り組みをしてまいりたいと考えてございます。

次に、空き地等に対する今後の対策についてのご質問でございまして。現在、普通財産として管理しております施設は老朽化しているため、解体撤去し、更地として売り出しをすることを基本

としております。更地となりました土地は公募を行い、売却を進めることとしております。しかしながら、公募しても購入希望者がいない土地につきましては、職員による草刈りを実施し、環境対策に努めるとともに、定期的な巡回を行いまして管理している状況であります。

今後の対策につきましては、今までと同様、利用目的がなくなり売却が可能となった土地については早期の売却を推進することを最優先とすることに変わりはありませんが、今後は企業に対して長期的に賃貸することも積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、南部芸能伝承館の活用実態と活用率についてお答え申し上げます。

まず、活用実態についてでございますが、この施設を通年使用している団体が7団体ございます。文化協会、サンドウエーブ——これはバンドの方でございますが、週3回で720人、ながわ吹奏楽団が週2日で1,440人、郷土芸能保存会が週2日で1,920人、ボランティアグループやすらぎが週1回、240人、総合型クラブななっちが第2・第4月曜日の隔週で168人、ひまわりクラブ——これは健康づくりの団体でございますが、週3日で720人、それと剣吉学童保育が23人で月曜日から土曜日まで使用してございます。時間帯は通常が下校後から6時30分まで、土曜日は7時半から6時30分までとなっております。これ以外にも地区のお祭り、名川秋まつり、えんぶり、郷土芸能鑑賞会など、地域の方々に毎日利活用されているところでございます。

※工藤正孝君 退席

続いて、室内ゲートボール場「すぱーく名川」の活用実態と利用率についてであります。まず活用実態についてご説明申し上げます。年間の利用者についてであります。合併直後の平成18年度は4,200人でした。直近の3年間で見ますと、平成22年度が7,743人、23年度が9,403人、24年度が1万552人と年々増加してきており、18年度と24年度を比較しますと年間利用者が約2.5倍に増加しております。利用者別の状況についてであります。一般と学校関係の利用があるほか、役場の行事による利用がございまして、24年度の実績で見ますと、一般ではサッカー1,533人、ゲートボール1,216人、グラウンドゴルフ1,155人、ペタンク835人、その他389人の利用がありまして、また学校関係では5,424人の利用がありました。役場の利用につきましては、町の産業まつり等での利用も行っております。

次に利用率についてでございますが、この施設の休館日は年末年始のみであり、1日の営業時間は午前9時から午後9時までとなっておりますので、年間の営業時間は4,296時間ということになります。平成18年度は年間の利用時間が837時間で、19.4%の活用率でありましたが、直近

の3年間で見ますと22年度が1,230時間で28.6%、23年度が1,543時間で35.9%、24年度が1,722時間で40.0%と、年々増加してございます。18年度と24年度を比較しますと、利用率は約2倍に増加している状況でございます。

この施設は生涯スポーツの振興と高齢者の生きがいづくりとコミュニケーション育成を目的に設置した施設となっており、天候に左右されることなく、いつでも利用できる施設として若者から高齢者まで幅広い年齢層に有効に活用されているところでございます。

次に、名川中学校町民図書室の利用実態と図書の充足状態についてお答えを申し上げます。

※工藤正孝君 着席

平成24年度の図書利用者数は1万821人で、図書数は基礎分も含め2万5,719冊でございます。図書の購入は一般や学校などからの希望を聞きながら、年間600冊程度の購入を図っております。今後も町民の皆様の要望をかなえられるよう、充実を図ってまいりたいと思っております。

また、図書室の利活用としましては、図書貸し出しのほか、町内3つの読み聞かせグループによります活動が行われておりまして、それぞれ月1回の活動を続けているところでございます。

次に、馬淵川河川改修の用地確保についてお答え申し上げます。

床上浸水対策特別緊急事業は平成27年度完成を目指していることから、現在、県では用地買収を積極的に行っているところでございます。大雨による馬淵川の被害は平成23年9月と今年の9月に甚大な被害を受けたところであり、用地買収にはおおむね協力的でございます。工事説明会を開催し、用地買収を開始しているところですが、大向工区の一部、設計変更が生じた沖田面工区においては新たに説明会を開催する予定になっております。

しかしながら、河川改修の計画は理解は示していただけるが、自分のこれまでの耕作してきた土地がなくなるのは反対であるという方や相続関係により登記ができない方など、少数であります。用地買収がおくれているということも聞いてございます。速やかに用地買収が終了できるよう、県と連携をしながら協力してまいりたいと考えてございます。

次に、災害が発生する常襲地帯に対する対策についてでございますが、大雨による土地の冠水は特に河川沿い、また低い土地にある地域に集中しており、ほとんどは河川の増水が原因であるため、県で実施しております床上浸水対策特別緊急事業の促進、計画の見直しを要望しているところでございます。

しかしながら、完成まで長期間にわたるため、緊急を要する三戸駅前地区に対して現在、町単

独で今議会に補正予算を計上いたしまして、万が一というのはあるわけでございます。非常に道路が狭い地区でございますから、地区の方々からも要望をいただいております。これを緊急にやらなければならないということで、道路整備計画を進めているところでございます。

また、応急措置としまして県では大型土のうの設置、交通対策として素早く設置できるようバリケード等の準備もしているところでございます。いろいろバリケード等、土のう等について、地区の方々からもご意見もいただきました。そのこともしっかり即、県のほうに伝えてございます。県のほうも今までなかった土のうを対応してくれたわけでございますが、そのことには私も感謝申し上げます。ただ、その土のうの積み方、また土のうの間のすき間から入ってくると、そういう部分を住民の方々からも意見をいただいているということ伝えてございまして、今後万が一の際においてはそういう部分はしっかりと改善してもらおうというふうに努めてまいりたいと思います。

住民への周知といたしましては地域懇談会の開催、また洪水ハザードマップを活用していただき、危ないと思ったらまず自主避難をし、また避難勧告が出たときにはすぐに避難できるよう準備していただき、今後とも住民の安全安心の暮らしができるよう、対策を進めてまいりたいと考えてございます。

続いて、農林課関係からのお答えを申し上げます。

台風18号による馬淵川の氾濫で流域の農用地、水田231ヘクタール、畑113ヘクタールの冠浸水の被害がございました。農作物の被害額も9,294万円に上り、収穫期を迎えていることもあり、農家にとって大きな減収となりました。町では三八県民局と自然災害に対する対策として、台風時期の8月から9月前に収穫できる作物、また災害に強い作物は何かなどを模索するとともに、農業共済組合の共済制度への加入促進に努めているところでございます。また、農業委員会等との協力を得て、高台などの農地情報を活用し、貸借等も進めてまいりたいと考えております。

次に、総務課、総体的な部分でのお答えを申し上げます。

町内で災害の発生が予想される場合、道路状況を含めた災害情報は総務課に一本化されて集められているため、道路管理者が管理者及び関係各課に連絡し対応することとしてございます。また、道路の冠水は同じ箇所が発生することが多いため、町職員や消防団が巡回を強化し、必要に応じて緊急的に通行止めを行うなど対応しております。

町では、2年前の平成23年台風15号における河川の氾濫により甚大な被害を受けたことを教訓に、平成25年台風18号においては雨量や河川の水位を注視し、携帯電話3社のエリアメールや防災無線、消防団及び町広報車による避難の呼びかけを行っており、今年、台風26号の際には同じ

くエリアメールと防災無線などにより避難準備情報を伝えたところでございます。

また、災害発生時の被害軽減に大きな役割を担う自主防災組織の世帯カバー率でございますが、10月1日現在で61%となっており、昨年度末と比較して7団体が新たに組織されており、今後もさらなる設立を働きかけてまいりたいと思っております。

このほか、道路の異常や高齢者等の安否情報の提供を受けるため、郵便局との協定締結に向けた準備を進めているところであります。また、県などの関係機関と連携をとり、各町内会で防災懇談会を開催し、地域住民の方々の意見を伺いながら防災力の強化を図るとともに、土のうやバリケードなどの災害に対する備蓄強化も行っております。

災害を発生させないことがまず最も重要なことであることは言うまでもございません。今後も継続して国、県に対し、河川の改修に対する強い要望活動を続け、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えてございますので、当然私一人でできることでもございません。議員の皆様とまた一緒になって強い要望を行いながら早期の完成に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともご協力、ご指導方よろしくお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありますか。中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 町長から詳細にわたってのご答弁いただきました。ありがとうございます。

産業ですけれども、まず農業は明らかに減収といいますか、所得が下がっているということはもう基幹産業と言われる南部町でも明らかなようですので、この件はさらに厳しい状況に置かれるんじゃないかなと私は思っていました。ですから、そのためにどういう対策が必要なのかなということで、きょう質問させてもらいました。

よく言われるのは、災害等発生しますと、それをほかの産業でカバーするということで、例えば公共工事等であれば災害を受けた住民に対してそこで働く場、そういう関係を逆に工事発注するときに取り入れる。今、県では被災者証明を持った者が建設業者に雇用されて働くことによって、その建設業者の採点を高めるという制度を今とっています。南部町でどういう形とっているかちょっとその辺答弁いただきたいんですけれども、例えば農業だけじゃない、被災する方は工業でも商業でも被害を受ける。そのために所得が減るといふ方あると思っておりますけれども、そういうときに例えば町で発注する工事等に雇用していただいて、そこである程度の所得のカバーをしてもらう。そうしたことをあわせて逆に建設業者といいますか、それを受ける方の評価にも結

びつけるというような制度をしながら、やはり町民のそういう所得向上に結びつける、これは臨時的かもしれませんが、何らかの形で対策を考えていく必要があるかと思っておりますので、その辺についてももしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

それから、ちょっと飛びますけれども、災害のほうで私、質問の中で馬淵川に関するのは今取り組んでいることは十分承知しておりますけれども、私のもう一つの中で捉えたのは、例えば我が鳥谷地区にも毎回発生する場所があります。担当者が見ればここは直さなければいつも起こると、これが答弁なんです。起きた場合には復旧までだと。補助金、交付金もらえるのは復旧までのお金はもらえるけれども、直すといえますか、改めてつくり直すほうは無理だと、そういう予算はもらえませんという答弁がずっと今まで返ってきています。

これは制度を変える運動を起こしたほうがいいのか、私はそう思っていますけれども、これは国でそういう制度を変えればいいことですから。ここは常襲地帯が何回か起きた場合には、それはもうその予算じゃなくて改良のほうの金をつけてあげるといような制度にしなければ、恐らく繰り返し繰り返し繰り返し、同じところが同じ目に遭う。今は国ではそれこそ大震災の復興にもう目くじら立てている状況ですけれども、馬淵川でも過去からずっと繰り返し起こっている状態が今だと思うんです。それが一気に起きたんじゃなくて何回も積み重ねれば、恐らくそういう被害を受けている方からしてみればもっと我々にも恩恵あっていいはずだという思いはずっとあったと思いますから、今こうして町長が一生懸命やっているにもまだ不満があって、もっと何かならないかという声が出てくると思います。それが同じ我々地域の住民にも10年、15年前から言っていると。というのは、ちょっと長くなりますけれども、町長が平成11年、名川町の町長に当選した2カ月後に大災害といえますか大雨が降って、あっちこっちで災害ありました。そのときには私も見たことない、鳥谷にもこんな川があるのかと、馬淵川より広いぐらい広さに冠水しました。そのときから、それはもうそれ以上の雨が降ってくればもう同じ馬淵川3倍の広さにしてもこれはそういうことが起こると思いますけれども、少なくとも例えば集落のここをこういうふう直せば何とか、同じ繰り返ししている災害じゃない、できるのになという思いを何回か恐らく町長、担当者のほうにもいろんな住民の声として上がっていると思いますけれども、なかなかそれはできていない。起これば復旧の予算はつきます、復旧はしますと。同じ形、同じ復元するだけであって、そうするとまた同じ大雨降るとまたそこが壊れるということを繰り返していますので、これは国の制度を直す必要があればそれなりのルートを使って政治力でこういう法律、こういう考え方にできないかということのをこれは運動しなきゃいけないだろうと思いますけれども、これは政治に身を置く一人とすればそういう形もまた必要だろうと思います。

それから、馬淵川の改修について、私は機会あるごとに、三戸郡の出身の県会議員は地元1人、三戸地区にもおります。それから八戸地区にも何人かの同志といいますか、同じ考えを持った議員の方々には私言っています。八戸から南部町含めて改良案を出してくれと。逆に櫛引まででは自分たちは終わりじゃなくて、そこからつなぐためにこういう改良をすればいいんだ、それは馬淵川の沿線の議員として当然だろうと、あなたたちもそういう考えをどんどんやるべきだという、機会があればそういう話をしていますけれども、そういう形で単独だけでできない。

というのは私なぜこういうことを言うかといいますと、今、馬淵川の改修計画の中、図面見ますと、やっぱり手をつけない場所が何カ所かあります。つける場所もありますけれども。そうすると、県の考えの中に、ここの部分は遊水地として手をつけないでおこうというような場所があるような、私は図面見ればですね。大雨降ったときは、ここには流れ込んでも農地冠水するのはこれは仕方ないだろうというような場所があるんじゃないかなと思って見ていましたのでこういうことを言いました。

何しろ今は南部町の場合、私は住宅地に水が入らない、まずそこに重点を置いて積極的に、何しろここだけでも、新聞であったように、苫米地地区はいつも冠水する国道への影響を避けるためだろうと思いますけれども、一部何百メートルか川幅を広げるという工事をやると。それから、大向地区については川底を下げるといふ計画になっている。川底を下げるのは私は10年、もっても5年か10年だろうと思います。川底はやっぱり大雨降って1回流れるともう堆積物がどんとたまりますから、それが何年もつかはちょっと疑問なところもありますけれども、とりあえずやれるのは川底を下げるといふ対策でやるという方針が出たようですから、馬淵川については27年までの工事計画、それから今追加になった分、さらにまた運動によってはさらに追加が出てくるだろうと思いますけれども、そういうところに期待するしかないと思いますけれども、ただ、沿線地には恐らくどこかを遊水地といいますか、川の水があふれたときには流れ込む場所、県では恐らくそこまで考えた計画になっている。ただ、それは一地主にはそういう説明、あなたのところは降ったときはもうかぶる覚悟してくれという説明は恐らくしていないだろうと思うんです。その辺のところ、お互いに情報交換しながら、そうしたものがわかったらそういう計画も住民に説明しながらやっていかなきゃいけないだろうと思います。

質問ですけれども、私がさっき言ったのは施設についてはそれぞれ十二分と、半年で5割であれば例えばすば一く名川でもあとの5割を朝市じゃないですけれども、あの場所を農業者に開放して、あいているときはどうぞここでそれこそ日曜日の市場でも使ってくださいというのが一つの方法だろうと思いますけれども、雨降っても風吹いても、あそこの場所であれば開放しておく

と、そこを使ってやることに対しては協力するというような方法も一つの方法かと思えますけれども、そういう活用、いろんな施設にはやっぱり偏った使われ方じゃなくて多くの住民に使われるような施策といたしますか、そういうのもどんどん進めていただきたいと思います。

そしてまた一つ、小規模というか、集落の災害地帯に対するそうした制度といたしますか、その確立のためにどういう動きをしていただければそういう予算の確保ができるのか、その辺質問したいと思います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、私のほうから答弁をし、詳細の部分はまた担当課長からも必要であれば答弁をさせたいと思っております。

まず順番に、農業者の所得を少しでも上げていくために今回災害を逆手にとって逆にそういう復旧に向けての従事をお願いしていったらどうかということで、非常に貴重なご意見をいただきました。数年前にもそういう制度ありまして、農業者の方々を雇用していただいて、当然、期間限定であったわけですが、そういう事業に取り組んで行ったことがございました。また、商工会の工業部会さん等々ともそういうお願いをしてみたいと思っております。していきたいと思えます。

それから、災害、水害についてでございますが、鳥谷地区にも同じ場所が毎回同じだということで、大体水害が発生するところは町内全体を見てもほとんどまず同じところになっている状況でございます。

ご指摘の部分、これは制度を変えない限りは復旧しかしてもらえません。我々もこれはずっと訴えてきたところでございます。今ここを復旧しても、誰が見て素人の私が見ても次に水害が来ればこの下がなりますよと、これを一緒にやったほうが予算的には将来的には絶対安くなるんじゃないですかと言っても、制度がもう復旧しか認められませんので、これは制度を変えなければいけないと思えます。そのためにはやはり国の制度を変えてもらうような働きかけ、我々も今までも町村長会議等でも私もやはり変えてほしいということは言っております。なかなか国の制度でございますので、これは国会議員の方々、先生方をお願いをしながら制度を変えない限りは復旧、その部分しか認められないというのが現状でございます。

次に、馬淵川の改修、恐らくこれは一体的な計画をつくるべきだということだと思います。いつも私も指摘しているのが下流10キロが国管理、我々中流部は県管理、岩手県に入れば同じ馬淵

川でも岩手県管理ということで、我々説明を受けるときにも地域学識者懇談会においても河口10キロは国の方が説明をします。国の計画で説明。中流部、我々の地域は青森県の職員が説明をします。ただ、同じ席上でお互いの課題等を共有するようにはしてございますが、管理者自体が違うことになっておりますのでそういう状況でありまして、それを我々は国で一体管理をやっばりするべきだと、こういうことを訴えているわけでございます。そうすると、計画自体が一本の計画になってまいるわけでございますので、また、これは引き続き国の一体管理ということ強く要望してまいりたいと思っております。

床上浸水につきましては特に我々もまずは床上浸水は防がなければならないということで、今、県のほうからの計画内容においては10年から20年に一度の対応はできるようにということで、これも絶対的とはいえないわけですが、ただ、今の事業計画でまずそれを着実にそういう形になるように工事をしていただきたいと思っております。

今、苫米地地区のところも数軒、いつも国道を越えて床上浸水あるわけですが、ここは今度は国土交通省の中でも国道、道路関係になるわけでございます、あわせて我々も国道についてお願いをしております。正式な回答等ではないんですが、先般、国道事務所長から、あそこのコンクリートで擁壁がある部分を少し上げる計画を今考えているということをお聞きしました。それがまた完成すればその地区は国道はこういうことはないだろうと思っておりますが、一つ一つ我々も河川局のほう、道路局のほう、並行しながら活動をしているということをご理解を賜りたいと思います。

思っているのは本当に同じ思いであります。今後とも一緒になって活動してまいりたいと思っております。今月11日、東北整備局にも行く予定でございますが、他の首長さん方ちょうど議会中ということでどうしても行けないということで、我々で行くしかまずないのかなど。日程も向こうさんの都合もございましたので、何とかまたうちの議長と相談をしていただき、11日のほうにも議員さんもまた一緒に行って活動していただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 災害の関係ですけれども、災害復旧事業では原形復旧ということで、そういう条件で実施しております、そのため高い補助率で事業を実施しております。

鳥谷地区のほうの現状ですけれども、通常の事業で事業が可能なのか、現地のほうを調査して

対応していきたいと考えております。

また、馬淵川の改修の件ですけれども、今、床上事業で計画に入っておりません法師岡の狭窄部等の改修につきましては、八戸市と連携しながら今後、国、県のほうにまた強い要望をしていきたいと考えております。

先ほど床上事業の関係ですけれども、国の予算確保ということで緊急対策費として新たに3億円事業に補正がついてございます。事業箇所につきましては、南部地区の三戸駅前地区の河床の掘削と河道の掘削、また福地地区では川幅の河道掘削の増について事業を緊急的に実施することで補正予算がついてございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 中館文雄君。

○3番（中館文雄君） それぞれの立場で取り組んでいることは私も十二分に理解した上での質問でございます。これからもひとつ町長を先頭に、議員の方々も恐らくそういう運動には誰も嫌だという方はいないと思いますので、積極的に議員も利用するといえ失礼でしょうけれども、議員の力も結集しながら、恐らく全町挙げての運動が馬淵川改修については絶対必要だと思いますので、その辺をもう一度つけ加えて質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） これで中館文雄君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時15分まで休憩します。

(午後0時17分)

.....
○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開します。

(午後1時15分)

.....
○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

14番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

(14番 立花寛子君 登壇)

○14番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。

12月定例議会に当たり、一般質問を行います。

初めに、国民の目、耳、口をふさぐ秘密保護法案、どのように考えておられるでしょうか。秘密がどこにあるのかは誰にも知らされていません。秘密を漏らしたり、漏らすよう求めたりする人は懲役10年の重罰に処せられてしまいます。誤って漏らした人も同様です。秘密を探ろうとする人も処罰されます。公務員やジャーナリストだけの問題ではありません。原発の情報やTPP交渉のような命や暮らしにかかわる情報も全て隠されてしまうでしょう。国が都合の悪いことを人々の目から遠ざけようとするとき、そこには必ず戦争への準備がありました。戦争は秘密から始まるのです。こんな法律をつくろうとしているのは、先進国では日本だけです。臨時国会は6日が会期末です。秘密保護法反対の一点で結集し、力を集め、廃案にしましょう。ぜひ力をお貸しください。ともに頑張りましょう。

質問事項に入ります。

安倍政権の農政改革について質問します。

政府は、環太平洋連携協定TPP交渉の年内妥結の促進対策として、聖域としてきた農産物5項目を含む関税引き下げを譲歩するという公約破りを進めています。同時に、TPPを前提にした農業政策への転換を、攻めの農林漁業や国際競争力のかけ声のもとに次々と打ち出しています。重大なことは、その多くが規制改革会議や産業競争力会議など財界代表が中心になった諮問機関で出される要求、提案を受けた形で行われていることです。国の責任で進める米の生産調整を5年後に全面的に廃止し、米生産農家に支払ってきた直接支払い金は2014年から大幅に減らします。助成金は飼料米生産などを手厚くします。農家の所得減少に対する米価変動補填交付金をなくし、米・畑作経営所得安定対策の収入減少緩和対策に一本化し、認定農業者などを対象にします。このような安倍内閣の姿勢とともに、国の関与放棄をあおるマスメディアの報道に対し、農家や農業関係者から強い不満や不安の声が上がっています。特に米価の暴落への不安は大きく、全国農業協同組合中央会や地方自治体を含め関係者は、米の自給を維持し価格の乱高下を防止するために、国の責任で適切な生産調整を行うことを求めています。

町長は、さまざまに変化、変更される農業改革についてどのように考えておられるでしょうか。米政策についての町長の見解を問うものであります。

次に、政府の農政改革、減反政策の見直しで、農家、自治体、地域の受ける影響はどのように考えておられるでしょうか。当町で取り組んできました新規就農者支援事業、米所得補償支援事業など、町単独で助成してきました事業に変更はあるのでしょうか。また、県補助金として中山間地域直接支払事業補助金、農地・水・環境保全向上対策事業推進交付金などはどのようになるので

しょうか。町政の農業政策はどのようになりますか。町の基幹産業としての農業を守るにはどうあるべきでしょうか。町長のお考えを問うものであります。

水害対策についての質問です。

広報なんぶちょう11月号に、町長名で「母なる川と共に安心して暮らせる町づくり」という文章が載り、多くの町民に読まれたことと思います。特に被災者は注目して読んだのではないのでしょうか。

私は、特に注目した箇所があります。それは、「町民の皆様には、是非とも早目の避難と災害に備えての早目の準備体制を取っていただくようお願いします。たとえ、空振りの準備で終わったとしても命を守るということを第一にお願いします。」という文章であります。この文章の内容を具体的に実行していくことは大変な努力が求められます。これからも被害に遭われるだろうと思われる世帯の方々にどのような働きかけを考えているのでしょうか。今回被災者になられた皆様には改めてお見舞い申し上げるとともに、馬淵川の水害対策を前進させるため、ともに努力していく覚悟でおりますが、町民の皆さんが十二分に減災という考えに理解を深めて納得できるか、このことなしに実現しないと考え、質問するものであります。

次に、冠水した田畑の後始末の状況についてであります。現在までどの程度作業が進められているのでしょうか。

質問の3番目、その作業についての自治体の取り組みと各農家の人手不足の改善についての質問であります。

この質問は、冠水した田畑の後始末には行政の作業とは別に個別に作業しなければならない仕事があると言っています。人手不足であることは知られていない、家屋の被害にはボランティアが入るも、農地には目が向かない、こういう状況を知ってほしいという内容の文章が紙面に載りました。農家の被害状況や復旧作業について、直接どのような支援を求めているのか調査が必要ではないのでしょうか。被災した農地の復旧作業の人手不足改善についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。答弁を願います。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花寛子議員のご質問にお答えを申し上げます。

安倍政権の農政改革のうち米政策についてどのように考えるかというご質問でございますが、

米政策につきましては、先ほど午前中の中舘文雄議員のご質問でお答え申し上げたとおりでございますので、割愛をさせていただきたいと思っております。

農家、地域、自治体の受ける影響についてであります。現在の主食用米の経営所得安定対策関係の国からの交付額等は平成24年度実績で午前中にも申し上げました申請327件、交付単価10アール当たり1万5,000円、交付面積192ヘクタールで、約2,880万円の交付を受けております。しかし、現在国ではこの交付単価の見直し等を行っており、午前中のご質問でもお答えしましたが、今般政府で発表した交付単価が10アール当たり7,500円と報道されております。となりますと、50%減の約1,405万円ということになりますので、この交付額が直接農家に影響を与え、また自治体の農業所得にも影響してくるものと考えてございます。

次に、町政の農業政策はどのようになるかについてであります。現在国の農業施策の詳細等が示されておきませんが、従来から進めてまいりました経営感覚にすぐれた、効率かつ安定的な経営体が農業の体質を担う農業構造を確立していくことをさらにスピード感を持って進めていくものと思われま。

町としましては、今後国策の動向に注視しながら、県また関係機関との連携を図りながら、当町においては今、午前中も申し上げました南部町産の米のブランド化を目指したいということで検討委員会を立ち上げ、商標登録も取ってございます。また、現在、福地地区では福地こがねという名で販売もしてございますので、そういう方々にも委員になっていただきながら一緒になって取り組むことが必要になってくるなと思っております。何とか、どちらかという果樹中心の農業経営の当町でございませけれども、そういうすばらしい米をつくっている方々もおられますので、何とか統一した基準を設けながら、少しでも米農家の方々がまた意欲を出していただけるような事業というものを展開してまいりたいと思っております。

そしてまた、圃場整備につきましても、午前中申し上げましたが、やはり今、貸し借りをしているにおいても圃場が整備されていないとなかなか借り手の方々もないというのも現実にあるわけございまして、今、地引地区を進めております。当初はその地引地区が完成後に次の地区に入りたいという、これは財政的なことも考慮しながら考えておりましたけれども、小泉地区の方々が地権者の方、所有者の方々が全員何とか早く圃場整備をしたいという要望もいただきまして、何とか前倒しして来年度に事業着手を図っていききたいと、そういうふうに進めているところでございます。少しでも我々も町ができるもの、そういう部分についてはしっかりと町でできるだけ対応してまいりたいと思っております。その上で施策を考えていく上においては、最終的な国の政策がどういうふうな形で出てくるのか、それを見ながらそれに合せて独自のものは

何をやっていくかということも考えていかなければなりませんので、今後の動向をしっかりと注視してまいりたいと思っております。

個人的に申し上げれば、米政策にかかわらず、政権が変わるごとにいろいろな変化が早いということは私個人的には余り好ましくないと思っております。これは農業に限らず、福祉においてもそうなわけでございます。それで、行政側も非常に余りにも変化が早いということで、その対応に四苦八苦する部分がございます。あくまでもそれに関係する方々がよりよくなるかということも国も目指してはいるだろうと思っておりますけれども、そういう部分では一つの政策、方向が示されたら、できるだけまずある一定の期間というものをやっぱり維持していくというのも私は大事なことではないかなというふうに考えております。

次に、水害についてでございます。

まず、減災という考えについてでございますけれども、理解を深めるにはどのような取り組みが必要かということでございますが、まず減災とは災害による被害をできるだけ小さくする取り組みと捉え、日ごろから個人、家族、地域、自治体、みんなが自然災害に備えるとともに、最低限、自分のことは自分で守るという意識をまず持ってもらうことが重要であると思っております。これはまず、とにかく人的被害を起こさない、一人でも命を水害によって被害によって起こすことがないようにしてもらうためには、やはり行政側の指示だけを待つのではなく、それぞれがみずから行動していくということが私は減災という上で大変重要だと思っております。自分の身を自分の努力によって守る自助と、地域や近隣の人が互いに協力し合う共助、そしてまた町など行政や消防機関による公助、この3つが重要であると思われま。

平成24年の災害対策基本法の改正においても、いわゆる釜石の奇跡が示すように、災害に際しては住民みずからが主体的に判断し、行動できることが必要なことから、防災の意識の向上を図るため、住民の義務として防災教訓を伝承することが条文に明記されており、町といたしましても、災害時に最も有効とされる共助の力を強くする取り組みとして自主防災会の組織化を推進しているところであります。農用地の減災という視点では、借地等による農地の分散化、作物においては複合経営によるリスクを分散させる取り組みなども重要かと考えております。

次に、冠水した田畑の後始末の状況について、その作業についての自治体の取り組みについてでございますが、土砂等の流入による埋没やのり面の崩落などにより田や畑、果樹園といった農地に被害をこうむった場合、国が採択基準として定めている復旧事業費40万円以上となる災害については国から補助を受けて農地の復旧を行う農地災害復旧事業で対応しております。なお、復旧には通常15%の受益者負担が伴うことから、耕作者本人からの申請があったものに国に申請する

こととしてございます。

ことしの台風18号による農地と災害申請の受け付けを10月3日と4日の2日間行いました。177名の方から、箇所数にして合計312カ所の申請がございました。この申請をもとにある程度まとまった地域を一つの地域として取りまとめ、農地は9地区、農道、農業用水路、ため池、揚水機といった農業用施設の6地区を国庫補助災害に申請し、11月12日から26日にかけて国の災害査定を受け、工事の発注は2月末を予定しているところでございます。当然ながら、復旧工事は来春の農作業までには完了することとしてございます。

なお、復旧工事費が40万を満たさないなど、国の災害復旧事業に採択されなかった農地及び災害申請を行わなかった農地を対象に、自力復旧が困難なため土木業者への復旧工事を委託して行った方々に、本人からの申請により、その費用に対する町単独の独自の補助金交付を予定しているところであります。

町としては、台風や大雨により農地や農業用施設に被害があった場合は、速やかに被災農家の方々からの災害申請の受け付けを行い、農地復旧に当たっては、町の財政状況もありますが、早急かつ少しでも被災者の負担が少ない方法で復旧できるよう、今後も努めてまいりたいと思っております。

農家の人手不足の改善についてであります。10月号の広報なんぶちょうには田畑等に漂流した流木等の巨大ごみは町で調査の上処理しますのでご連絡くださいと載せてあります。また、今回の農地及び農業用施設の被害は土砂の堆積が多く、農家の方々は水が引けてもぬかるみで田や畑に入れないう状況も続きました。しかしながら、土日を利用するなど、所有者の家族や親類、隣接の方々のご協力を得て人手不足を解消している方々も多く見受けられました。このように地域コミュニティの力もまた人手不足の改善につながっていくものと思っております。

いずれにしても、まずは私ども床上浸水の方々、これは数日間生活できない方々もいるわけですので、そういう方々をまず最初にしっかりともとの生活に戻れるように取り組んでいくと。若干農地は後になってしまいますけれども、これはその時点で担当課においては現地を全て回って、そして被害状況を調べ、その後国に申請し、査定を受け、そして工事に入っていったら完了するという流れでございます。災害に対しては今後も自助、共助、公助、この部分を強化し、取り組んでまいりますので、ご協力をまたよろしくお願い申し上げたいと思います。

また、各事業等については担当課長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 立花寛子議員のご質問にお答えいたします。

先ほど国の政策ですが、中山間地域直接支払事業とか農地・水保全管理支払交付金の関係はどうなるのか、現時点でも国から詳しい内容がまだ町村に入っていない。新聞などにおきましては26年度創設する制度で、日本型直接支払制度が11月26日の新聞には載っています。見てみますと、考え方としては農地・水保全管理支払交付金みたいな補助率といいますか、そういう流れで進むのかなということだけしか認識していません。

今後、これから我々も国の動向を注視しながら県そして農協、共済組合等の関係機関と連絡をとりながら、とにかく米農家が戸惑わないようにするために関係機関の連絡協議会を開いて情報を集めまして、そして農家の方々に情報を伝達してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） まず、減反政策の見直しについてなんですが、これはやり方によっては町の経済にとっても十二分に利用できる転換と町長はお考えでしょうか。また、農家の皆さんはどのように受け取られているのか、その声を聞いておられるでしょうか。なかなか否定的な声も多いのですが、やり方によっては十分に収益を上げられると考えておられるのかどうか、町長のお考えをお聞きします。

次に、水害対策の減災ということに対してなんですが、先ほどの町長の答弁では、こちらからの働きかけが弱いのではないのでしょうか。要するに、さまざま町は水害対策を何年にもわたってやってきましたが、今すぐ完成できるというものでもありません。そういう状況を十二分に被災者の皆さんに知っていただくためには、町内の集会などを利用して、被災者に対して十分な説明責任があるのではないのでしょうか。これまでの水害対策やこれからやろうとしていることを十二分に被災者の皆さんが理解した上での早期の避難とか家屋の中での早目の片づけなどに結びつくと思いますが、今の答弁ではなかなか難しいのではないのでしょうか。また、水位の情報につきましても、広報10月号でしたか、さまざまな報告は載っておりますが、その水位の情報だけで今川はどのような状況になっているのか理解できるだけ住民の皆さんは知識を得ているのでしょうか。こういうこともきっちりと説明することは大事ではないのでしょうか。

また、旧名川の話をするとなあれなのですが、剣吉橋などで直接見ながら危ないとか、今回は大

丈夫とか、そういう判断を各自でなされ、それが成功されるときもあるのですが、そのようなことができる、そういう川の水位を直接観察できる場所を確保され、各自が判断できるまで理解を深めてもらうことも大事と考えます。

いずれにしても、情報公開を密にいただき、地域の皆さんが納得できるまで行政の皆さんが力を尽くせるのかどうか、この覚悟を私は聞いているのでありますが、いかがでしょうか。

※工藤正孝君 退席

関連して、農家の皆さんの水害、冠水した後の農地の人手不足のことについてであります、やはりどうしても家屋のほうの被害にはボランティアの皆さんとかが数日入るけれども、被災された方が農家の場合は自分の家を片づけ、一息ついて、そして自分の田畑のほうにも目を向けなければならないと言っております。残念ながら私はそこまで目を向けることができず反省しているのですけれども、ある方がそのような情報を流していただきました。農家の皆さん方は自分の責任でといいますか、家族だけで親戚も巻き込みながらもやっているのでしょうか、それでもなかなか水害が重なるととても頼みにくいと言っております。そういう意味で各農家の皆さん方にも独自の行政としての取り組みが必要ではないのか。

また、直接行政の皆さん方は各農家の皆さんの声を聞く立場にあるのですから、どういうことを要求し、どういうことをやってほしいのか、自分たちはここまでできるけれども、ここはどうしても人手を頼んでやってほしいとか、そういう希望をぜひ直接聞いていただきたいのですけれども、そういう意味で調査、さまざまな支援を求めているか調査が必要ではないのかということをお話したのですけれども、アンケートなどをとれる立場にあるのですので、ぜひしていただきたいし、農家の人手不足改善ということが紙面に載ったわけですので、ぜひこの改良のために力を尽くしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、減災の部分、また避難、私が言っているのは、言い方は正しくないのかもしれませんが、もちろん納得してもらうように進めていかなければならない、当然のことです。ただ、馬淵川の河川改修が納得できないから避難しないとか、私が言っているのはそういうことになってはいけません。まず、自分の命を守る、そういうことにまずは我々、災害

が起こった場合には全力で進まなければならない。そのために、みずから行動をしてもらって、被害に遭わないようにまずしてもらおうということを申し上げているわけでございます。

その中で、地区説明会等も実施もしました。これからもまた予定をしております。今回は説明会は初めて県の職員にも来てもらいました。当初はなかなかいい返事はなかったんですけども、我々は毎回水害のごとに被災者の方々含め町内会長さん等々と話をして現場というのを見てわかっています。県の職員もぜひ見てほしいということで、今回初めて県の関係職員も来て、一緒に説明会に入らせていただきました。今後もしっかり、我々だけでそのときに回答できない部分もあります。県のほうからやっぱり回答してもらわなければならない部分もあるわけでして、そういう部分では今回県も来ていただいたということは意義があったと思いますし、また、これからも県のほうにも要望しながらしっかりと説明はしてまいりたいと思っております。

また今、町のほうではカメラの設置数も県のほうにぜひふやしてほしいという要望もしております。県なり国のほうでできないのであれば、今、光ファイバーを来年度で完成する予定でありますので、もしそういう事業で県のほうでできなければ町単独でも光ファイバーの事業とあわせて何かできるようなことも可能みたいだということもちょっと聞いておりましたので、そういう部分も必要箇所においてカメラで実際その水位を見られると、そういう部分もふやしながら安全に努めてまいりたいと思っております。

また、人手不足、農地等々でございましてけれども、正直どこの部分まで我々行政が全てやらなければならないか、またやれるのかということもございまして。そういう中で、補助事業に該当しない部分も少しでもまず農家の方々の負担を少なくするように前回も行いました。町単独費でもって他にない、そういう支援もしております。

いずれにしても、農家の方々も非常に大変だということは我々承知しております。私も農地改良組合、今度はぜひ立花議員さんも一緒に行っていただければなど。農地改良組合、それぞれの地区にあります。そういう方々から直接やはりそのときの声、そういう部分を聞きながら、そしてまた改良組合さんとして、また個人の方々としてもまた頑張ってもらいたい部分と、我々行政がしっかりやっていく部分という部分をお互い納得していただきながら取り組んでいくということが必要だと思っております。さまざまな会合にご案内いただいておりますので、そういう部分というのは日々我々はそういう意見交換をしていると。これがまた私の毎日の一つの仕事でもあるというふうに考えております。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 私のほうから、減災についてということでご質問ございましたので、改めまして私のほうからも答弁させていただきます。

立花議員、減災ということで町民の皆さんに理解を得るには大変な努力が求められているのではないかと、また働きかけが弱いのではないかとということ、ご指摘いただいたわけですが、でも、全くそのとおりのものがございます。でも、働きかけが弱いのではないかとというのはちょっとこれからまた努力してまいる所存でございます。

今も現在、南部地区におきましては、とりあえず今の台風18号が来る前に1回大向地区には出向きまして懇談会を開いております。その後18号が参ったわけでございますけれども、その後18号に関しましては駅前地区、門前地区、懇談会やりました。今、町長が申しあげましたように、住民の皆さんから意見をお聞きし、もちろん河川改修のことも出ますけれども、避難のあり方とか避難所の運営のあり方とかそういうこともご質問出たり、こちらでも説明させていただくということもやっております。また、18号来た後の大向地区はまだやっておりますので、また1月には大向地区に出向きまして地域懇談会、実施する予定でございます。その際にも、懇談会やる前に事前に地区の住民の皆さんから意見をペーパーで出していただいて、それにも答えていくというようなやり方もしておりますので、ある程度時間も限られてございますので、短い時間、2時間ぐらいしかとれないときがあるものですから、その中で効率のいい懇談会を開いていくということもやっておりますし、今後は町の防災計画に基づく町内1カ所での防災訓練のみならず、やっぱり地区での防災訓練ごとの計画というのにも呼びかけているところがございますけれども、そういうのにも自主防災会で独自でやる時は町もかかわっていくと。そういう中で減災というものを理解していただくというような働きかけをしていきたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田 貢君） 先ほど生産調整による町への影響ということで質問がありましたけれども、町長からも説明ありました1万5,000円であれば2,800万、それが10アール当たり7,000円となればその半額1,400万ということになります。これは直接減額ということになります。そしてまた、24年度の実績ですけれども327名、これは米の生産数量目標に従って生産を行った農家327戸です。南部町では水田を持っている農家戸数は2,476戸あります。割合からします

と大体13.2%ということになります。いずれにしても、いろいろ心配されています米の値段が下がってくるということになれば、生産調整に協力している人だけではなく影響を与えるということになってくると思います。

また、その問題等について、県ではプロジェクトチームをつくりまして、検証作業を急いでいると新聞紙上で報道されていますので、その結果をもちまして県並びに関係機関の連絡会を開いて情報を収集して農家の方々へ情報を伝えていきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） さまざまなご意見いただきました。これは今お話しするのは町長に対してのお気持ちをお聞きするのですけれども、農業政策の見直しで重視すべきことは、今T P P交渉で進めようとしている関税引き下げなど、これ以上の自由化や市場開放を行わず、米を初め、住民が求める安全な食料の生産の条件を広げることではないでしょうか。そして、T P P交渉からの離脱とともに、農家、生産組織、自治体、農協など関係者、消費者、住民の意見や要求をしっかりと受けとめ、食料自給率の向上と安全な国産米の供給に責任を持つことを政府に求めていくことが重要ではないでしょうか。その先頭に立っていただきたく質問しているわけですが、この先頭に立っていただけるのでしょうか。町長のお気持ちを最後にお聞きします。

それとともに、先ほどの減災の考えについてはそう簡単に根づくものではないと思います。私はこの町長の文章を勇気を持ってお話しされたと考えておりますが、それを真っすぐ受けとめていただくためにも、これからも日々あるごとに被災地の皆さんとひざ詰めでこれからのまちづくり、川を含めてのまちづくりについて町長なり行政の皆さんが熱心にお話しされ、自主的に被災者の皆さんが避難されるような動きをつくるためにぜひとも力を尽くしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 立花さん、それはお願いですか、質問ですか。

○14番（立花寛子君） いかがでしょうかということですので、最後の答弁を求めて質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず最初のT P P関連でございますが、我々も報道でしかわからないわけですが、個人的に今の報道を見ていると、5品目についても非常に厳しくなっている交渉なのかなというふうに感じております。

今、農業、農協関係者の方々も堅持するよという行動を移しておりますが、先般ある会合で農協組合長さんとたまたま席が隣でございました。やはり今のT P Pの問題をちょっと話題にしましてお話をしましたら、組合長さんも大変実は悩んでいる部分があると。というのは、我々は当初、減反政策に反対してきた。今は逆にその減反政策を自由化するのをまた反対している状況だと。非常に今我々も悩んでいる状況。ですから、農家の方々によっては自由化になった場合に、積極的に取り組んでいる方々というのはメリットもあるでしょう。ただ、全体的に小規模農家の方々を考えると、やはりデメリット的に考えざるを得ない部分が多いのかなというふうには感じております。

ただ、我々、南部町産のブランド化もちょっと今進めていきたいというのは、結果が出る前にも我々も動いておかなければならないということ。待つばかりではなく、今恐らくそれこそT P P関連国との話し合いというのは全く報道もされない状況でございますから、どういう段階なのか我々も全くわかりません。ですから、今後最終的な結果、5品目、また米を堅持できない状況でも加入していくものなのか、それとも、であれば加入しないという判断になっていくか、少し私もわからない状況でございますので、ただ、そういう中において自分たちの地域の少しでも米生産農家の方々が意欲を出せるような、これは町独自で考えるものという部分は先手を打ちながら少し考えていきたいなというふうに考えてございます。

それと、災害、水害関係でございますが、私も各世帯歩いているときに立花議員さんと途中で出会いました。駅前からずっと河川通りで大向地区含めて全部歩いて回りました。その途中途中、後片づけをしている方々と話をしながら要望を聞きながら、今回に限らず、2年前のときも自分の目でも全部見て歩きました。そういう声というのはしっかりと大事にしていかなければならないと。そして、ご理解をしていただく部分、我々がやる部分、お願いしていく部分と。これはやはり地域の住民の皆さんとともに取り組んでいかなければならないことだと思っております。いろいろな情報、一番の伝達は我々、町の広報紙があらゆる分野を周知するわけでございますが、一つは残念なことにもいろいろ質問もされて、いやそれは何月号の広報に出ていますよと、ここに書いてありますよと申し上げても、「わ広報見ねんだよ」と、こう言われることも多々あ

ります。我々はやはりそういう情報は流していないのでなくて、流してもいますので、しっかり見ていただきたいなど。これは今後、我々また広報紙をしっかり見ていただけるように周知をしていく部分というのがまだ足りないのかもしれませんが。そういう中で、しっかりと我々も情報提供ということはしっかりしていくことは当然だと思ってございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（坂本正紀君） これで立花寛子君の質問を終わります。

.....

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、12月4日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

（午後2時04分）

平成25年12月4日（水曜日）

第54回南部町議会定例会会議録

（第3号）

第54回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成25年12月4日（水）午前10時開議

第 1 一般質問

4番 工藤正孝

1. たび重なる自然災害に対する南部町民への不安回避対策について

15番 川守田 稔

1. 来日外国人に対する町の福祉サービスについて

7番 根市 勲

1. 南部町の少子化に伴う行政の対応と乳幼児保育、学校教育のあり方について

16番 工藤久夫

1. 馬淵川洪水に関する質問
2. 一般行政職員数適正化について
3. 補助金見直し、納税貯蓄組合
4. 小屋などの固定資産税について
5. 行政改革について
6. 防火扉について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中舘文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君

11番	佐々木 勝見 君	12番	工 藤 幸子 君
13番	馬 場 又彦 君	14番	立 花 寛子 君
15番	川守田 稔 君	16番	工 藤 久夫 君
17番	坂 本 正紀 君	18番	東 寿一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐直 君	副 町 長	坂 本 勝二 君
総務課長	小萩沢 孝一 君	企画調整課長	坂 本 與志美 君
財政課長	小笠原 覚 君	税務課長	谷 内 恭介 君
住民生活課長	極 檀 義昭 君	健康福祉課長	高 森 正義 君
農林課長	川守田 貢 君	農村交流推進課長	西 村 幸作 君
商工観光課長	福 田 修 君	建設課長	工 藤 良夫 君
会計管理者	若 本 勝則 君	名川病院事務長	佐 藤 正彦 君
老健なんぶ事務長	麦 沢 正実 君	市場長	工 藤 敏彦 君
教 育 長	山 田 義雄 君	学務課長	夏 堀 常美 君
社会教育課長	西 村 久 君	農業委員会事務局長	北 山 哲 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根 市 良典	主 幹	留 目 日出子
主 査	留 目 成人		

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第54回南部町議会定例会を再開します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（坂本正紀君） 日程第1、一般質問を行います。
通告順に順次発言を許します。
4番、工藤正孝君の質問を許します。工藤正孝君。

(4番 工藤正孝君 登壇)

※工藤幸子君 退席

○4番（工藤正孝君） おはようございます。

今回の私の質問は、昨日の工藤幸子議員、中舘文雄議員、立花寛子議員や本日の工藤久夫議員とほぼ同じ質問になるかとは思いますが、また町長、担当課長の答弁も繰り返しになる部分があるかと思いますが、あらかじめご了承をお願いいたします。

さきに通告しておきました1点について、町長にお伺いいたします。

近年、大規模な災害は日本のみならず世界中で発生しており、テレビのニュースでは考えられない、想像できない、つくられた映画のような災害の爪跡を見ます。最近ではフィリピン・レイテ島を中心に襲った超大型台風30号による死者が6,000人に達し、負傷者数は2,400人で、1,500人余りが依然として行方不明だといいます。アメリカ海軍合同台風警報センターによると、8日の朝の時点で最大風速は87.5メートル、最大瞬間風速は105メートルを記録、これは上陸した台風としては観測史上例を見ない世界最大だとしております。

我々日本の場合には圧倒的に多い災害はやはり台風による暴風、高波、大雨、土砂崩れ、河川の氾濫などです。今回の台風18号は日本各地に被害をもたらし、我が南部町も一昨年の台風15号とほぼ同じ被害になりました。

昨日の町長の答弁でもありましたように、現在県が進めている河道掘削事業や床上浸水対策特別緊急事業などを含むハード面の推進、また国からの財政支援、国、県主催の意見交換会の開催等の要望、そして現在進められている工事内容の改善、見直し、抜本的な対策の要望など、これまで被害を受けた町のトップとしての仕事は私は高く評価したいと思います。また、総務課を中心とした各担当課も一昨年の災害の経験を生かし、迅速、機敏な対応でよろしかったと思っております。しかし、3度の床下浸水、2度の床上浸水災害を経験した町民の不安はぬぐい去れるのでしょうか。

去る9月24日、議員全員協議会で町が提出した台風18号の被害等についてという資料を見ますと、9月16日16時20分に名川地区の一部に避難勧告が発令になり、次いで南部地区の大向、駅前、門前、沖田面、諏訪ノ平に発令になりました。合計1,349世帯、3,425人が避難を余儀なくされました。

今回の台風被害で住宅等の特に被害が大きかったのは南部地区であります。一昨年の洪水被害を経験している町民は、勧告が発令になる前から逃げる準備をしていた世帯もありました。いわゆるふだんの生活用品を2階に上げて、車で避難所に向かう余裕がある世帯。一方で、外で働いているサラリーマン世帯はたびたび携帯やインターネットで情報を小刻みに調べ、避難勧告が出たことがわかり、慌てて家に戻っても、家の中に泥水が上がってきたときには半分も片づけることができなかったという世帯の方もいらっしゃいました。

一番最悪なのは、10区町内会のように道路が1本しかなく、道幅も狭いため、すれ違うことができず、一刻を争うときには難儀を余儀なくされます。また、道路の真隣を猛威をふるった馬淵川の濁流を見ると、恐怖で足がすくんでしまったという人がおられました。緊急事態に備え、迂回路や避難道の整備が急務を要すると思いますが、町長の考え、町の対応はどのようになっているのかをお伺いいたします。

2つ目の質問として、今回洪水被害で床上・床下被害世帯に対して、後片づけを手伝うボランティアが派遣されました。その活動内容、活動状況、内容はどうだったのか。結果報告を伺います。

また、通告質問事項に掲載していなくて恐縮ですが、その活動を通じて今後の課題や対策等をあわせて伺いたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤正孝議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、大向後渡の避難道の整備改修計画についてのご質問でございますけれども、現状の道路は狭小であり、同時に馬淵川が氾濫するたびに冠水するため、町内会からも避難道路の役割を果たす新設の道路整備の要望書が提出されてございます。産業建設常任委員の方々にも現地を視察していただいているところでございます。

近年の繰り返される災害により、床上・床下浸水による家屋の被害が多数あり、被害の後片づけにおいても道路が狭く、支障があったと聞いております。また、火災や緊急時における活動も円滑にできるよう、道路整備が急務であります。

このことから、私も現地のほうに行って確認をし、建設課のほうに指示しまして、町では緊急を要する道路事業として本議会に測量設計費の補正予算を計上させていただいております。事業計画ですが、今年度中に基本設計を完了し、26年度以降、用地測量と用地買収をし、順次工事に着手したいと考えてございます。この事業を早急に進め、地域住民が安心して生活できるよう、早い整備に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

なお、避難勧告については、非常にそれぞれの自治体もどのタイミングで出すかということが悩みの一つだと思っております。私どもは昨日も申し上げました、まずは人的被害を出さないと、そういう中で早目の避難勧告を出しております。もう少し早くという部分もあろうかと思いますが、極端に早いと、まだこんなに余裕があるのにという部分も出てまいりますし、ただ、それでも2年前よりも早く避難勧告を出し、隣接町さんを申し上げて申しわけありませんが、大分避難勧告の時間が違うと思っております。そういう中で、避難勧告はもちろんでございますが、一人一人個人の判断で早目ということも同時にお願いをしながら、私どもも安全を考えて早目の避難勧告ということは今後も十分注意しながら発令してまいりたいと思っております。

次に、被害世帯に対する、質問のほうにおいては後片づけ等のボランティア活動状況についてというご質問も入っておりますので、そのことも述べさせていただきます。

9月16日午後4時に災害対策本部を設置し、その後避難所7カ所、自主避難所5カ所を開設したところであります。9月18日午前7時に、災害対策本部から町社会福祉協議会に対しましてポ

ランティアの要請を行いました。その後、町社会福祉協議会では災害ボランティアセンターの開設に向けて準備を進め、同日午後2時に県社会福祉協議会から職員が派遣され、具体的な実施に向けて打ち合わせを行っております。翌日の19日午前9時に災害ボランティアセンターが開設されたところでございます。災害ボランティアセンターが設置されましたことは今回の水害が初めての経験でございましたので、県社会福祉協議会から指導員を1名派遣していただき、閉鎖までの間、全面的なご指導をしていただきました。19日午前9時の設置から25日午後4時の閉鎖までの延べ7日間にわたり災害ボランティアセンターが開設され、ボランティアの皆さんから被災家屋内外の後片づけ等の活動をしていただいたところであります。

活動していただきましたボランティアの人数ですが、八戸学院大学、ひのきしん隊、町民生委員児童委員協議会、ひだまりの会、八戸青年会議所など12団体、223人を初め、一般住民からの参加者36人の合わせて259人となっております。県内はもとより岩手県からもボランティアに参加していただきました。ボランティアを行った世帯ですが、延べ63世帯でございます。活動内容といたしましては、宅地内の汚泥の排除、家屋・家具の洗浄のほか、被災者の要望に応じた活動を行っていただいたところであります。

今回初めて災害ボランティアセンターが設置されまして、多くの皆様からボランティア活動に参加いただき、被災町民の住居等の生活環境の回復が早まったこと、また被災者の方々に寄り添い、お手伝いいただいたことに心から感謝を申し上げます。

まさに災害はいつ来るかわかりませんが、今回の経験を教訓にし、今後の災害対策として災害ボランティアという支援を有効に生かせるような体制づくりもしてまいりたいと思っております。

早い中でボランティアの活動でもとの生活に戻れた方々、また最後のほうになりますと時間がかかった被災の方々もあったというふうに聞いてございます。こういう部分も今後の課題といたしまして、社会福祉協議会のほうとのまた連携をとりながら、よりスピーディーな中で早くもとの生活に戻れるように取り組んでまいりたいと思っております。

そしてまた、馬淵川の整備に向けての課題、対策等でございますが、昨日も申し上げました、現在進めている床上浸水緊急特別事業、この事業を一日も早くまず完成をしていただいて、決して私どもその27年度で了承したという気持ちはございません。まずはその成果を見ながら、今県のほうでも現在進めようとしている工事内容についての検証も県でも行ってございます。その検証結果をまたもとにしなが、より本当に安全に住民の方々が生活できる、そういうためには抜本的な長期的な馬淵川の整備と、きのうもそういうご意見もいただきました。それとあわせて、

やはり現在の中で整備を進めていくということを並行で持っていかないと、バイパスとか馬淵川を完全に変えるとなると、これは正直まさに本当に長期ということになるわけですので、その間も当然災害があり得るわけですので、そういう部分、今まず整備をしていく部分と、そして将来的な部分、これは大向地区の迂回だけではなくて、福田橋から櫛引橋までの間、これももう既に狭窄部含めながら、あそこも大きな2カ所3カ所の迂回、蛇行になっております。このことも私ども指摘をしております。今回の事業は福地橋から三戸までの区間の内容でございますので、下流10キロから櫛引橋は国、櫛引橋から福地橋までの間というのは今回の工事には入っていないわけです。そのことも我々、追加工事として2期工事として考えていただきたいということを申し上げてございますので、またそういう部分をしっかりと要望しながら議員の皆様方とまた一緒になって町民の皆さんが安心できる、そういう馬淵川の整備ということに対して取り組んでまいりたいと考えてございますので、よろしくまた議員の皆様方にもご指導ご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤正孝君。

○4番（工藤正孝君） ご答弁ありがとうございました。

やはり緊急を要する部分というのは、今申し上げましたように来年度26年度のうちに用地買収という近い、誰が聞いても進んでいるんだなというお話であれば、今回被災した町民の皆さんは進んでいるんだなと、いずれは安心した生活ができるのかなとかいうふうに考えていると思います。しかし、床上浸水対策特別緊急事業等を含む、町長トップとしていろんな対策を要望打ち上げていますハード面の推進でも、5回も災害にやられた方々というのは本当に安心できるかという、また洪水が来ました、台風が来ました、川が上昇してきましたと、また必ず準備をすると思うんです。建具を上げるですとか、家庭用品を上上げる、車の移動などやると思うんです。私も一被災者ですので、少しでもやはりぬらしたくない大事なものはぬらしたくないという思いでそういう動きをすると思うんです。どのぐらいの堤防、スーパー堤防なのか、本当にその数値が安心できる範囲なのか。前回堤防をつくっていただいたときも、大分安心したんです。もう来ないだろうと、堤防があるからもう来ないんだと。ところが、2年前には楽々に堤防も越えて、多くの方が油断をしていたのか、かなりの被害になりました。

そういったハード面の推進はもちろんです、これからお願いしていきたいと思うのはソ

フト面のほうでございます。これは各大向、門前、駅前地区でも意見交換会がなされたと思いますが、そういったこまい部分になるかとは思いますが、やはり5回も災害を受けた町民というのはかなりのストレスを感じているんです。そのうちでも、もう何とといいますか、見物客、やじ馬的に見えてしまうという部分も、私もそうですが、周りの近所の方々もかなりそういうふうに漏らしている人がいるんです。やりどころがなくなってしまうんですね。早速職員なんか被害状況を見に来ましたと。それだけでも、被害はどの程度でしたかとか言われても、見てのとおりだと心の中で思ってしまうわけです。やられた人というのは心を閉ざしてしまうといいですか、そういった心境になると思います。それが本音だと思います。

しかし、災害ボランティアセンターの派遣から、かなりの人が、うちの隣にも来ましたが、スムーズな片づけができた、助かったという、そういった心の支え、やっぱり生活する、したい、ふだんの生活に戻りたいというのが一番最初なんです。なので、今回一つまたハード面のほうでお願いしたいのは、洪水が来て水が引けていくと道路が残るわけです。その道路をどうか町のほうで一番最初に消火栓なり対策を講じて取り去ってもらいたい。というのは、やはり手伝いに来る人たちの家族、すぐ翌朝から来ます。うちではもう飯食えないものですから、弁当買いに行くですとか、あるいはトイレの心配事あればくみ取りを依頼する、そういう、すぐさま生活をすぐしたいという行動に走るにはやはり道路が必要なんです。今回の道路の堆積がかなり多かったというふうに私は感じています。とても走れる状態ではなく、朝一、早速私もみんなの足を確保するために消火栓を活用して道路を片づけておりましたが、そういったときにもやじ馬的に見えてしまって申しわけないんですが、商工会の職員、山田議員ちょっと申しわけないですけども、朝一来て被害金額は幾らですかと聞かれました。まさしくみんなが道路を片づけている最中に、被害金額はちょっとわからないわけでありまして、「いやわかりません」と、「これからです」というふうに、そう言っても、引き下がること、何度も何度も大体でいいですからと。特にまず仕事でやっている方々なんでしょうけれども、どうか本当に心がやられているんだということを理解していただいて、町側からもソフト面のほうに力を注いでお願いしたいなと思います。

ストレスの話をしてまた恐縮ですが、議会全員協議会の資料の中に今回町が講じた、被害に遭われた方にごみの処理についてとか配布されました。台風15号に伴う災害支援、町の支援として町税と保険料の減免、国民年金保険料の免除、災害ごみの処分、こういった配布された書類は早速みんなでこういうふうにやるんだなど、おととしと同じく、あるいはもう少しよくなったんだなというふうに考えております。

ただ、これもやはり思いやりといいですか、被災された方の思いやりだと思います。ごく一部、

1点申し上げてみますと、災害ごみの処分、ただ単に漂流した流木は1.5メートルぐらいに切断して処分場にお持ちください、三戸クリーンセンターは10月8日まで。これがまさしくストレスになっちゃうんです。今まさに生活するために一生懸命生活のすべをみんなでやっているときに、これは田畑にいてすぐさま作業できればいいのですが、私もこの期日を守ろうと思って、流木があったので行ってみました。軽トラもトラックもはまってしまって亀状態、動けなくなりました。トラクターがいて引っ張って、トラクターも今度同じ状態。ととてもとても期日までに1.5メートルの切断は、チェンソーがあればできますが、もちろんこの話は町長にも相談したら、いやその期日でなく対応しますよというお話をしていただけだったのでよかったと思いますが、ただ、仕事上いつまでという項目はつくらなきゃならないというのはわかります。それはすごくわかるんですが、きのうの中館議員のお話にありましたような内容ですよね。そういったところも少し思いやっていたきたいなと思います。いつまででもいいですよとなってしまうので、これは仕事上のことだと思います。

もう一つ、この隣にも床上・床下浸水の場合の対応について。途中省略しますが、石灰をまいてくださいというふうになっております。私何回も、もう私も5回目なんですけど、この石灰の配布についてでございますが、雑菌を消毒する意味で、質問それだと思えば答弁は結構でございますが、雑菌を殺菌するという意味だと思います。ただ、全国的に災害があつておりますので、ネットなんかで見ますと、石灰をまくことによって、私も共感しましたが、石灰をまくことによって泥の表面がかたくなるんですね。土がアルカリ性に戻るといふことはかたくなるということ。したがって、床下なんかで石灰をまいた、あるいは家の周りにもまいた、畑でも同じですが、表面がかたくなって、かえって下からの蒸気が、乾こうとする力をとめてしまっているんだと。だからいつまでもにおいが残っていると。私も何日もおいがするんですよ。寝ていても泥臭いにおい。しかし、畳を上げた中に私は石灰をまくことはしませんでしたけれども、石灰という意味合いをもう少し考えてみたらどうかと思います。

私は個人的な意見とすれば、そういった雑菌ですとか、腐ろうとするときににおいが発生するんですね。何でもそうですが、腐る寸前、腐っている最中は、発酵している最中にはにおいがするんです。発酵をとめるのではなく、発酵を促す。要するに石灰窒素という窒素、腐るためには窒素が必要なんです。石灰窒素、窒素分をあげてしまうと腐っている部分が早くなって、表面をかたくすることもなく、においがなくなる。これはかなり速効性があります。一度試してみたらどうでしょうか。その石灰を配布してくださいというところにはつながらなくても結構ですが、石灰でなく石灰窒素ですね、というふうな土の流れがどういうふうになればいいのかというのは

恐らく土の勉強している大学、弘大の農学部ですとか工業大学さんなんかでもそういうふうな研究をされていると思います。一度聞いてみてはいかがかなというふうに私は考えます。

いずれにしても、ハード面の推進的なものには期待を寄せております。いち早く安心できる生活を続けたいと思う気持ちの反面、先ほど申しましたように、やはりまた洪水が来るかもしれない、また同じ作業ををすると思うんです。畳を上げる、後片づけをする。そういった何回も常襲地帯というところに住んでいる方は常にそういう仕事を繰り返すかもしれません。ですので、ソフト面についても今申し上げましたとおり、少しの気を遣っていただければ住みよいまちづくり、そして町民も安心して暮らせる南部町に育っていくのではないのかなと思います。

何かございましたら答弁お願いしますが、私からは以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極檀義昭君） ごみの処理につきましては、工藤議員のご意見をもとにして改善してまいりたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 防疫作業に用いる材料として、現在消石灰とクレゾールを汚泥があった場所に依じて使い分けておりますが、議員がおっしゃった石灰窒素につきましては、その効能と価格とも検討しながら、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。よろしいですか。

これで工藤正孝君の質問を終わります。

15番、川守田 稔君の質問を許します。川守田 稔君。

（15番 川守田 稔君 登壇）

○15番（川守田 稔君） おはようございます。

私は、来日外国人に対する町の福祉サービスについて質問したいと思います。

全国で言われていることではありますが、来日外国人に対しては3カ月間のビザを取得して日本に入国すれば、国民健康保険への加入ですとか介護保険への加入が可能になります。さらには、

児童がおれば児童手当、シングルマザー、シングルファザーであれば児童扶養手当が支給される対象となり得ます。そのような制度改正がなされました。

以前であれば、1年以上の滞在をもって国民健康保険、その他に加入することができました。1年のビザというのは非常に厳格に審査され、簡単にはおりないもののようであります。しかし、わずか3カ月ですよ、3カ月の滞在ビザを取得して入国した場合、日本の国内の社会福祉制度に加入できるようになったという現実であります。驚くことに、さらには再入国手続をして帰国すれば、向こう5年間海外で受けた医療に対しても自治体の負担としてその支払いがなされなければならないという現状があります。

私は、この再入国手続後5年間、このことは不覚にも知りませんでした。このことを知って非常に驚きました。頭にも来ました。言いようのない腹立たしい思いがしました。そこでお伺いしたいと思って、一般質問に取り上げました。

このような制度の内容を町長初め町当局の方々のご存じでしたでしょうか。どの程度まで認識なさっていましたでしょうか。どのような感想をお持ちでしょうか。

そしてもう一つ、これらの制度が開始されてどれぐらいになるんでしょうか、これまでの実績としてそういう支払いの事実があったのかどうか、含めてお伺いしたいと思います。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田 稔議員のご質問にお答えを申し上げます。

平成24年4月9日より、住民基本台帳法の改正で従来の外国人登録制度が廃止となり、外国人の方も住民登録の対象となりました。法改正に伴い、外国人の方に関する国民健康保険制度が変更され、議員ご指摘のように、以前は1年以上の残留期間を決定されていることが加入要件となっておりましたが、住民基本台帳法の改正等に伴って3カ月を超える在留期間を認められた方は国民健康保険に加入していただくこととなりました。また、児童手当、児童扶養手当についても住民基本台帳法の改正で外国人の方も住民登録の対象になったことに伴い、適用対象となる日本国内に住所を有する外国人は住民基本台帳に記載されている者になりました。また、出入国管理及び難民認定法により再入国の手続を行っていれば、5年を超えない範囲で日本に住所を置いたまま日本以外の国に滞在することができるものであります。

国民健康保険についてであります。国民健康保険法において市町村または特別区の区域内に住所を有する者は当該市町村が行う国民健康保険の被保険者として定められており、また国民健康保険法及び国民健康保険法施行規則では適用除外に該当するのが在留資格がない場合とされておりますことから、国内に住所があれば国保の資格は継続するということになります。

このことから、再入国許可の有効期間中の出国の際、国保の手続等は特に必要がないものとなっております。なお、この出国期間中も国保資格がありますので、国外で診療を受けた場合は帰国後申請により一部負担以外の負担した医療費などを受け取ることができるものでございます。児童手当、児童扶養手当についても同様に受給できるものでございます。

それでは、町当局の感想等についてでございますけれども、在留期間1年間以上となっておりますのが3カ月を超える者という形で緩和されております。今後、国保の資格を有する外国人がふえることも予想されます。国保の資格を有する者については国民、外国人を問わず、相互扶助の精神にのっとり、医療給付について同様に取り扱われることとなります。そうなりますと、外国人で日本や外国で医療行為を受けることを目的として短期間在住した者の取り扱いについて、負担の公平性から懸念が生じてまいります。そうした場合、国におきましては、医療を受けることなどを目的に滞在する外国人を被保険者としめない旨の規定を既に省令で設けてあります。南部町でもこの省令に従いまして、外国人の医療目的の滞在による国保資格取得は認められない方針で行政事務を取り扱っております。しかしながら、外国人の方が入国審査に際しまして、医療を受けることを目的に来日したことを隠蔽して住民基本台帳の適用を受けることになった場合に、町の国保資格を取得する窓口の受付でこれを察知し不適用とすることは現状においては容易でないと考えてございます。もし仮に、このような不正行為が頻発すれば、国保財政に悪影響が及ぶことも可能性としては考えられるものでございます。

また、懸念されるような事態が発生した場合、一つの自治体では防ぐことはできませんが、国、県等いろいろな示唆をいただきながら、それでも不正行為が起きた場合においてはきちんと国としても対応してもらい、さらには法改正などについても要望していかなければならないと思っております。

最後に、以上のような支払いがなされた実績はあるかのご質問でございますけれども、担当課のほうからは今のところ外国人の方に支払われた医療費など実績はないという報告をいただいております。

以上でございます。なお、再質問等、詳細の部分等がありましたら、また担当課長等からも答弁してまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありますか。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） ご答弁ありがとうございました。

今までにはそういう支払いの実績がないということでありました。とりあえずよかったのかなという気はしますが、非常に理不尽な制度だと思うんですよ。この議会の中でも国保の取り扱いについては非常にナーバスなところがありますし、国民健康保険税というものの扱いについても非常にナーバスなところがあると思いますし、そういった中で「何で外国人の医療費まで面倒見にやならんのじゃ」というような思いがありまして、ちょっと調べたら非常にタイムリーにいい情報が見つかったので今回一つ提案しようと思って一般質問に臨みました。

それで、議長の許可を得てちょっと資料を配付、皆さんに見ていただきたいと思って用意してきたので、暫時休憩いただいて、資料の配付をしたいと思うんですが、お許し願いたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 資料の配付は、この前局長のほうともお話ししましたけれども、理事者側からの資料はよろしいですけれども、質問者のほうはちょっと。

○15番（川守田 稔君） わかりました。はい、いいです。

それでは、資料なしでやりますので、皆さんよく聞いてください。

○議長（坂本正紀君） どうぞ、続けてください。

○15番（川守田 稔君） 私がちょっと提案したいと思ったのは、大分県ですか、行橋市というところがございます。そこの市議会議員の方で小坪慎也さんという方がいらっしゃいます。この方と衆議院議員の木原議員が協力して編み出したということらしいのですけれども、条例の改正ではなくて、条例施行規則、その下に便宜上運用規則というものがあるはずであります。いわゆる施行規則等にある、必要な場合は町長が別に定めるといふ、その類いの規則であります。よく目にします、条例改正のときとか。その運用規則の中に、ある1文をつけ加えるという方法があるそうです。ちまたでは、いわゆる行橋方式というふうに使われておりまして、複数の自治体で既に対応済みだそうです。

これはどういうことかといいますと、具体的には「外国人被保険者に係る資格喪失処理〔国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第1条第2号に該当する者にあつては調査、認定及び事務処理〕については、この事務処理要領に準じるものとする」という1文を運用規則につけ加えるだけだそうです。

この背景を説明すると非常に長くなるのでこの場では省略したいと思うんですが、そう思いまして、その運用規則なるものを見せてくださいという話をしましたら、ありませんと言われました。どこにあるんだろうなと最初に思って、そういえば今まで見たことないよなという思いがありまして、聞いたら、ないと。本当はないのかなと思って、町の職員のOBの方とかに伺いました。いや、あるはずだというお話なんですけど、いや、ないということだったので、これは提案する以前の問題なんだなというふうに思いました。

ご存じのように、町の条例というのはそれよりも上位に位置する国の法律、施行令等によって改正なりするわけなんですけど、それだけでは非常に対応し切れなかったり、非常に細々とした雑多な判断がなされなくてはならないような事例というのがあるわけですから、そういったもののために運用規則というものが制定されていて当たり前なんだなという思いがあったんですけども、実はなかったということです。私が伺ったのは保険福祉に関して、この国民健康保険施行条例について、下部に当たる運用規則が存在しないということしか確認しておりません。

そこで気になるのは、数ある条例の中でそういった運用規則というものが存在しているのかどうか。全般的にお伝えください。中にはそういった文章が整理されて保管されている場合もあるのかもしれない。そういったことを含めてちょっとお知らせください。

とりあえずそのところをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 運用規則のことですけれども、役場の条例、結構ありますので、私の部分にかかわるところでお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるように、懸念があるということはありません。それで運用規則なんですけれども、ここについては条例があります。あとは運営協議会とか条例ありますけれども、規則はありません。他町村を一応確認してみたら、ないところが多いというか、ないところばかりでした。現実的には条例の下にそれはさらに細かく事務施行できるように規則があつて、その下に要領、規程とか要綱があるわけなんです。議員が言った、たしか福岡県の行橋市だと思うんですけど

も、ここを確認したらちょっと見つけれなかったです。条例、規則等も確認したんですけども、なかったです。運用規則と言いましたけれども、他町村を確認したら、見たら全部がそうなんですけれども、国保のこの外国人の問題については事務の取扱要領という形で制定していました。

議員が懸念されたとおり、確かに不正受給が何件か発生していますので、国保の貴重な財源を管理する上で、町としてもこれは早急に検討して制定を予定していかなくちやならないと考えております。

○議長（坂本正紀君） 総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 条例一般のほうの全般のほうを担当しておりますけれども、各課のほうで条例に伴う規則がどこまでということに関しましては、まとめてうちのほうで全部把握しているわけございませんけれども、基本的には条例に関してのその次に続く規則に関しては例規集に載せるというのが基本にしてございます。その下の規程あるいは要綱……。〔「例規集に載るのはどこから」の声あり〕条例の運用規則とかそういう規則ですね、施行規則ということではなくて。先ほど申し上げましたような運用の規則とか、その条例に基づく規則と。規程につきましては、基本的に要綱とかというのは条例には載ってなくて、各課のほうの書類で管理しているというのが大部分だというふうに認識してございます。

○議長（坂本正紀君） 住民生活課長。

○住民生活課長（極檀義昭君） 住民生活課に関しまして、共同墓地、長谷霊園の設置条例がございしますが、その施行規則までは条例に載ってございます。その下の細かい部分につきましては、運営規則として職員レベルで保管しているものがございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問ありませんか。川守田 稔君。

○15番（川守田 稔君） 在留手続後5年間は国保からの支払いが云々という、そういったことに非常に憤りを覚えてというのもきっかけとしてはあったんですよ。ですが、このやり方を、この行橋方式というあれを一般質問にのせるに当たって随分と勉強したんですよ。勉強したという

か、よく理解しようと努力したんですよ。その中で思ったことが、これが当該のこの件についてだけではなくて、非常にいろいろな応用がきくというか、そういった新しい地方議会から見たさまざまな示唆を与えていただいているなという気がしたんですよ。それはどういうことかという、自治体の条例ですとか施行規則というのを直接変更するということは非常に日本全体のバランス的な公平性といいますか、そういったところの観点から見ると非常に平等でないというか、極端な話、A町さんとB町さんとC町さんとこのところによって違うんじゃないかという、法のもとの平等みたいな視点からいくと、非常にハードルが高い行為なんだなという気がしたんですね。もちろん独自の条例制定というのは町側からにしても議会側からにしても積極的に考えていかななくてはならないことなんですけど、であれば条例の施行規則、その下にある運用規則でもってこのような変更ができるというそのアイデアですね、そういったところに非常に感服いたしました、私。

ですから、この国民健康保険の事案に限らず、さまざまにこれから道州制ですとか地域主権、地域分権云々というその一連のカテゴリーの中の変化が訪れるということを前提に考えれば、それぞれの自治体というのがそれぞれの物の考え方を反映させて独自色を強調できる、独自に考えるそのフィールドが運用規則であるというふうな物の考え方をすれば、非常にこの事案というのは各方面に応用がきくというか、非常に勉強になる物の考え方だと思って私は取り上げました。

そういう位置づけでその運用規則ということを考えるのであれば、早急にちゃんとした形で条例とか施行規則を整備するのと同じぐらいの比重でもっていわゆる運用規則というものの整備とこのことを考えていただきたいし、急いでもらいたいなと思った次第であります。

どのような感想をお持ちになったかはわかりませんが、今回私が提案したといいますか、行橋方式というのを紹介させていただきました。本当は資料を皆さんに配付して、具体的に文字面を見て説明すれば、もっと違う資料を使って説明するのも簡単なんですけれども、それもいかんということなものですからこの程度にしておきます。

進めたいというのであれば、資料ですとかそういったのは幾らでも私が持っているものは提供いたしますので、よろしく対応願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 答弁はよろしいですか。

○15番（川守田 稔君） ご感想があったらお聞かせください。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 参考にさせていただきました。先ほど健康福祉課長も言ったように参考にしながら、町としてまた取り入れられるものがあればそういう形で検討してまいりたいと思います。

また、他の条例等々についても同じことが言えるわけでございます。比較的、条例、規則または規程、要綱とあった場合に、当町において必要であるという部分については細部にわたって詰めていくときがあるわけでございますが、大きな条例等々についてはその中で手続が十分行いうることができるとなった場合、条例、規則等だけというものもあると思いますが、勉強させていただきたいと思います。

なお、また条例あって規則、規程、要綱等をつくる場合においても、あくまでも条例が基本になってきますので、条例に対して相反する内容の規程、要綱というのは多分法律違反とかそういうふうになってまいると思いますので、つくっていく場合においてはその条例の趣旨に沿っているかどうかという部分をしっかりこれは確認をしながら進めなければならないのかなと思っておりますが、いずれにしても参考にさせていただきました。また、担当課のほうからも、後で資料等があるということでございますので、一部いただければ助かるなど思っております。

以上であります。

○議長（坂本正紀君） これで川守田 稔君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩します。

(午前10時59分)

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

.....
○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

7番、根市 勲君の質問を許します。根市 勲君。

(7番 根市 勲君 登壇)

○7番（根市 勲君） 平成25年も残すところ1カ月を切って、27日余りになりました。今年を

振り返ってみますと、やはり全国的に災害の多い年だったかなと感じております。災害の被災者の方々には心よりお見舞い申し上げます。

また、政権交代、アベノミクスの効果でしょうか、円安、ドル・ユーロ高による輸出企業の業績の向上や雇用状況の好転等や、来年4月からの消費税率アップの前倒しの需要増等で全般に景況は上向いていることは南部町にも少しはプラスの効果が出ているように思います。

しかし、日本の周囲の韓国や中国で、日本以上に輸出依存度がGDP比では日本の3倍以上の45%から50%を占めているため、日本とは反対に輸出関連産業は大変厳しい状況に陥っており、これ以上の円安状況になれば、中国、韓国の国内産業は存亡の危機に陥ると思われます。その危機感の裏返しとして今、中国や韓国の政府やリーダーシップを握っている政治家は戦前からの日本との関係の歴史を捏造したり、歪曲した日本への反日アピールを繰り返していることは大変残念でなりません。

南部町の次世代を担う子供たちや若い世代の方々に新しい近世の歴史教育を正確に伝えることと、中国、韓国の間違った捏造だらけの歴史教育の実情を広くヨーロッパや先進国にアピールする必要性が非常に高まっていると思いますが、皆さんはどうお思いでしょうか。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は今回定例会では、南部町での出生数が年間100名を切るような状況になっていることを大変心配したり、どうしたら出生者の増加につながって町内がもう少し活気にあふれるようになるのか、町の政治で少しでもよい方向になってほしいという思いから、今回は少子化に伴う行政の対応と乳幼児保育、小中学校の教育のあり方について質問させていただきます。

全国的に結婚年齢の晩婚化や独身を通す方がふえているために、南部町でも65歳以上の高齢化率は現在でも32%を超えており、人口の3分の1は高齢者が占めるようになってきました。このままで推移していけば、あと10年で40%まで高齢化率は高くなり、20年ぐらいたてば50%を超えて、自治体としての存続が危ぶまれる状況も予想されます。

以前は限界集落という言葉がありましたが、最近は限界自治体という言葉が言われるようになってきました。一般的に高齢化率が45から50%を超えると限界自治体と言われて、一つの自治体として機能を果たせない状況になると考えているようです。そのような状況にはなってほしくはありませんが、現在の国、県、南部町を考えてみますと、毎年毎年限界に近づいてきているように思います。

先のことを憂うよりも、町としてすべきことは何かを考えた場合、少しでも安心して結婚、出産、育児ができる環境を整備することと、少子化に対応した学校のあり方は長期的な視点で計画

を練っておかなければならないのではないかという観点から、1点目として、現在の町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校の児童生徒数の5年後、10年後、15年後、20年後の予測を示していただきたいと思います。

2点目として、教育効果という視点と費用及び効率という考え方で捉えた場合、1学級、最少でも何名ぐらいの児童生徒数が必要で理想的なのか、知らせていただきたいと思います。

3点目として、このまま出生者数が減少していくとすれば、さらに施設、学校の統廃合が必要となると推測されますが、その場合、実施に向けての基準や手順はどのように定めて進めていくべきだと考えているでしょうか。

4点目として、現在結婚を考えている世代、出産・育児を考えている世代の現状は、出産・育児休暇制度はあるとしても、現実には出産後3カ月から6カ月後には仕事に復帰しないと仕事の継続は難しいと思われれます。保育を現在以上に拡充する必要性と、実施する場合の課題についてどのようにお考えでしょうか。

5点目として、長期的な視点で今まで述べたような課題について検討はなされてきたのか。今後のあり方についての見解を説明していただきたい。

6点目として、幼保一体化、公設民営化は国内多くの自治体で既に取り組んで成果を上げているところも、現時点で具体的に実施に踏み切る時期と統廃合まで含めた方向性はどのように考えておられるでしょうか。

7点目として、小学校3年生あるいは4年生からの英語の授業が本格的に始まるようですが、試行的に先行実施している先進校では素晴らしい成果を上げているところもあるようです。町の教育委員会として目標としているものは何かを示してほしいと思います。

8点目として、今まで述べてきた乳幼児の保育や小中学校での授業等において、社会の第一線から退職した方の中でいろいろな意味で現役の先生、保育士さんと同等の能力を持っている人材は多数町内にもいると思われれます。施設のような箱物や人材を少ない費用で活用して、費用を抑えて効果を上げる施策を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

答弁をお願いして、質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市 勲議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、私のほうからと、2点ほどは教育委員会のほうから答弁をしたいと思います。

まず最初に、保育園、幼稚園、小学校、中学校の児童生徒数の5年後、10年後、15年後、20年後の予測についてであります。平成22年を基準とした総合振興計画の人口推計に用いた資料をもとに推計しました平成27年、32年、37年、42年の推測をお示ししたいと思います。

保育園の園児数ですが、平成27年303人、32年261人、37年223人、42年191人と予測しており、5年ごとに30人から40人程度減少していくことが予想されております。次に、町立幼稚園の園児数であります。平成27年47人、5年ごとに申し上げます、41人、34人、30人と予測してございます。次に、小学校の児童数であります。平成27年858人、718人、623人、42年は532人と予測してございます。次に、中学校の生徒数ですが、平成27年501人、403人、343人、平成42年は296人と予測しております。なお、保育園、幼稚園につきましては、現在の入園率をもとに推計したものとなっております。

次に、1学級の児童生徒数の必要性についてでございますが、ここは教育委員会のほうから答弁をいたします。

次に、施設、学校の統廃合が必要と推測される場合の手続はどう進めるべきかについてお答えを申し上げます。

ご承知のように、少子化の進展によりまして、南部町におきましても園児、児童、生徒数の減少が続いております。平成25年の保育園の園児数は315人、幼稚園の園児数は54人、小学校の児童数は910人、中学校の生徒数は535人となっております。これを平成21年と比較しますと、保育園の園児数は減少傾向、幼稚園の園児数は31人少なくなっており、小学校の児童数は189人少なく、中学校の生徒数も111人少なくなっております。

今後も児童生徒数の減少傾向が続くものと予想されておりますので、学校の統廃合が必要と推測されるようになった場合の手続等につきましては、学校や保護者の方々、地域の皆さんが主体となった検討の場を設け、合意形成を図りながら進めること、また教育委員会が現状や将来予測の情報を検討の場へ的確に提供して共通認識を持っていただくこと、検討期間に適切な期限を決めて課題を解消するための方策を検討すること、学校や地域が抱える事情や課題に十分留意し検討を進めること、学校施設の老朽化に伴う改築や大規模な改修とあわせて中長期的な視点で検討することなどが学校の規模と配置に関する課題を解消する重要なポイントだと考えております。学校の統廃合の検討と計画の策定や協議につきましては、ある程度の期間が必要だと考えております。

次に、乳幼児の保育を現在以上に拡充する必要性と課題についてどのように考えているかとい

うご質問でございますが、近年、就労形態の多様化など社会の変化に応じて保育園の需要も女性の社会進出などによる共働き世帯の増加とともに高まってきております。

当町における保育園の園児数は平成18年の346人から平成25年の315人と減少傾向にあります。乳児、1歳児、2歳児数は平成18年の125人から平成25年の136人と増加傾向にあります。議員ご指摘のとおり、出産後の仕事復帰のため、ゼロ歳児、1歳児、2歳児の保育希望者がふえてきており、一時的に受け入れ枠の拡充が必要となってくる保育園も考えられます。

課題といたしましては、保育士の確保と保育に要する建物の面積要件の確保となりますが、先般11月に実施しました子育てに関するニーズ調査の結果を分析し、保育サービスの量的充実とともに保育サービス全体の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、長期的な視点で以上のような課題について検討はされているか、今後のあり方についての見解を示してほしいというご質問でございますが、当町の子育て支援施策は平成22年3月に策定されました次世代育成支援地域行動計画に基づき実施してきたところであります。しかし、当町も含め、全国的に核家族化や地域での人間関係の希薄化などにより、家庭の地域での子育て力の低下が一層の少子化の要因であると考えられます。

国の動向を見ますと、これらの課題を解決する目的で昨年8月に子ども・子育て関連3法が交付され、平成27年4月の完全施行に向けて新制度の準備が進められております。また、新制度では市町村に対し、地域のニーズを踏まえた子育て支援業務の円滑な実施に関する平成27年度から31年度までの5カ年計画である子ども・子育て支援事業計画の策定を義務づけております。当町におきましても、計画の策定に向けて町内の未就学児童及び各小学校へ在籍する小学生の保護者を対象に子育てに関するニーズ調査を実施し、ニーズの分析を進めてまいります。

長期的な視点で課題について検討及び具体的な時期と目指す方向性につきましては、乳幼児数の推移を注視しながら、今後のニーズ調査の結果を踏まえ、10月に設置しました南部町子ども・子育て会議のご意見を聞きながら、地域に合った子育て支援施策の実施に向けた子ども・子育て支援事業計画の策定を目指し、27年4月の新制度開始に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、幼保一体化、公設民営化の具体的な時期と目指す方向性はどのように考えているかのご質問にお答え申し上げます。

当町では厳しい財政状況が続く中で、保護者のさまざまな保育ニーズに対応するため、民営化やこども園移行など効率的な施設運営について検討してきました。平成22年11月には役場職員で構成するプロジェクトチームを設置し、民営化等も視野に入れた検討を行い、効率的な施設運営

についてのガイドライン及び計画策定を目指し、先進地を視察するなど、調査検討を進めてまいりました。また、平成23年10月には弘前大学講師を委員長とした学識経験者、教育福祉関係者、保護者代表者などで構成した民営化推進検討委員会を設置し、各方面の有識者から専門的な視点によるアドバイスをいただいております。

具体的な時期と目指す方向性につきましては、運営方針によっては児童を預かる施設に携わる人材の確保が必要となるため、人件費等による財政的な負担や施設運営に係る県との協議、利用者への保育・教育サービスについての説明会等も必要となることから、引き続き本年度において慎重に調査検討を行い、ニーズ調査の結果に基づき、子育て家庭の要望に沿った対策を平成26年度内にお示しできるように事務を進めてまいりたいと考えております。

なお、園児数の減少により喫緊の課題となっている南部幼稚園につきましては、全員協議会で若干ご説明を教育委員会のほうからいたしました。現在、園児数が10名と非常に少ない人数で幼稚園教育を行っているという現状でございます。このようなことから、教育委員会では南部幼稚園につきましては平成26年度の入園申込者が10人未満の場合は一時休園とすることで入園募集を行うこととしております。休園とさせていただく場合は、南部幼稚園の入園申込者へ名川幼稚園や保育園などの入園を勧めるなどし、休園についての説明をしっかりとまいりたいと考えております。

次に、小学校3年生からの外国語活動についてでございますが、ここについては教育委員会のほうから答弁をいたします。

次に、町内には現役で働いている人、リタイアして能力を生かし切れていない多くの人材があるが、行政として活用する施策は考えているかのご質問でございますが、平成23年6月定例議会の一般質問において議員ご案内の内容についてお答え申し上げているところでありますが、改めて議員ご指摘のとおり、町内にはさまざまな分野で活躍されたり成果をおさめられたりした方が多数おられます。この貴重な人的財産を当町の行政に活用するという事は効率的な行政運営の面からいっても非常に重要な役割を担うことと考えております。また、地域づくりの観点から、地域のことは地域で解決できる連帯意識に支えられたまちづくりを進めていく場合においても欠かせないものと認識しております。

この人的財産を具体的に行政に活用する方法といたしましては、その方のこれまでの知識と経験を行政に役立たせていただく各種審議会の委員や各種事業などにおいて講師やアドバイザーをお願いしているところであります。町内の小学校や中学校では米や野菜栽培の農業体験を初め、えんぶりや手踊りの郷土芸能伝承活動、立志式での講演や職場体験などでいろいろな知識や

能力を持っておられる地域の方々からご協力をいただいております。また、社会教育課で今年度始めました高齢者のまべち笑楽校などの各種講座を講師としてお願いしたり、社会体育の面では各種スポーツ大会での審判、役員、スポーツ教室の講師として多くの方々からご協力をいただいているところでございます。また、農業関係では、達者村楽農クラブにおいては指導者を元農協職員であった方にご指導をいただいているところでございます。

今後も町では資格や能力のある方々を有効に活用させていただきたいと考えてございます。また、子育て支援対策等につきましては、今後重点施策という中において、現在も独自の支援策も行っているわけですが、今後さらにどのような支援策をしていくべきかということもあわせて考えながら取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 教育長。

（教育長 山田義雄君 登壇）

○教育長（山田義雄君） では、教育委員会のほうからは1学級何名の児童生徒が必要なのかという点と、小学校3年、4年生からの外国語活動についてお答え申し上げます。

最初に、1学級最少の児童生徒数についてお答え申し上げます。

学級編制につきましては、県が定める学級編制基準に基づきまして各学校の児童生徒数によって行われております。1学級の児童生徒数の基準は、小学校1年生は35人以下、そして2年生以上と中学生では40人以下となっております。

議員ご質問の1学級何名の児童生徒が必要なのかにつきましては、県ではこういうふうな基準が示されておられません。なお、児童生徒数が少ない小学校、中学校では複式学級を編制することになっております。小学校の場合、1年生と2年生を合わせて8人以下の場合は複式学級を編制することになっております。1年生を含まずに2年生、例えば2年生と3年生、3年生と4年生合わせて16名以下の場合も複式学級を編制することになっております。中学校では、2学年合わせて8人以下の場合に複式学級を編制することになっております。

以上のような学級編制の基準のほか、児童生徒に対する個別の対応の重要性、さらには学校の基盤であります学校経営の確立、さらには複式学級の解消等を考慮しますと、1学級の人数につきましては少なくとも10名以上が望ましいと思っております。

続きまして、小学校3年生からの外国語活動についてお答え申し上げます。

新聞報道等によりますと、学習指導要領により平成23年度から小学校の5年生、6年生において行われております外国語活動、これを正式な教科に格上げし、小学校3年生から外国語活動を始める方針を固め、平成32年、2020年、これをめどに実施したいという考えを文科省のほうでは持っております。

現在、町では外国語指導助手ALTを2名配置しておりまして、幼稚園では月2回、歌や遊びを通して英語に親しむ、小学校では週に5年生と6年生を対象に1回、外国語活動の教材により学習しております。中学校では週2回、英語の授業を補助しているほか、英語スピーチコンテストの練習や海外研修事業の英会話を指導してもらっているところでございます。

町としては、外国語指導助手のほかに英語にすぐれた力を持っています町の職員もおりますので、そういうふうな職員の協力をいただきながらも外国語になれ親しむことで積極的に英語によるコミュニケーション能力を養うことを目標に、幼児期からいろいろな遊びを通して英語学習の開始、先生方の英語研修や小学校への英語指導の配慮などについて検討してまいりたいと思っております。

また、町内の小学校の校長先生方、今までの経験、この英語活動を通して、早い時期からの英語教育の必要性を強く感じている校長先生方が大部分でございますので、さらにこれから先生方の指導力を養っていくためにもさらなる研修活動が必要なところでございます。

以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありますか。根市 勲君。

○7番（根市 勲君） 一生懸命やっている教育長さんに心から敬意を表したい。

どうしても全国的に人口が減少しておりますので、昔は家庭で子供をお父さんお母さんが大事に将来見ておったんですけれども、今生まれると国のほうで導くような環境になっているのかと、そういうふうに。毎日テレビとか新聞で報道されておるように、子供らにどれだけ力を入れておるのかというのは実感しております。やはり、我々小さい町ですけれども、教育に対しては日本でも全国でもいいところを目指して1番に近いような教育のあり方というのか、子供に曲がった教育じゃない、正しい教育を教えてもらえれば、将来必ずこの南部町にまた戻ってきて、我々の町はよかったということになると思います。どうか、そういうようないい教育をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） これで根市 勲君の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩します。

（午前11時49分）

○議長（坂本正紀君） それでは、休憩を解きまして会議を再開します。

（午後1時00分）

○議長（坂本正紀君） 一般質問を続けます。

16番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

（16番 工藤久夫君 登壇）

※川守田稔君 着席

○16番（工藤久夫君） 私は今回の定例会で、町民の方から、自分は現在の南部町のいろいろな政策のことで気になって調査して、その結果、考えている課題についてまとめてみたのでぜひ質問してほしいとの資料をいただきました。

読んでみてすばらしい内容だと思ったり、また、よくここまで調査してくれたものだと感心しながら、その方の了解を得て、そのままその資料をコピーして今回質問することとしましたので、少し課題が多過ぎますが、答弁をよろしくお願いします。

事務局長に、資料としてコピーを渡すようお願いしましたが、残念ながらまずいということで断られましたので、私のほうでコピーは実は準備してありますが、欲しい方には後でおあげしたいと思います。

実は9月の定例会で申し上げたとおり、今回は滝沢村の取り組みについて再び質問する予定でしたが、今回変更した件は了承願いたいと思います。

時間が限られておりますので、早速答弁のほうをよろしく願いして、私の質問を終わります。

○議長（坂本正紀君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

事前通告をいただいておりますことから、即答弁ということだというふうに理解しております。項目に分けて、29項目になってございます。時間の限りもありますけれども、答弁をいたします。

まず、一級河川要望の見通しについてのご質問であります。馬淵川は昭和42年に一級河川の指定を受け、櫛引橋から河口までの10キロが大臣管理区間となり、堤防の新設及び構築、護岸の整備を進めたことにより、下流部の八戸市は大雨による被害が非常に少なくなっております。このことは、国の直轄事業のため迅速な整備が実施されたことに効果があらわれたものと考えられます。しかしながら、県管理である櫛引橋上流では、平成11年から平成25年の間に台風や集中豪雨により増水氾濫を繰り返し、生活基盤である宅地への浸水や農地への冠水など甚大な被害を受けております。県では床上浸水対策特別緊急事業を実施しているものの、狭窄部の改修、堤防のかさ上げなど早急な改修が必要とされており、今後大規模な洪水が発生した場合には馬淵川全域にわたって甚大な被害が想定されることから、私もまた三村知事も国直轄による堤防整備、河道掘削等の河川改修を実施する必要があると考えております。

昨日の工藤幸子議員のご質問にもお答えしたとおり、国土交通省、国会議員及び県知事には馬淵川とともに生きる期成同盟会、南部町議会などを通じて国の直轄管理を要望しているところでありますが、まだ状況は変わってございません。なかなか難しい課題であると思いますが、今後一刻も早い実現に向け、さらに努力してまいりたいと考えております。

次に、河川工事の有効性確認についてお答え申し上げます。

現在実施している床上浸水対策特別緊急事業は平成27年度の完了を予定しており、河川の氾濫による浸水被害防止を目標として輪中堤の築造など、河道掘削などを実施しております。県の別紙資料によりますが、事業目標、宅地は10年に一度から20年に一度、農地は2年に一度から3年に一度、安全度を高めて引き上げております。事業効果でございますけれども、浸水戸数301戸を全て解消すると説明しております。また、平成25年9月の台風18号の被害状況について改めて検証作業をしており、今年度中に報告するものとしていることから、事業効果の有効性について確認したいと考えております。

次に、職員防災初動マニュアルについてであります。現在のマニュアルは平成19年3月につくられたものであり、平成24年4月に一部見直しをしております。また、マニュアルは常に見直ししていくことを前提としているため、ことしの水害を踏まえて改善すべき点についてはその都度、課長会議等において周知しているところであります。特に災害発生時の動きについては、一つ一つ私に確認するのではなく、これまで行ってきたことは当然やるんだという考えで、それぞ

れの判断をスピード感を持って対応することを指示しております。

その上で、ことしの10月17日、全職員に対し、私から次のような通知を出しました。1つは、災害を想定して事前に準備し、効率化とスピードアップを図ること。2つ目は、災害対応を検証して、平時においてこそ何が必要か考えて準備しておくこと。3つ目は、常に次に何をやらなければならないかを考えておくことを指示しているところであります。

災害はいつ何どき発生するかわからないことから、現在の職員防災初動マニュアルは個人名ではなく担当課ごとの動きとなっておりますが、その中でも最も早く動き、指示をする職員については各課の課長や課長補佐、総務課の防災担当職員となっております、実質的には個人を特定したのとなっております。また、平成24年度には全体のマニュアルを補完する形で、それぞれが検討した各課ごとのマニュアルを作成し、災害時のきめ細かい動きを事前に職員が理解しておくようにしております。

ことしの台風18号による災害に関連して、11月9日、10日の両日、2つの被災地区において地域懇談会を開催したところ、災害発生時の職員の対応については、もちろん100%ではございませんが、おおむねご理解をいただいたと報告を受けております。それでもまだまだ十分とは考えておりませんので、職員一人一人が災害時の動きをしっかりと理解し、迅速かつ最適な対応ができるように、さらなるマニュアルの充実と理解を深めていきたいと考えております。

次に、減災のための行政の役割の明確化についてであります。立花寛子議員のご質問にもありましたように、自助、共助、公助が重要であることを申し上げましたが、公助である行政の役割としてはハード面、ソフト面の両方を推進していくことが重要と考えております。

水害対策で申し上げますと、ハード面はもちろん馬淵川流域の治水対策であり、現在進められている事業の一刻も早い実現に向けて努力してまいりたいと考えております。ソフト面につきましては、減災のために行政が担うべき役割の第一は住民に対して正確な情報を素早く適切な時期に提供すること、これに尽きるのではないかと考えております。まずは、住民の生命を守るため避難していただく。その判断材料となる正確な情報を提供することです。そのためには国、県、気象庁などからの情報収集と分析を入念に行い、判断することが必要になります。また、正確な情報を提供し、デマや不確定な情報に住民が惑わされ混乱することのないようにすることも重要であります。

情報提供の手段としては、防災無線による情報提供、消防団や広報車による広報活動、災害時要援護者宅への訪問、ホームページでの情報提供や携帯電話のエリアメールを活用した情報発信など、あらゆる手段を通じて情報を提供することが必要だと考えております。

当然、その前には避難所の準備が必要であり、食料や燃料等の物資の確保やスタッフの準備など、行政が担う役割は大きいと認識しています。また、道路の浸水と危険箇所の情報に基づき、関係機関に関連し、必要な措置を素早く行うことで2次災害を防ぐことも大きな役割の一つであります。これらが適切に速やかに対応できるよう、訓練をさらに積み重ねてまいりたいと考えております。

※工藤幸子君 着席

次に、有事の際の町長、副町長の役割分担についてであります。職員防災初動マニュアルにおいて町長は必要な防災体制をとるために職員に対し非常配備体制を発令すると、役割を明確化しております。副町長は、地方自治法の規定により町長を補佐し、またはその職務を代理することとなっておりますので、災害時においても同様の役割となります。また、災害対策本部または災害警戒対策本部を設置する状況になった場合は、災害対策基本法及び南部町地域防災計画に規定されているとおり、町長は本部長、副町長は副本部長となり、対応に当たることになります。

さきの台風26号による土砂災害で甚大な被害を受けた伊豆大島の被災者に対しましては心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うばかりであります。

私といたしましても決して他人事ではなく、災害時においていかにして町民の生命財産を守るか、責任者としてその責任の重さに身が引き締まる思いでありますし、職員も同じ気持ちだと思っております。

台風のように事前に襲来が予想される場合は、町長と副町長は同時に県外などへ不在となるような対応はとっておりません。しかし、地震など突発的に発生する災害にあつては、私が不在の場合も十分考えられます。そのときは当然、副町長なり総務課長が職務を代行することになりますが、職員には常々私がいなかったから対応できないとか判断がおくれたということのないように指示をしておりますし、また、そのためのマニュアルであり、平時における事前準備だと考えております。

次に、10年後を見据えた適正人員と職員合理化計画についてであります。ことし9月の第52回南部町定例会一般質問において工藤久夫議員にお答えしたとおり、南部町総合振興計画（後期基本計画）において町が推計した平成37年の将来人口数値では、現在より約5,000人ほど減少する1万4,875人という非常に厳しい数値が予想されております。

南部町の平成25年4月1日現在の一般行政職員数は159人であり、平成20年3月に策定した南

部町行政改革大綱実施計画における定員管理適正化人員の平成25年4月の目標値である175人より16人少なく、さらに職員数を見る上での一つの指標となる類似団体との最新の比較では、平成24年4月1日現在で1人少ない状況であります。

職員数の適正な配置は類似団体別職員数を指標としており、参考にしなければならないものがありますが、やはり業務量との兼ね合いが必要であるとも言えます。当町が他の町村よりも力を入れている事業や町の活性化のための農業や観光、グリーン・ツーリズムの振興や高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるような包括ケアなどがあります。また、一般行政職員には入りませんが、全国で唯一の町営市場や介護老健施設も運営しております。このように町の活性化や町民の福祉の向上のため、さまざまな事業を展開し、そこに必要な人員を配置していることもご理解をいただきたいと思っております。

現在策定中の第2次南部町行政改革大綱実施計画においては、5年後となる平成30年における定員の適正化計画が検討されておりますが、議員のご指摘のとおり、10年後を見据えた中での適正人員でなければならないと考えております。平成37年の人口数値をもとに類似団体の一般行政職員数を試算したところ127人となり、現在の159人より32人の職員数減が必要となります。単に職員を減らすだけではなく、10年後にあっても必要なサービスを提供していくためには常に事業の必要性を見直し、社会情勢の変化に即応できる体制づくりに努め、職員をふやすことなく、必要な事業に配置していき、適正な職員採用及び職員合理化を図っていきたいと考えております。

次に、職員採用の厳格化計画についてであります。職員の採用数については先ほどお答えしましたように、10年後を見据えた適正な職員数となるように職員を採用していく考えであります。具体的な採用者数は、年度によって退職者数の変動がありますので増減はありますが、今後10年間の定年退職者の数は毎年10人程度が見込まれておりますので、来年度から始まる退職者の再任用制度を勘案しても、今後はおおむね平均3人程度の採用になるのではないかと見込んでおります。

現在の職員採用方法であります。青森県町村会を窓口とした統一試験と作文や面接試験による2次試験により町職員としての資質を見きわめ、採用しております。その他、平成23年度には英語に秀でた職員を募集したほか、来年度は韓国語の堪能な職員を採用することとしております。

議員ご指摘のとおり、職員数の削減を進めていく中において、優秀な職員確保は喫緊の課題であります。語学力が全てではありませんが、これまでの採用方法を続けるだけではなく、他の市町村や民間企業の例を参考にしながら、さらに優秀な職員確保のための手段を講じてまいりたい

と考えております。

次に、職員のスキルアップ計画についてであります。職員のスキルアップは予算も人員も減少していく今後において特に重要であることは議員ご指摘のとおりであります。そのような中、職員をどのように成長させ、持っている能力を遺憾なく発揮することで町政、町民のために生かしていくのかという点に尽きると思います。

スキルアップのための研修計画として、全職員が定期的に研修する青森県自治研修所での基本研修があります。この研修は地方自治制度や公務員倫理、マネジメントなどについて学ぶ基本中の基本であり、今年度は32名が受講しております。それに加え、条例や法令について専門的に学ぶ法令執務研修やこれからの自治体経営について学ぶ行政サービス最適化研修など、9種類の選択研修を今年度は11人が自主的に受講しております。その他長期研修として東北自治研修所2カ月間や自治大学校2カ月間、B&G財団1カ月が実施する研修に毎年1人から3人程度派遣しております。

しかしながら、研修制度の充実も必要であります。みずからが必要と考え、みずから行動を起こすことが最も重要であり、その点については改善の余地があると認識しております。

まず、私が強いリーダーシップを持って、南部町民のために職員全体が向かうべき方向や指針を示し、職員全体の共通理解のもと、その実現のために何が必要なのかを職員みずからが考え、自己研さんに励み、スキルアップを目指していく土台をつくることが肝要であります。私が先頭に立ち、職員を鼓舞していくことは当然であります。管理職である課長と意識をしっかりと共有し、全ての職員に伝えていくことこそが重要であると考えております。

次に、補助金見直し、納税貯蓄組合についてお答え申し上げます。

まず、1点目の何の規定に基づいて支給しているかについてであります。納税貯蓄組合の奨励金は例規集にも記載してありますが、南部町納税奨励規程に基づき交付しております。奨励金の交付は、町税の納税成績の向上を図るため、町納税奨励規程を定めております。交付はその規程に基づき、申請書のほか収支決算書及び決算見込み等にわかる資料の提出をお願いしております。

次に、法律記載のその他欠くことのできない事務費に対する町、県の見解についてお答え申し上げます。

町では、各組合において事務費の考え方、使い方についてはそれぞれ異なるものだと思います。そういう中、各組合が独自に運営していく上で必要不可欠な事務費と考えております。役員等の旅費、交通費や研修費等も該当するものと認識しております。

県も、納税組合の活動は県税の確実な収入確保に直接かかわることであり、その活動を推進していく必要性を示しているところでもあります。課税対象者のうち組合に加入している人数と割合は、10月末現在の組合数100組合、組合員数1万1,209人、加入世帯数4,239世帯となっております。納税義務者1万6,792人のうち約67%の方が加入されていることとなります。組合加入者名簿につきましては、平成25年3月までの間に各組合長にお願いし、実態調査を実施していただき、町のデータと照合し、組合員全員を把握しております。

また、組合の中で役員が実際に各家庭を訪問して税金を徴収している組合数は、納税貯蓄組合100組合中57組合と把握しております。町では経費節減、収納率向上のため口座振替を推進しておりますが、口座振替利用者数も2,976人で27%とまだまだ低く、あわせてお願いしているところでもあります。

平成24年度の奨励金合計額は、取り扱っていただいた納付額6億7,794万5,000円に対し1,783万8,400円を奨励金として交付しております。交付率は2.6%となっております。

昨年度、町全体の町税及び国民健康保険税の普通徴収額は14億5,128万8,047円で、うち納税組合の納付率は全体の46%となっており、奨励金制度の見直しについては、納税貯蓄組合全体の納付率96.59%と町税の確保に大きな役割を示していることから、費用対効果を考慮しながら検討してまいりたいと思っております。

次に、課税漏れが判明した時期はいつか、なぜ報告がなかったかというご質問でございますが、課税漏れという表現につきましては未評価家屋というふうに捉えていただければと思います。

町では合併時に、合併後統一するという内容で合併に至っております。合併後、旧3町村の課税基本資料の整備、統合作業を進める中で評価課税の根拠となる地番図や家屋平面図などの不備なものがあり、課税資料としては不十分であることが判明いたしました。そのため、家屋基本資料整備事業を計画し、平成21年2月に議会議員の皆様へ全員協議会において説明、報告させていただいております。また、その後事業に伴う予算も計上し、可決していただいております。また、平成24年2月には議会議員の皆様へ進捗状況を報告させていただき、さらに数年の調査延長のお願いをご理解していただいたところでございます。

次に、旧名川、旧南部町の課税漏れの原因についてというご質問でございますが、建物を建築した所有者は本来、不動産登記法に基づき表題登記をしなければならないことになっており、それがなされていない未評価家屋が判明いたしました。これは旧名川、旧南部町に限らず、旧福地村、旧3町村で判明しております。

なぜ今まで調査もせず放置していたかというご質問でございますが、この事実を確認いたしま

したのが合併後であり、先ほど申し述べましたように南部町全体で確認されたため、調査と期間も要し、放置していたものではなく、私どもがそれに気づいてその状況で早速取り組んだものでございます。また、逆に合併後に統一するという項目の中で、気づいたときに対応してきたことをご理解いただきたく存じます。

次に、新たな未評価家屋の固定資産税額であります。約1,000万円を見込んでおります。再発防止であります。このような未評価家屋をなくするために、町では町民の皆様に対して、毎年新たに建築した場合や取り壊した場合に届け出をしていただくよう広報等をお願いしているところであります。また、税務課職員においても毎月定例的に巡回を実施し、各課職員にも協力をお願いし、把握に努めているところであります。

本来、家屋に関しましては表題登記義務があり、建物の所有者が不動産登記法に基づき登記申請をしていただければ解消されてくるものと思っております。また、そのために今後指導を徹底し、未評価家屋のないよう、職員一丸となって職務に励んでまいりたいと思っております。

次に、行政改革についてのご質問にお答え申し上げます。

町では、合併直後から行財政改革を目指して南部町集中改革プラン、南部町行政改革大綱、南部町行政改革大綱実施計画を策定し、行政組織のスリム化や人材育成、定員管理、給与の適正化、事務事業の抜本的な見直し、経費の節減、自主財源の確保などのさまざまな取り組みを行ってまいりました。現在、引き続き町の行財政改革を推し進めていくため、行政改革推進委員会委員の方々からご意見を伺いながら、第2次南部町行政改革大綱及び第2次南部町行政改革大綱実施計画を今年度策定する予定で作業を進めているところであります。

これまでのまちづくりに対する考え方や行政のあり方を再点検し、さらに行政課題や行政需要のより適切な把握に努め、行政改革を進めてまいりたいと考えております。また、全ての町民が安全、安心、快適に暮らせる町を目指していくため、持続可能で健全な財政構造を確立するため、職員一丸となり行財政改革を進め、質の高い町民サービスの提供ができるように考えてまいります。

議員ご案内の組織、職員採用制度についての考えと、組織の統廃合及び新設の計画についてお答え申し上げます。

組織については、新たな行政課題に迅速に対応できる自立性と柔軟性、機動力を備えた組織、機構の整備に取り組み、高度化、多様化する業務に対応する組織の総合力を高め、特に仕事量に応じて臨機応変に対応できるような組織体制とするため、課の統合、職務の兼任、グループ制等の導入についても検討してまいりたいと思っております。

次に、職員採用につきましては、グローバル化や国際交流を目指すとともに、町民ニーズに対応していくために、語学専門職や栄養士、薬剤師、建築士などの専門職員の採用、募集を実施しており、今後は豊富な経験と見識を活用するため、退職者の再任用制度を活用しながら、行政機能の向上を目指してまいります。

次に、人事、定員の削減、経費の縮減計画についてお答え申し上げます。

人事につきましては、勤務評定及び異動希望調査を活用し、高い政策形成能力などを有する職員については、経験年数にとらわれることなく登用を行い、職員の士気高揚と活力ある職場づくりの促進等を図ってまいります。

定員の削減、経費の縮減については、業務の効率化、人員配置の見直し、臨時職員の適正な任用を行い、また給与等の適正化に取り組み、定員管理とあわせて人件費の経費抑制に努めてまいります。

次に、事務事業の見直しについてお答え申し上げます。

事務事業の見直しについては、計画、実行、検証、改善という業務マネジメントサイクルを定着させ、事務事業全般にわたり、公と民の役割分担のあり方、受益と負担の公正確保、費用対効果など、幅広い角度から精査し、事務事業の廃止、縮小、統合、再編、整理などの改善措置を講ずることにより、見直しを行うと考えております。

次に、現在策定中の行政改革の目玉についてお答え申し上げます。

現在策定中の第2次南部町行政改革大綱では、職員改革を改革の柱に捉え、職員の資質向上と意識改革に努め、職員の持てる力を組織として最大限に発揮できる職場を目指すとともに、職員一丸となり行財政改革を進め、活力と魅力ある南部町の発展につなげていきたいと考えております。

次に、全ての事務事業について常にコスト意識を持ち、経費全般にわたって徹底した見直しを行うことにより、節減、合理化を図り、厳正な執行に努め、公債費の抑制、人件費、物件費などの経常経費を削減し、財政の健全化を図ってまいりたいと思っております。

現在7年間、24年度までの決算において、56億円の借金の起債の削減を図ることができました。また、逆に基金につきましては約50億円の基金の増額を図ることができました。今後さらには町民と行政が一体となって、安全、安心で、より地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを目指し、町民と行政が協働しながら自主自立のまちづくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、防火扉についてのご質問であります。まず設置につきましては、建築基準法により建

築物の一定の条件ごとに防火区画を設置し、これらの区画の開口部となる部分に防火扉や防火シャッターなど設置することとなっております。また、検査及び報告についても、建築基準法により青森県知事が指定する学校、病院、集会施設などの特殊建築物については3年に1度検査を行い、その結果を県知事へ報告することが義務づけられております。3年に1回のこの検査は、一級建築士などの資格を有する者が消防施設のみならず、建物の構造についての損傷、腐食、その他の劣化の状況の点検を含む総合的なものでありますので、消防設備点検については3年に1回ということではなく、防火扉の作動状況の確認も含まれた点検を消防法に基づき毎年2回実施し、地元消防署へ報告しているものであります。

なお、点検、報告義務のある当町の施設は全て点検済みであり、防火扉、防火シャッターの作動状況はこれまでの点検において問題なく作動しているという報告を受けております。

法律、県、町の規制はどうなっているかというご質問であります。設置基準は建築基準法で定められているところですが、点検、報告の対象施設は当町の場合、特定行政庁である青森県知事が定めることとなっており、今回の福岡市の火災のあった家については建築基準法に基づく検査報告対象施設として福岡市は規定していなかったものであり、今後は対象施設を拡大するか、調整する方針であることが新聞等で報道されておりました。

また、福岡市での火災を受けて、町内各施設の防火扉の確認を行い、とりわけ名川病院においては、火災のあった10月11日に防火扉の開閉を妨げる障害物の有無や医療機器のコンセントの状態など自主点検を行ったところであります。

今後とも各施設等においても日ごろからの訓練、点検を行うなど、防火対策の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁をいたしました。再質問等について、詳細等々の部分につきましては、またそれぞれ担当課長等からも答弁してまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 再質問はありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） この資料をいただいて、私もずっと見て感じることは、この方も民間の企業でいろいろ定年まで頑張ってきた方ですから、民間の企業ではこういう場合こういうふうにする、こういう場合こういうふうにする、そういう経験に基づいて行政ではどうだろうかという疑問を抱いて、町のことを案じてこういう資料を私にくださったと思ってるんですけども。確かに合併して8年たって、基金はさっき町長言ったように五十数億、起債は減って、基金は恐

らくこの間も減債基金に積み立てましたから75億か80億近くたまった。その数字とそこに至る経過を見れば、行政として非常に頑張っているなど感じる部分と、ただ、民間の企業でいかにコストを下げるかというのを一生懸命やってきた人から見れば、行政というのはまだまだ絞れば知恵が出る、まだまだ経費は削減できる、私らもそうですけれども、感じる部分がいっぱいあるんですよね。

大分、昔と違って年度末だから予算を消化しねばねえからって無駄遣いはしていないとは思いますが、今感じるのは、例えば私もことしたまたま順番で納税組合の組合長というのを受けたんです。納税組合って何やっているのかなと思って私も総会とかさまざま出させてもらったんですけれども、やっぱり私感じるのは、納税というのは住民とすれば義務なわけですから、奨励金を与えて、結果としてはそれがほとんどが納税組合に使われているというのは改めなきゃだめだろうと。その地域地域のための前向きなことに生かせるような使い方はいいとしても、悪いけれども、温泉に行って酒飲んでどんちゃん騒ぎして帰ってくるというのはやはり見直すべきだろうと。しかも、残念なことに、税務課の職員の皆さんが何人か行って世話役をやっている。そこまでやるのは行き過ぎじゃないかなと感じる部分もあるんですね。

それから、行政職員の適正化というのを考えても、何というんでしょう、役場で確かにやる事業はいっぱいあります。行政のニーズというのはふえていると思います。でも、今までやってきたからこれは継続しなきゃならないという視点で続けているのも結構あるんじゃないかなと。だから、私はやっぱりこれはもうそろそろ所期の目的を達したからやめてもいい、あるいはこれからはこういうニーズがふえてくるからこの部分は拡充しなきゃならない。当然、今までの慣例としてやってきたのは全部ゼロから見直しをして、課とかそういう、さっき町長もグループ制と言ったんですけれども、私だったらそういう課とかグループをなるべく少なくして、効率よくやる方法はまだまだ考えられるような気がするんですよ。その辺を慣例にとらわれないでゼロから見直すというのをぜひ今の行革のあれでもうちょっと前に打ち出さないと、さっき根市さんが言ったんですけれども、まだまだ今以上に高齢化が進んでくるとすれば、本当に能力のある職員がかなり頑張ってもらわないと、何というんだろう、高齢者ばかりがふえて役所がやる仕事は減ることないような気がする。そうすると、やっぱりそれだけ私は例えば今の役場でいけば、建設課だからここだけ覚えていけばいい、私は住民課だからここの部分だけ覚えていけばいいでは済まなくて、やっぱりある程度マルチに対応できる職員をいかに育てるか。そのために3年なら3年に1回配属をかえるにしても、1人の職員がある程度の窓口に対応できるようなのを10年なり15年たったら目指すようにしないと人を減らしてということとはできないような気がするし、その

辺は私から見れば、町長は頑張っているとは思うんだけど、まだまだ絞れば知恵が出るんじゃないかなと。常にそういう気持ちでやってほしいなと思うんですね。

それから、洪水のことを言えば、この間3・11の震災の後、いろんな中南海の地震がどうだこうだって、四国から九州のほうまで津波が何ぼ来ます、それに備えてやらなきゃならないという報道していますけれども、少なくとも中南海の地震よりはここの南部町の馬淵川が氾濫して、それが今までは24時間で200ミリが最高だったのが300ミリ、400ミリ降る確率のほうが地震よりはるかに高いような気がするんですよ。

そう考えたときに、県とか国にお願いしているのは十分わかるし、アクションを起こしているのもわかるんだけど、じゃあ300ミリ降ったときどうなるんだ、400ミリ降ったときどうなるんだというのと、やっぱり今住んでいる被災を受けた300世帯の人が一人も災害を受けないようにしますというのを待っているのでは遅いだろうし、もうちょっと20年に一回か30年に一回かわからないけれども、あんたのうちはどうな堤防をつくっても危険ですよと言ったら、そこに建てるのを見直させるというのも行政の大事な仕事じゃないかなとか。議員というのは何でも言いたいことしゃべるものですから、これ町のことだと思って考えて、その辺考えれば今までの取り組みからちょっと殻破って、やっぱり24時間で300ミリ400ミリ降ったらここまでの被害は想定されまますよと言ったら、それに対応した住民の、想定される地域の住民に対しては土地のかさ上げなり、どこかよそへ移転したほうがいいですよとかというのもやっぱり必要じゃないかなと思うんですけども、その辺考えれば直すべきところがまだいっぱいあるのかなと思うんですよ。

あと、先ほど防火扉とかの話はまずたまたま出たわけですけども、やっぱり少ない職員で全部をカバーするために、職員のスキルアップというのは常に考えてやっていかなきゃならないと思うんですけども、そのためにはどうしても今の組織を行く行くは10年後はこういうふうにするという何か落ちどころが、大体誰考えてもここらが本当はいいところでないかなというのがあると思うんですけども、その辺あったら説明していただきたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 町長。

○町長（工藤祐直君） いろいろなご提言ありがとうございます。

まず、職員の育成に関しましては、本当に私どももこれから職員も恐らく仕事量は今の状況で見ると減ることはないだろうと、ふえていく部分が逆にあるのかなと。そういう中で職員は削減していかなければならないということでございますので、一人一人がしっかり能力を持って、そ

して今も勉強してもらっていると思いますが、やはり職員一人一人がさらなる勉強を重ねながら、能力含めて知識をこれは高めていかなければ対応できなくなってくるのではないかなと思っています。

そういうためにはしっかりと自分のほうからも方向性を示し、今、課長会議では各課に伝達し、課長たちからまた職員にいろいろな伝達がされるわけでございますけれども、機会を見ながら、やはり直接私の口から徹底した方向性、考え方、取り組み方、これも示しながら高めていきたいと思っています。

いつも職員には、なぜ公務員になりたかったのか、このことを常に考えてほしいと。公務員になりたかった、競争率も高い中で採用、あなた方はされてきているんだと。そのことを生涯忘れないで町民のために働いてほしいということは全職員に常々申し上げております。一人一人がそういう中でしっかりと職員の資質向上のために力を発揮してもらえるように今後も取り組んでまいりたいと思っています。

また、いろいろな改革含めながら、事業の廃止、縮小、そういう見直し、これは常に考えていかなければならないと思っています。合併してからそれぞれの団体、補助金等々も削減もしていただいたり、そういう中で逆に新しいその分サービスを提供することもできてきました。常に見直しということは頭に入れて取り組んでいかなければならないことだと思っています。

また、人事異動につきましてもどういふほうがいいのか、ある程度基本はやはり3年は私は同じ課にいたほうがよいなと思っています。全体の人事異動の中で3年未満という方もありますし、それ以上という方もどうしてもそのときの事業を見たときに、この職員はまだ残ってほしいなということもあるわけでございますけれども、基本的にはそれぞれの課を経験し、やがてその職員が管理職になっていくわけでございます。そういうときにいろいろな経験が豊富になったほうがよいなと思っています。

それともう一点、これは最近感じてきたのは、今までは職員はオールマイティー、そういう中でどちらかという異動がされてきました。国、県の人事異動は大体専門的な部署を歩くということで、やはり正直比べますと、私どもの職員も能力は高いと思っていますけれども、やはり専門的に長くいる国、県の職員はその部署のプロ的な仕事で取り組んでおりますので、そういう部分ではやはりまだ違いがあるなと思っています。ですから、そういう自分自身がわからないことは私はしっかり聞いて確認をして進めていくこと、自分の判断で軽々に判断してしまうと間違ったことも起こってきますので、そういう部分もいろんな課を経験させたいと思う気持ちと、そしてまたある程度の専門的な職員というのもつくっていかねばならないと考えてござ

います。そういう中で取り組みをさせていただきたいと思います。

あと納税貯蓄組合の奨励金等でございますけれども、非常に高い納付率をいただいておりますのも納税組合の皆様でございます、県の県税、町の町税含めながら、非常に助かっているところがございます。

ただ、議員からご指摘があったように、一般的に奨励金が飲み会に、そういうのにだけ活用されているのではないかとご指摘もいただきました。それぞれのまた納税組合の組合長会議等にも出席いたしますので、それぞれの組合の方々がその組合の方々にいかにして有効に活用していけばいいのかというのをまた考えていただきながら検討してまいりたいと思っております。

災害につきましては、本当にたび重なる水害におきまして、町民の皆様には本当に申しわけなく思っております。我々が本当に今できること、これをしっかりとやり、そして現在取り組んで工事しております工事をまずは本当に早く早期に完了していただき、その後の検証を行い、本当に町民の皆さんが安心できる、こういう地域になるようにしっかりと県と国のほうに声を上げていきたいと思っておりますし、町がやるべきことについてはしっかりとまた取り組んでまいりたいと思っております。

大体、当町は100ミリ超えると大体まず我々もう避難所の開設、大体想定した準備に入らなければなりません。実質的、県のほうでは135ミリから140ミリ程度ぐらいが大体制限になるというふうに言っておりますが、私は県のほうにもそうじゃないんだと、100ミリ超えともうそういう状況を我々は準備しなければならないということを申し上げております。300ミリとなるとどこまでどう整備していけばいいかということになるわけでございますけれども、起こらないとも限らないわけでございます。そういう部分も含めて長期的な計画、要望、そして今すぐやってもらうべき要望という部分を両面からお願いしながら町としても取り組んでまいりたいと思っておりますので、また地域住民の皆様、そしてまた議員の皆さんからもご指導いただきながら、一緒になって馬淵川の改修に努めてまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 大洪水による想定される水深につきましてですけれども、現在床上緊急対策事業で実施しております確率は宅地につきましては20分の1ということで実施しておりますけれども、詳細にわたって水深の深さを表示しておりません。しかし、住民に前に洪水ハザードマップを配布しております、その中では100分の1の確率ということで2日間の雨量が160ミ

りということで表示しておりますけれども、そのマップの中に水深の深さということで50センチから5メートル以上の水深区域といたしまして5段階に分けて色分けして表示しておりますので、まずこのマップを参考にご自分の住んでいる土地がどれぐらいの地区であるかということをご参考にしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質問はありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 私、今答弁する席におられる方にも同僚の議員さんにも訴えたいことは、やっぱり2万人の人口の町ですから、ここにおられる方よりもはるかに町のことを案じて、はるかにどうしたらいいかと考えている町民の方もいるんだということの実例をちょっと示したくて今回こういう質問をさせていただきました。

やっぱり町民一人一人が恐らく、役場では今どういうことをやっているんだろう、役場でどういう計画やっているんだろうというのを常に見ているんだと。だから、緊張感を持ってこの町をきょうよりあしたは何ぼでもいい町になるよというふうな努力を重ねてほしいなということと、それから今度、年金の受給年齢がだんだん高くなるということで、職員の再雇用も始まるということですから、やっぱり職員の皆さんにも、のほほんとしてあんまり周りから当てにされないやつは再雇用しないよと、そういうルールもつくりながら緊張感を持ってやっぱり町民のために働く人には再雇用して残ってほしいし、頼りない人にはやめてほしいというのがこれは誰でも考えることですので、きついことばかり言いますけれども、私はまだまだこの町としてやるべきことは100点満点じゃないんだと。60点なのか70点なのか80点かは別として、まだまだみんなで頑張ればもうちょっとよりいい町ができるんだという、そういう視点で質問に取り上げましたので、役場の管理職の皆さんもひとつ、それぞれがスキルアップに努力していい町をつくることを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君） これで工藤久夫君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（坂本正紀君） これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。

12月5日は午前10時から本会議を再開します。

なお、議員の皆様は本会議終了後、議員控室に集合願います。

本日はこれにて散会します。ご協力、まことにありがとうございました。

（午後1時57分）

平成25年12月5日（木曜日）

第54回南部町議会定例会会議録

（第4号）

第54回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成25年12月5日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第111号 南部町税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例及び南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第112号 南部町観光施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第113号 南部町営地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第114号 南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第115号 南部町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定について
- 第 6 議案第116号 南部町簡易水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を廃止する条例の制定について
- 第 7 議案第117号 南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第119号 町道の路線廃止について
- 第 9 議案第120号 町道の路線認定について
- 第 10 議案第121号 土地改良事業（災害復旧）の施行について
- 第 11 議案第122号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 第 12 議案第123号 平成25年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）
- 第 13 議案第124号 平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 14 議案第125号 平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 15 議案第126号 平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 16 議案第127号 平成25年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 第 17 議案第128号 平成25年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）
- 第 18 陳情第2号 看護師等の夜勤労働改善・大幅増員を求める陳情書
- 第 19 陳情第3号 「介護保険制度改革の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 第 20 常任委員会報告
- 第 21 閉会中の継続調査の件
- 追加第1 町長提出議案追加提案理由の説明
- 追加第2 議案第129号 南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理委員会委員の選任について

追加第3 議案第130号 人権擁護委員の候補者の推薦について

追加第4 議案第131号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	山田賢司君	2番	八木田憲司君
3番	中舘文雄君	4番	工藤正孝君
5番	夏堀文孝君	6番	沼畑俊一君
7番	根市勲君	8番	河門前正彦君
9番	川井健雄君	10番	中村善一君
11番	佐々木勝見君	12番	工藤幸子君
13番	馬場又彦君	14番	立花寛子君
15番	川守田稔君	16番	工藤久夫君
17番	坂本正紀君	18番	東寿一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	小萩沢孝一君	企画調整課長	坂本與志美君
財政課長	小笠原覚君	税務課長	谷内恭介君
住民生活課長	極檀義昭君	健康福祉課長	高森正義君
農林課長	川守田貢君	農村交流推進課長	西村幸作君
商工観光課長	福田修君	建設課長	工藤良夫君
会計管理者	若本勝則君	名川病院事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ事務長	麦沢正実君	市場長	工藤敏彦君
教育長	山田義雄君	学務課長	夏堀常美君

社会教育課長 西村 久 君 農業委員会事務局長 北山 哲 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 根市良典 主 幹 留目日出子
主 査 留目成人

◎開議の宣告

○議長（坂本正紀君） これより第54回南部町議会定例会を再開します。
直ちに会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第1、議案第111号、南部町税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例及び南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 提出議案の説明資料が配布になっていると思いますので、そちらの方で説明申し上げたいと思いますのでご覧ください。

1 ページをお開き願いたいと思います。議案第111号、南部町税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例及び南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法の改正による延滞金の割合について、6月議会定例会において可決をしていただいた町税条例に準ずるよう、改正を行うものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

議案第111号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) 日程第2、議案第112号、南部町観光施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(福田修君) それでは議案書の3ページをお願いします。議案第112号、南部町観光施設条例の一部を改正する条例の制定について。

提案理由でございますけども、南部町観光施設(チェリリン村)の内の老朽施設の撤去に伴い、既定の整理を行うものでございます。

内容といたしましては、アスレウォーズ、アスレバイクゾーンの老朽施設を撤去したことに伴い、使用料の規定を削るものでございます。

それから、ケビンハウス利用者の規程中に、「を超える」という部分がございますけども、そこを「以上」という形に改正するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長(坂本正紀君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。
議案第112号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第113号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第3、議案第113号、南部町営地方卸売市場条例の一部を改正する
条例の制定についてを議題といたします。
本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（工藤敏彦君） 議案書の5ページをお願いいたします。議案第113号、南部町営地方
卸売市場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

提案理由であります。市場用地の取得に伴い、所要の改正を行うものでございます。市場用
地400平米を取得したことにより、市場の敷地面積を改めるものでございます。

「敷地面積16,424.45平方メートル」を「敷地面積16,824.45平方メートル」に改めるもので
ございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） この面積を広げました理由と、どのような使い方をなさるのでしょうか。
質問いたします。

○議長（坂本正紀君） 市場長。

○市場長（工藤敏彦君） これはちょっと、提案が遅れましたけども、一昨年、借地部分を400平米取得いたしました。

これは現在、市場のほう1,386平米を去年まで借用地として借りております。その部分を400平米買って、通行に支障の無いようにということで取得をさせていただきました。

その取得部分につきましては、現在、駐車場として使用するという予定でおります。以上です。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） その駐車場はどの位の広さで、何台ぐらいのお車を確保なさるおつもりでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 市場長。

○市場長（工藤敏彦君） 400平米の部分は現在も駐車場として使用をしております。市場全体では約130台ほど現在、貸すスペースとしては持っております。その他にも冬場の除雪スペース等々もございますので、その部分について取得をしたということでございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第113号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

◎議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第4、議案第114号、南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 説明資料の3ページをお願いいたします。議案第114号、南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

まず、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、町営住宅の入居者の資格条件の一つであります配偶者からの暴力の被害者に加え、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者を追加し、入居者資格の拡大を図るものでございます。

次に、家賃の滞納に係る延滞金について地方税法の改正に伴い、南部町税条例の規定に準ずるよう改正するものです。以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありますか。立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 内容の二番目の家賃の滞納に係る延滞金の割合についてですけども、いま行われました議案111号のとおり、延滞金に係る割合が引き下がるということでしょうか。ご説明お願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 資料の10ページの方になりますけども、改正前は率が14.6%としてありますけども、改正によりまして率が下がってございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 立花寛子君。

○14番（立花寛子君） 銀行などに納める金利が引き下がっているのに延滞金に係る割合は大変、高いということで、長い間運動して引き下げたものと思い、大変良いことと思います。ぜひこのとおりにしていただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑はありませんか。5番、夏堀文孝君。

○5番（夏堀文孝君） この前にもありましたけども、この暴力を受けている被害者の認定というのはどういう形でやるのでしょうか。例えば、警察に被害届を出しているとか、それとも日常的に暴力を受けているということを役場の方に申し出れば良いのか。その辺はどういうふうな規程になっていますか。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 暴力の認定でありますけども、一時保護または保護された人また、保護命令が出た人等がありますけども、保護命令は裁判所の方で判断。一時保護、保護された人は婦人相談所、また、婦人保護施設等で認定しております。以上です。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第114号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

◎議案第115号から議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） お諮りします。

この際、日程第5、議案第115号、南部町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定について、日程第6、議案第116号、南部町簡易水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を廃止する条例の制定について、日程第7、議案第117号、南部町特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第115号から議案第117号までの議案3件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 説明資料の4ページをお願いいたします。議案第115号、南部町簡易水道事業給水条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

平成26年4月1日より、南部町二又地区簡易水道事業が八戸圏域水道企業団に統合されることに伴い、本条例を廃止するものでございます。

次に、議案第116号、南部町簡易水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

南部町簡易水道事業の廃止に伴い、簡易水道事業の布設工事監督者等の基準を定めている本条例を廃止するものでございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、議案第117号につきましては私の方から説明をさせていただきます。説明資料の5ページになります。提案理由でございますけども、簡易水道事業につきましては、先ほど説明しましたとおり八戸圏域水道企業団へ統合されることにより。それから、南部町工業団地造成事業につきましては太陽光発電事業者への土地貸付により事業完了となったことに伴い、南部町簡易水道特別会計及び南部町工業団地造成事業特別会計を廃止するため所要の改正を行うものでございます。

それで、付則でございますが、施行日は平成26年4月1日でございます。経過措置でございますが、4月1日から5月31日までは出納整理期間につき存続させ、当該特別会計の剰余金、債権及び財産については、南部町一般会計に帰属するものと規定するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第115号から議案第117号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第115号から議案第117号は原案のとおり可決されました。

.....
◎議案第119号及び議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） お諮りします。

この際、日程第8、議案第119号、町道の路線廃止について及び日程第9、議案第120号、町道の路線認定についてを会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いを。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

議案第119号及び議案第120号の議案2件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 説明資料の7ページをお願いいたします。議案第119号、町道の路線廃止についてご説明いたします。

お配りしてある資料をもとにご説明したいと思います。

カラーの町道の路線網図でございますけども、赤色の苫米地橋線についてですが、終点にありました吊り橋「苫米地橋」が災害により廃止となり、目的と違う終点の変更となりますので、路線を廃止するものでございます。

次に、議案第120号、町道の路線認定についてご説明いたします。同じ資料になりますけども、青色の廃止した路線の残路線になりますが、引き続き町道として管理する必要があることから、路線名「苫米地橋跡線」として起点を同じく、終点を福田字館先2番地1として認定するものです。以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありますか。工藤久夫君

○16番（工藤久夫君） 吊り橋が壊れて廃止になるというのは良くわかるのですが、残った橋脚とか苫米地側の土盛った道路の跡地ってのはあのまま残す予定でしょうか。それとも撤去して橋脚から何から無くする予定かちょっとその辺、見通しがわかったら説明してください。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） ふれあい公園にあります橋脚等になりますけども、今、床上浸水事業等で拡幅の計画をしております、その場合、撤去される見込みとなります。県の方と計画を詰めている段階であります。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第119号及び議案第120号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第119号及び議案第120号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第10、議案第121号、土地改良事業（災害復旧）の施行についてを議題とします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長（川守田貢君） 8ページをお願いします。議案第121号、土地改良事業（災害復旧）の施行について。

趣旨であります。平成25年度発生した台風18号により被災した農地及び農業用施設の災害復旧事業について、土地改良事業を施行する。

平成25年9月16日から17日にかけての台風18号の災害で被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業の施行について、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第88条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の概要ですけれども、①農地9件、下名久井梵纏地区ほか。②農業用施設、道路1件、鳥谷杉沢森地区。③農業用施設、揚水機2件、剣吉桜場地区ほか。④農業用施設、ため池1件、相内沢構地区。⑤農業用施設、水路2件、斗賀河原ほかでございます。

根拠条文として土地改良法の抜粋、第88条「急施の場合」、第96条の4「準用規定」ということで載せていただきました。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第121号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第11、議案第122号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） それでは、議案の23ページをお願いいたします。

議案第122号、平成25年度南部町一般会計補正予算（第5号）のご説明を申し上げます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億9,790万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億4,194万9,000円とするものでございます。

第2条でございますが、地方債の追加でございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。35ページをお願いいたします。このページにもございますが、歳出の各款項目に出てまいります。2節給料、3節職員等、4節共済費は人事異動等による人件費の増減調整でございます。説明は省略させていただきますので予めご了承いただきたいと思っております。

それでは、次のページ36ページ上段でございます。2款1項15目減債基金費でございますが、4億5,000万円の追加でございます。減債基金の積立金でございます。普通交付税の確定により減債基金に積み立てるものでございます。なお、減債基金は現在、25億5,000万円でございますので、今年度末では約30億円となる見込みでございます。

続いて、2款2項1目税務総務費でございますが、19節では青森県市町村総合事務組合負担金130万円を追加してございます。これは、滞納となっている町税の嘱託徴収額がふえたため、その増額に見合う負担金の追加でございます。23節の100万円は法人町民税の過年度還付金でございます。

次のページをお願いいたします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費でございますが、1,150万5,000円を追加し、1億9,039万9,000円とするものでございます。次のページになりますが、人件費のほか19節では町社会福祉協議会補助金として158万4,000円を追加してございます。これは、デイサービス送迎用の車両購入に対し補助するものでございます。続いて、2目住民生活費でございますが、932万円の減額でございます。人件費のほか、28節では国民健康保険特別会計への繰り出し金を140万7,000円減額するのが主なものでございます。これは、医療健康センター整備に係る起債額がふえたため、一般会計からの繰り出しが減となるものでございます。次に4目老人福祉費でございますが、221万8,000円の減額でございます。28節でございますが、介護保険特別会計への繰り出し金を減額するものでございます。これは、人事異動による人件費の減に対応するものでございます。

次のページをお願いいたします。4款衛生費、1項3目の予防費でございますが、90万3,000円を追加し、4,407万6,000円とするものでございます。13節には風しん予防接種委託料65万6,000円、

20節には同じく風しん予防接種の扶助費24万7,000円をそれぞれ追加してございます。県の助成をいただいて接種を開始するものでございます。続いて6目病院費でございますが、1億65万6,000円を追加し、2億7,526万円とするものでございます。名川病院への負担金でございます。国の地域元気臨時交付金を充当し、医療機械等備品購入に充てるものでございます。

続いて、6款、7款はほとんどが人件費の調整でございます。

続いて42ページをお願いいたします。8款土木費、2項、2目道路橋りょう新設改良費でございますが、160万円の追加でございます。13節では、測量設計業務委託料145万円を追加してございます。これは、南部後渡、後構地区の道路新設に向け予算を計上したものでございます。

続いて、8款5項1目住宅管理費でございますが、147万円を追加いたしました。これは、町営住宅の浄化槽等の修繕料でございます。

次、9款消防費、1項4目災害対策費でございますが150万円の追加でございます。台風18号災害に係る職員の時間外勤務手当でございます。

次、10款教育費、1項2目の事務局費でございますが、139万1,000円の減額でございます。次のページをお願いいたします。7節でございますが、臨時職員賃金を110万5,000円減額いたしました。語学指導助手1名が帰国し、その補助にあたっておりました臨時職員の賃金を減額するものでございます。続いて、10款2項小学校費、1目学校管理費でございますが、11節では燃料費燃料費497千円、光熱水費464千円の追加をいたしました。灯油及び電気代の値上げによるものでございます。次のページ、10款3項1目、これは中学校の学校管理費でございます。同じように、11節で248万3,000円追加してございます。燃料費、光熱水費の追加でございます。続いて46ページをお願いいたします。10款7項1目給食センター管理費でございますが、1,042万2,000円の減額でございます。学校給食センター繰り出し金の減額でございますが、人事異動による人件費減によるものでございます。

続いて11款災害復旧費、1項1目農林水産業施設災害復旧費でございますが、1億4,347万6,000円を追加するものでございます。11節では、用水路等の修繕料300万円。15節では、農地、農道等の災害復旧工事費1億4,006万円を追加いたしました。続いて11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、3,200万円の追加でございます。15節でございますが町道、河川、公園等の災害復旧工事費を追加したものでございます。次に歳入を説明いたします。

32ページをお願いいたします。1款町税、2項固定資産税でございますが、1億3,247万8,000円を追加し、8億2,101万4,000円とするものでございます。1節、現年度課税分でございますが、1億3,047万7,000円は鉄道関係償却資産の税軽減期間満了により、総務大臣配分額が増額となっ

たものでございます。

次、9款1項1目地方交付税でございますが、2億6,681万6,000円を追加し、55億8,887万7,000円とするものでございます。これは、普通地方交付税でございますが、普通地方交付税の留保分を本補正予算の一般財源として追加するものでございます。

続いて11款分担金及び負担金、1項1目災害復旧事業分担金でございますが、2,390万3,000円の追加でございます。農地災害につきましては15%、農業用施設につきましては10%、通常のルール分で算定して予算計上したものでございます。続いて13款国庫支出金、2項3目土木費国庫補助金でございますが、1,800万9,000円追加でございます。これは町道河川等災害復旧事業の補助金でございますが、事業費の3分の2を見込んでございます。続いて、5目総務費国庫補助金でございますが1億2,655万6,000円を新たに計上いたしました。これは、先ほど説明しました地域の元気臨時交付金でございます。今年の2月に成立した国の緊急経済対策により、生じた地方負担分の約8割を措置するというもので、交付額確定により計上するものでございます。

続いて、14款県支出金、2項3目衛生費県補助金でございますが、32万7000円の追加でございます。保健衛生費補助金でございますが、風しんワクチン緊急接種支援事業費補助金でございます。次のページをお願いいたします。8目農地等災害復旧事業費補助金でございますが、8,841万7,000円の計上でございます。これは、農地等災害復旧事業費補助金でございますが、補助金の増嵩が見込まれますが、まだ確定していないため農地につきましては50%、それから農業用施設については65%で算定をいたしております。

次に中段、17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金でございますが、2,071万7,000円を減額するものでございます。国・県補助金等特定財源充当により、繰入を減額するものでございます。

20款町債につきましては、29ページで説明をいたします。29ページをお願いいたします。第2表、地方債補正の追加でございます。町道・河川等公共土木災害復旧事業債につきましては890万円の追加でございます。続いて、農林水産業施設災害復旧事業債でございますが5,280万円。合計6,170万円の追加でございますが、借入をし、災害復旧に充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 32ページの歳入から伺いますけども、この固定資産税で鉄道資産のあれ

がふえたというのは、単年度で1億3,000万ふえたってということか。それとも何年か分をまとめて今ふえたという意味なのかを説明していただきたいのと。

確か私の感覚だと、新幹線の絡みで。確か変電施設を置くとかで、旧福地では年間五・六千万今まで入っていたと思うんですよね。旧名川の日渡地区の変電所もありますから。だいたい鉄道関係で年間どの程度今、見込まれているのかその辺の説明をお願いします。

それから、今、歳入でいきますと、地方交付税の景気対策も兼ねて増額をちょっと見直して、今度、通常に戻すというか、減るような話があるんですけども。その場合にこの町の財政というか、歳入に及ぼす影響というのがどの程度予測されるのかわかる範囲で説明お願いしたいと思います。

○議長（坂本正紀君） 税務課長。

○税務課長（谷内恭介君） 固定資産税の質問がございましたけれども、単年度分でございます。平成14年の12月に八戸までの新幹線が開通されて、10年間軽減措置がございまして、最初の5年間は6分の1、残りの5年間で3分の1というのは軽減がございまして、これが24年で終わって、今年はそのものがもう一般に戻ったということで、ふえてございまして、単年度分の計算でございまして。これは、国の方の総務大臣配分ということになってございまして計算的にはむこうの方での計算で県の方にどういふ感じができているのか公布配分伺っても県の方もそれは「察知できない」というような回答でございましてですね。国の方の配分ということで、なっております。単年度での配分ということでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 先ほどご質問がございました地方交付税の特例加算は、新聞報道見ますと1兆円ぐらいあるという話でございまして、リーマンショック後の景気が回復しないので、政府として1兆円ぐらい国税5税の収入額のある一定割合が交付税としてきているわけですが、それでは足りないということで、加算しているということでございます。正確に計算して後でお知らせをしたいというふうに思います。

○議長（坂本正紀君） 工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君）　そうすれば大体このこれからもずーっとこの1億3,000万ぐらい増額で入ってくるということは、鉄道関係から年間。鉄道建設公団ですか。そっちの方から年間だいたい今まで何ぼぐらいが入っているのが、これぐらいずーっと見込めるってのがわかったら、わかる範囲で説明してもらえれば。

○議長（坂本正紀君）　税務課長。

○税務課長（谷内恭介君）　その部分については、今ちょっと調べてきてございませんでしたが、運輸施設の整備支援機構というような形になってございまして、そちらの方から減価償却、償却資産でございますので、年々減ってくるものではないかなとは思ってございますけども。大体、そんなに下がるものではないのかなと認識してございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君）　ほかに質疑。立花寛子君。

○14番（立花寛子君）　ページ数では、39ページ。4款衛生費、1項保健衛生費の6目病院費の補正額一億余の説明に、名川病院負担金とありまして、備品購入というような説明がありましたが、もう少し詳しくどのような使い方をなさるのか説明おねがいたします。

○議長（坂本正紀君）　名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君）　病院負担金ということで、1億65万6,000円を追加ということですけども、そのうち、すべて病院で購入を予定しておりました医療機械の購入に充てるものがございます。同じようにあとから病院事業の補正も出てきますけども、それまで起債を予定していたものが、その元金交付金が充当になったということで、その分を医療機械の整備に充てていただくということで、その分の補正ということになってございます。以上です。

○議長（坂本正紀君）　立花寛子君。

○14番（立花寛子君）　医療機械というのはどういうものをご購入なさるのかそういうところを

お聞きしたかったのですが、もう一度、よろしく願いいたします。

○議長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 医療機械の種類としましては、結構種類がありまして、大きなものでは「CT」及びX線のテレビ装置、それから検査の機械、リハビリテーション用の機器、手術用のベッドとかですね。色んな機器がございます。全部で大体、20程度の品目を予定してございます。よろしいでしょうか。

○議長（坂本正紀君） 中舘文雄君。

○3番（中舘文雄君） 補正の中の歳出の中ですね、需用費として例えば教育関係のところ、燃料費、光熱費の増額というか、変更等というのが出されておりました。これは、値上げによることですが、値上げであれば学校だけではなくてですね、各施設おそらくそういう問題が出てくると思いますけれども、なぜここだけがですね、補正の対象になったのか。年間通してどういう買い方をしてるのか。これは本当は予算のところ、質問すべき問題かもしれませんが。こういう燃料費その他、買い上げるときの入札でやってるのか、その都度、その都度の契約でやってるのか。その辺ですね、ここだけこういう補正を組まなければならない金額になった理由とほかの施設にはそういう問題が発生してないのかどうか。その辺をお聞きします。

○議長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） まず、予算の相対的なお話しでございますが、この灯油と電気代の値上げにつきましては、色んな施設がございますので、当然それは増要因となって出てまいります。ただ、既決予算の範囲内で3月の補正まで間に合うものもございますので、その全体の枠の中でそこまではいけると。恐らく、3月の予算の中で出てくるのではないのかなと。学校につきましては、施設も多いのでそこまではちょっと、今のタイミングでやらないと間に合わなかったということだというふうに思っております。

○議長（坂本正紀君） ほかに。工藤久夫君。

○16番（工藤久夫君） 歳出の方ですね。46ページの11款災害復旧費ってございますけども。この災害復旧費の工事請負費っていうのは、ちょっと確認しておきたいのですけども。先ほどのその土地改良事業の関係と関連があるのかないのか、その辺の説明をお願いしたいというのと。

最近、町内の建設業者さんから色々話し聞きますと、入札が業者も忙しくなったのか、不調に終わったり。せつかく指名しても辞退になったりして。今までには考えられなかったようなことがおきてるように聞かれますけども。不調になったりとか、計画していたのが年度内に完成しなくなるとか。具体的にその辺の影響というのほどの程度出ているのか。また、あまり不調になるようだと、予算の増額をするとか。あるいは設計の見直しをするとか。その辺、色々あると思うんですけど。これはある程度、役場では設計を依頼するときに、総額の予算この位でとか。それに基づいてこの設計を委託して工事を発注していると思うんですよ。それがその設計を発注する時点の役場の予算がきついのか。色々資材から人件費から上がってるのか。その辺がその、実際、その役場の業務というのかその発注に対して大分影響が出てくるのか。大したことないのか。あるいはその、今までの設計業務あるいは、工事の発注業務をちょっと見直しして、変えていかなくはない状況になっているのか。その辺の現状の認識と今後のことをわかる範囲で説明していただきたいと思っておりますけども。

○議長（坂本正紀君） 農林課長。

○農林課長（川守田貢君） 工藤久夫議員のご質問にお答えいたします。46ページの災害復旧の工事請負費と歳入との関連でございますけども。これは、関連してございます。ただ、10月の補正で相内の上明土の分の予算は計上してございますので、歳出ではその分は、除いてございます。関連はございます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 財政課長。

○財政課長（小笠原覚君） 工事と言いますか、入札の際の不調についてのご質問でございました。入札につきましては、町のホームページで速やかに開札の状況ですね。入札の状況を公表しておりますので、皆さまよくご存知かと思っております。確かに、工藤久夫議員さんが今、ご指摘になったとおり、非常に業者の辞退が多くなっております。実際にそれで不調になった工事も何件か

ございます。私どもは、予定価格を見直したり、あるいはその場合によっては指名業者を変えたりして、再入札をして、なるべく年度予定している工事につきましては遅れないようにやりたいということで、ちょっと手間はかかっておりますけども、一生懸命努めている状況でございます。

実際に、工事が不調になって翌年度まわしになったということは、今はございません。確かに手間はかかっておりますが、迅速にまた指名審査会を開いて色々対策を練って、再入札に付すなどをして、執行に努めてございます。

それから、確かに労務単価は最近すごく上がってございます。特に被災地の方の工事がですね佳境に入ってきているらしくてですね、そちらの方に相当、人員をひっぱられている状況であるというふうなことでございます。それで、当然、資材も上がってございましてですね。その辺につきましては、国・県の指導等によって労務単価の見直しも当然やっておりますし、「きちんと高騰した分は高騰したなりに見なければならん」ということで、適正に私どもは措置をしているつもりでございます。

ただ、もうひとつ今、辞退が多いというのは、公共工事の件数も多くなってございます。町の工事件数は、医療健康センターの関係もございまして、随分、件数が多くなってございますし、民間の工事では、やはり消費税の駆け込み等もあって、工事の件数がふえているというふうなこともあって。各業者さんの方では「技術者が足りない」というふうなことが主な辞退の理由のようでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 46ページ災害復旧に絡んでですね、関連としてお伺いしたいと思うんですが、河川改修の件をお伺いしたいと思うんですがよろしいでしょうか議長。

○議長（坂本正紀君） どうぞ。

○15番（川守田稔君） よろしくおねがいします。今議会でもですね、何人の方が一般質問でも取り上げ。更には、町長同行して県庁にも、国土交通省にも陳情同行させていただきました。

ですけれど、その時に思った違和感というのがずっとありまして。陳情先相手の反応の違和感っていうのがずっとありまして。今定例会で何人の方が一般質問でも取り上げてらっしゃるところをあれしてですね。ちょっと気になるところを調べてみようと思ったんですよ。ここ

何日間かで。それで、とりあえず目につくような資料を読み込んでみたんですよ。そうしますとですね、平成19年に策定された馬淵川水系工事实施基本計画と馬淵川水系河川整備基本方針（案）とあるんですが。これは19年に社会資本整備審議会の河川分科会を経て決定されているという経緯がありました。この整備計画の大元になることが平成19年に決まっているということですよね。それ以降、大きな改定であったりとかですね、基本的に方針を変えるとかっていうような変更がなされたんでしょうか、どうでしょうかというのをまず、お聞きしたいと思うんですよ。

○議長（坂本正紀君） 建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 今、ご指摘の変更がなされたかどうかということですけども、国の予算の方の関係でありまして、今、詳しい資料を準備してございませんので、後で調べて報告させていただきたいと思います。以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） これは、国土交通省の中の審議会のようであります。この下にはですね、河川分科会というのの下部にはいわゆる小委員会というのがあって。2007年、平成19年5月11日に開催されてるこの分科会というものの議事録読んでみたんですよ。そうすると、この時点で決定された計画がそのまま今、生きているんだとすると、ちょっと「なるほどな」って違和感覚えたところに「なるほどな」って改めて納得するようなところもあるんですが。

それはどういうことかっていうとですね。後半の方にですね。「河道掘削については、全線に渡る大規模な掘削となるのか、河道形状について説明してほしい。」との質問がありました。これについては、「基本的には現状の低水路を保持したまま掘削するとともに」云々とあります。これはどういうことなのかなと思って大ざっぱに調べてみるとですね、低水路っていうのが今流れている河川の水面の高さを言うんだそうですよ。「副断面河道」という名称がありましてですね、それは堤防を増設なり併設なりする行為を伴う河道工事のことを「副断面河道」と言うんだそうですよ。低水面、現状維持のまま河道掘削する場合を単断面河道と言うんだそうですよ。わたしにもわかに調べたもんですから、あまりよく詳しくわかりません。こういった審議の過程があるということの一つ踏まえてですね。それで、河川改修計画実施要綱というものが存在します。その中でですね、その資料、かなりのページがあるので、読み込もうと思って読んでいましたら、

3 ページ呼んだら嫌になりました。それはどういうことかという事です。第2章から読み始めました。洪水防御計画の基本というのがありまして、その中に「計画基準点を設けなさい」というふうにあります。その計画基準点はどこなのかという事です、馬淵川根城大橋のようであります。この19年に制定された基本計画の中にあつては。その計画基準点っていうのがどういう意味合いを持つのかって言いますと、「水系において最も重要な市街地等の洪水防御対策区域の直上流もしくは近傍に設定する」とあるんですよ。これはどういうことかと言うと「馬淵川の河川計画において一番大事なのは八戸市街ですよ」ということなんですよ。そういうことなんですよ。ほかに主要地点を何カ所か設定するっていう手法があるんですけども。根本的に最初のところなんですよ。基本計画の一番最初に書いてあるんですよ。不覚にも私はそういうことを知らなかったんですよ。知らなかったんです。それで、この内容をある程度読んでいくとですね、先ほど冒頭に申しました社会資本整備審議会において策定された計画というのがどうやら、河川改修計画実施要領に基づいて進んでいると考えていいんだと思うんですよ。

それで、2 ページ目読んでみました。「計画規模の設定にあたって」っていうあれがあるんですが。「流域の社会経済的重要性」を大事にしましょう。ほかにもあるんですけど。「流域の都市化状況を勘案しましょう」「工業出荷額を考慮に入れましょう」云々であります。農業出荷額ではないんですよ。悲しいことに。工業出荷額なんですよ。ということは、つまりは私ら抜本的に改修を願いたいと陳情していたことっていうのが非常に的外れだったんだろうと。ただ、私たちの願いを伝えるという行為としてはそこから始まらなくてはならないですよ。ですけども、ああいったやんわりと「法師岡より下流のあれには手をつけません」県の担当課長がやんわりとおっしゃいました。「それをやってください」ってお願いしに行ったつもりなんだけど、何かいとも簡単に断られてしまいましたなど。私は思いました。その時点です。そういうことを考えるとですね。あくまでも私らのものの考え方っていうのは、ただただお願いしても「しょうがねえんじゃないのかな」っていうようなちょっとネガティブな方向に考えざるを得ないような気がしたんですよ。

それでですね、関連の質問として言わせてもらってるんですが、それでもう一つ疑問だったのが、はたしてその河道掘削っていうのがどういう、雨水の水の排除っていう意味においてどういう意味があるんだろうって。工学的にはですね。どういう手法なんだろうっていうことを調べてみました。そうするとですね、

○議長（坂本正紀君） 川守田…。 （「ちょっと言わせてください。言わないと次の議会まで寝

れないものですから。言わせてください。」の声あり) 建設課長の方で資料もないということで
すので。(「ですから」の声あり) 短めにまとめてください。(「短めにやります」の声あり)
はい。

○15番(川守田稔君) 排水の悪いところを一たん、水たまりを大きくしてその悪いところを
排水を促しましょうっていう、そういう位置づけだということがわかったわけです。ていうこと
はですね。河道掘削自体っていうのは、あまり根本的な、抜本的なことではない、対策ではない
んですよ。ただ、河道掘削個所を何カ所か設けることによっていわゆるポンプ効果っていうかそ
ういう効果は若干あるのかなというような私なりの結論に達したわけなんですよ。ていうことは、
もちろん工藤正孝議員が住んでおられるあのあたりの排水を促そうっていう意味では非常に効果
的なことなんだと思うんですけど。河道掘削だけでは根本的な対処にはならないだろうと私は思
ったんですよ。工藤課長はこういったのを読まれてるかどうか、目を通しておられるかと思うん
ですけども、私言ったことにどういう「それは違うだろう」っていうのだったら指摘してもらえ
ればいいんですけど。それはそれでいいです。私にもわかeni勉強したものですから。ただ、そ
ういう視点に立つとですね。期成同盟会の活動っていうのはもっと違う視点を持たなくてはなら
ないのかなというような気がした次第なんですよ。どのように思われますか。

○議長(坂本正紀君) 町長。

※佐々木勝見君 着席

○町長(工藤祐直君) 今、川守田議員さんのお話し。私も確認していませんが、国土交通省で
すから。工業関係の部分が出てきているということで、国交省の管轄が以前から申し上げている
ように河口10kmが国交省の管轄なわけです。ですから、おそらくその国管理の部分をも分、述
べている部分だと思われます。

それで、我々は県の方でお願いして、当然、県の方も国の予算については、当然国から支援し
ていただいて。計画については県が進めて行くわけです。ですから、いまの部分は確認もして
なければなりません、恐らく河口10kmの部分についての部分だろうと思われますが、確認も
してみたいと思います。

当然、河道掘削だけでは我々も安全が保たれるものだとは思ってはおりません。ですから、引

き続き、今行ってる工事についても議員も一緒に行っていただきました。私らは、この工事で完了とは考えていない。1期工事として捉えているんだと。ですから、福地橋から櫛引橋の間、ここは今、計画に入っていないわけです。狭窄部もあると。ここをお願いをしたところ、部長の方からはあまり良い返事が無かったというお話したと思います。そういう部分も含めて、我々は当然、2期工事という部分でのお願いの仕方。ということもして行かなければならないと思っておりますので。まず、我々の現状をしっかりと関係機関の方に訴えながら、やっていくしかないなと。まずは、予算をつけてもらうということが第一になってきますので、また議員の皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 私もですね、町長の姿勢と同じであります。ですが、水を差すようであれなんですけど。議事録をちょっと読んでいただくとですね。青岩橋より上は河道掘削は行わないとかですね、岩手の部分ですね。そういった審議の議事録があるんですよ。ですから、この計画っていうのは、岩手からずっと延々と八戸の河口までを対象にしていると私は思います。

お互いの答弁するほうに資料が無くてですね、一方的に言うてしまうのは甚だ恐縮なんですけど。ただ、そういったことがありますと、やんわりと断られるそれをどのように覆して、克服していかななくてはならないのかなと。非常に、さらに道のりが遠く険しくなったなという思いがあったものですから。已むにやまれず、ちょっと言うておかないと夜眠れないという、そういうことであります。そのような意図としてお聞きください。まだまだいっぱい、調べだすとあれもこれもということになってとてもじゃないけど、何日間じゃ目を通しきれないようなそういう膨大なあれがあるわけですから、非常ににわかにつけ焼き刃でこういう質問をしたことをですね、勘弁してください。ですが、私の趣旨はご理解ください。そういうことでした。

○議長（坂本正紀君） これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第122号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

ここで11時25分まで休憩します。

(午前11時11分)

.....
○議長（坂本正紀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時25分)

.....
◎議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第12、議案第123号、平成25年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

※工藤幸子君 着席

○学務課長（夏堀常美君） それでは、議案の49ページをお開き願いたいと思います。

議案第123号、平成25年度南部町学校給食センター特別会計補正予算（第1号）でございます。第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,042万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,029万1,000円とするものでございます。

52ページをお開き願いたいと思います。歳出についてでございます。4月の人事異動に伴う職員の給料、職員手当等の人件費を調整いたしまして1,042万2,000円を減額するものでございまして、歳入につきましては、それに伴う一般会計からの繰入金と同額、減額するものでございます。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。八木田憲司君。

○2番（八木田憲司君） 今の説明の中で人事異動ということで説明ありましたが、この補正予算費の明細書を見ますと、1名減員になっておりますが、この理由はどういうものなのか説明の方をおねがしたいのですけど。

○議長（坂本正紀君） 学務課長。

○学務課長（夏堀常美君） 4月の人事異動に伴いまして、これまで所長が常勤となってございましたが、代わりまして私が兼務というふうになってございましたので、その分が1名減というふうになってございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第123号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

◎議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第13、議案第124号、平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正

予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 54ページをお開きください。議案第124号、平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに第1条からです。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ269万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億72万6,000円とするものであります。

第2条の地方債の変更は、第2表地方債補正によるものであります。

60ページをお開きください。歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項1目一般管理費は人事異動に伴う人件費の増額補正となります。

2款町税費、1目賦課徴収費は、特定継続世帯に対する軽減措置が新たに講じられることにより、システム改修に係る経費を講じたものであります。

8款保健事業費、3項施設整備費は、建設事業費における起債対象額の増に伴い、財源内訳更正をするものであります。

59ページをお開きください。歳入についてご説明いたします。9款繰入金、1項1目の財政調整基金繰入金は歳出で申し上げた制度改正に伴うシステム改修の経費に充てるため、110万3,000円を増額補正するものであります。2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、人件費の増に充てる財源と町債の起債対象額の増分になります。

12款は町債、先ほど申しました300万円の増額となるものであります。

57ページをお開きください。第2表地方債補正。健康センター整備時事業。補正前の限度額3億1,350万円を300万円増額し、補正後限度額、3億1,650万円とするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第124号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第14、議案第125号、平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高森正義君） 62ページをお開きください。議案第125号、平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条からです。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億2,914万1,000円とするものであります。

66ページをお開きください。歳入について説明いたします。9款繰入金、1項2目のその他一般会計繰入金は人事異動に伴う221万8,000円の減額補正となります。

67ページの歳出は、それぞれの増減となります。

以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第125号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第15、議案第126号、平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。名川病院事務長。

※根市勲君 着席

※川守田稔君 着席

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 69ページをお願いいたします。議案第126号、平成25年度南部町国民健康保険名川病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第2条でございますが、第1款資本的収入の既決予定額13億6,004万6,000円から7,244万4,000円を減額し、12億8,760万2,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。第3条でございますが、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正するもので、補正前の医療機械購入費の限度額1億7,310万円を補正後、限度額をゼロ円とするものでございます。第4条でございますが、予算第9条で定めた一般会計からの繰入金ですが、1億7,460万4,000円を2億7,526万円に改めるものでございます。

次に73ページをお願いいたします。補正予算説明書の収入になります。第1款、第1項、第1目企業債の既決予定額10億8,150万円から1億7,310万円を減額し、9億840万円とするものでございます。第2項、第1目他会計出資金の既決予定額7,656万2,000円に1億65万6,000円を追加

し、1億7,721万8,000円とするもので、これらは、医療機器購入費に対し病院事業債を予定しておりましたが、地域の元気臨時交付金が交付されることに伴い、企業債から一般会計出資金に財源の組み替えをするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。川守田稔君。

○15番（川守田稔君） 70ページ、医療機器購入費。これは、病院も新設されるわけですから、新しくなったところに納入するというふうな形で買った方がよろしいんじゃないかという気がするのですが。今の時期にこういう買い方をするっていう事情はどういうあれがあるのですか。

○議長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 今の時期ですね。建物については、来年の2月に完成予定でございます。その後に、検査を行って3月中にそちらの方に設置する機器もでございます。

現在、古くなっている機器もございますので、そちらについては、入れ替え更新して、これからも使って、持っていくというものもございます。（「病院ができたところに設置するものは」の声あり）設置するものについては、大型のCTとですね、レントゲンテレビ装置、手術台、それらは保健所の方の検査がございまして、そちらの方には最初につけてから検査していただくという予定になってございます。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） そうするとですね、新しい病院というのは建設費含めてこういった医療機器の更新等含めて、どれぐらいの予算になるものですか。

○議長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 全体の建設費ということで、当初20億程度とっておりましたけれど、20億以内の額になると思ってございます。超えることはないと思ってございます。

それについては、以前もお話ししておりましたけれど、太陽光なども含まれておりますし、こういった医療機械も含めてトータル20億ということでその額は変わってございません。今後、機械なんかも入札とかございますので、それから入札減等もございますので、それから下回っていくと思っております。以上です。

○議長（坂本正紀君） 川守田稔君。

○15番（川守田稔君） それからもう一つ、停電時の3・11の時のような停電時。そういった時の、例えば発電機等を町内から集めるとかそういった、前にそういう構想をお話しなさっていた記憶があるんですけど。それでもってどんだけの電力が賄えるか。それから、最低限、どういう、どこの部分に電気を供給して、こういった災害時、停電時に病院の運営をなさるかっていうふうな指針は固まってらっしゃいますか。

○議長（坂本正紀君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（佐藤正彦君） 停電時の対応については、停電すると困る場所もございまして、手術室とかですね。病棟、救急患者の搬送の場合の診察室。これらについては、全て自家発電で対応することにしております。

中には、対応できない医療機器もございまして。というのは、自家発電の場合は不安定だということがございまして、CTとかX線なんかは、制限されるのではないかと思っております。

その他については、ある程度、賄える電力量を作れる発電機を設置する予定でございまして。（「キャパはどれぐらいですか」の声あり）最大で200キロボルトアワーということに、なっておりますので、現在、名川病院の方で最高電圧で150程度なので、200と言っても200全て使えるわけじゃないみたいで、それから二・三割は下がるということ言われてますので。ある程度はカバーできると思っております。

○議長（坂本正紀君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第126号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

◎議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) 日程第16、議案第127号、平成25年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長(工藤敏彦君) 議案第127号、平成25年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)についてご説明を申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるということでございます。

76ページになります。歳入歳出の補正でございますが、今回は歳出の補正のみでございます。補正要因でございますが、設計委託料17万6,000円、工事請負費406万8,000円、消費税の確定申告によりまして、納付額が確定いたしましたので、360万9,000円をそれぞれ減額。それから、給与関係諸費が107万7,000円、それから水道加入金の増額がありまして、17万4,000円これらの補正により、生じた差額を積立金の増額補正で調整するものでございます。以上です。

○議長(坂本正紀君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第127号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。
よって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） 日程第17、議案第128号、平成25年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（麦沢正実君） それでは、老健の補正予算の説明をいたします。78ページをご覧ください。

議案第128号、平成25年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）の第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ190万5,000円を減額し、予算の総額を3億9,295万6,000円とするものでございます。

それでは、82ページをご覧ください。まず、歳入の主な補正は、1款1項1目1節施設介護サービス費では360万円の減額。及び2款1項1目1節入所利用料の360万円の減額補正でございますが、入所者数の減によるものであります。今年5月から10月まで入所者が亡くなる人がちょっと多かったということにより、減額となったものでございます。

次に、5款1項1目1節では、529万5,000円の増額補正。これは、前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、歳出でございますが、83ページをご覧ください。歳出の主な補正は、1款1項1目の一般管理費の最初は7節、賃金の66万3,000円の減額は、臨時職員が1名欠員となっているものでございます。次に11節では、光熱水費の43万円の補正は、電気料金の値上げによるものでございます。また、修繕費の103万7,000円の補正は、浴室大型サーモスタッドの修理及びトイレ等の修繕でございます。

次に、15節の工事請負費では、給水ポンプ交換工事の確定により、65万7,000円が減額となったものでございます。2目療養費では、11節の消耗品40万円の減ですけども、おむつ代の減。次の13節委託料の給食業務の委託では、270万円の減額です。これは、利用者の減による減額補正となっております。以上で説明を終わります。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第128号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

.....

◎陳情第2号及び陳情第3号の委員長報告

○議長（坂本正紀君） 日程第18、陳情第2号及び日程第19、陳情第3号は、常任委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長の登壇を求めます。川井健雄君。

(教育民生常任委員会委員長 川井健雄君 登壇)

○教育民生常任委員会委員長(川井健雄君) 去る11月29日の本会議において本委員会に付託されました陳情2号及び陳情3号について、同日、委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

まず、陳情第2号、看護師等の夜勤労働改善・大幅増員を求める陳情書についてであります。名川病院の勤務状況などを参考にし、審査をいたしました。その結果は、この陳情を基準とした場合は、看護師等の増員が必要であり、経費の負担がふえるため、診療報酬の増額も考えられる。これに伴い、名川病院の経営にも影響が及ぶことが懸念されることから、全会一致でこの陳情は不採択すべきものと決定致しました。

次に、陳情第3号、「介護保険制度改革の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書についてであります。介護保険制度改革案は、現実に即して長期的に継続させるための方策であると思われることから、全会一致でこの陳情は不採択すべきものと決定致しました。

以上で、教育民生常任委員会の陳情結果報告を終わります。

○議長(坂本正紀君) 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

◎陳情第2号及び陳情第3号の質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) お諮りします。日程第18、陳情第2号、看護師等の夜勤労働改善・大幅増員を求める陳情書及び日程第19、陳情第3号、「介護保険制度改革の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

陳情第2号及び陳情第3号の陳情2件を一括議題といたします。これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。立花寛子君。

(14番 立花寛子君 登壇)

○14番（立花寛子君） 陳情第2号、看護師等の夜勤労働改善・大幅増員を求める陳情書に賛成する立場で討論を行います。

今後、少子高齢化社会が一層進む中で、医師、看護師、介護職員などの深刻な人手不足を早急に解消することが不可欠です。厚生労働省は、看護師等の勤務環境の改善無くして持続可能な医療供給体制や医療安全の確保は望めないとして、夜勤交代制労働者の勤務環境改善に向けた取り組みを推進するよう通知しました。更に、医師、看護職員、薬剤師など医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため、「医療分野の雇用の質の向上のための取り組みについて」を発表し、看護等に対する取り組みを医療スタッフ全体に拡大させるよう通知しています。

その通知を実効あるものにするためにも、医療、社会保障予算を先進国並みにふやし、持続可能な医療供給体制、安全、安心の医療・介護を実現することが求められています。

陳情項目、看護師等夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、勤務間隔12時間以上、週32時間以内とし、労働環境を改善すること。2、医師・看護師・介護職員など大幅にふやし、安全安心の医療、介護を実現すること。以上の内容は、長い間福祉に携わる人々が運動してきたものです。医療スタッフ、介護職員にとっても、望ましいことであり、まして、患者などにとっては、本当に素晴らしいことです。ぜひ、実現させましょう。原案通りに賛成していただけますよう、心よりお願い申し上げます、賛成討論といたします。

陳情第3号、「介護保険制度改革の中止を求める意見書」の提出を求める陳情書に賛成する立場で討論を行います。介護保険について、2015年4月の改革実施に向けて準備が進められています。その内容は、要支援者を介護保険給付の対象から外し、地域支援事業に移行させること。利用者の所得が一定額以上の人には、利用料を2割負担とすること。特別養護老人ホームへの入所者は、要介護3以上の人だけとする。施設に入所している低所得者に対する居住費、食費の補足給付は給付要件を厳しくし、限定的なものにするなどが考えられております。これらのいずれも、利用抑制を招き、介護問題を一層の深刻な事態へと招く事が危惧されます。一方で、2012年4月からヘルパーの生活援助時間が短縮され、生活援助利用者の日常生活に深刻な影響が生じている

ほか、訪問介護等の介護報酬の引き下げにより、小規模事業者では事業の縮小、廃止がおこるなど、利用者、事業者ともに困難が生じています。政府が進める介護保険制度改革は、地方自治体に責任を押し付けるとともに、住民の介護をめぐる困難を一層拡大するものでしかありません。政府は、介護保険への公費負担をふやし、利用者や家族、自治体の抱える困難を早急に改善する方向に政策転換を図るべきです。以上が陳情の趣旨です。介護保険制度自体、矛盾を抱えたままスタートしましたが、一層、利用しにくい内容に改悪される計画です。介護保険料は納めても、利用できない保健制度があること自体、理解できるでしょうか。その改善を政府及び関係行政官庁に求める行為は当然ではないでしょうか。介護保険制度を個人負担をふやすことなく、利用しやすいように改革させるための陳情書です。賛同いただけますようお願いし、賛成討論といたします。賛成討論をおわります。

○議長（坂本正紀君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情の採決を行います。採決は起立によって行います。

まず、陳情第2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立少数です。

陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

次に陳情第3号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情第2号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（坂本正紀君） ご着席願います。起立少数です。

陳情第3号は不採択とすることに決定しました。

◎常任委員会報告

○議長（坂本正紀君） 日程第20、常任委員会報告を議題といたします。本件は、お手元に配布しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありましたので説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
常任委員会報告を終わります。

◎閉会中の継続調査の件

○議長（坂本正紀君） 日程第21、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件は、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により各常任委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（坂本正紀君） お諮りします。

本日、町長から議案第129号、南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理委員会委員の選任について、議案第130号、人権擁護委員の候補者の推薦について、議案第131号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についての議案3件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

町長提出議案3件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

(午後0時01分)

○議長(坂本正紀君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

(午後0時03分)

◎町長提出議案追加提案理由の説明

○議長(坂本正紀君) 追加日程第1、町長提出議案追加提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) それでは、本日追加提案いたしました議案につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案第129号、南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任についてありますが、平成25年12月24日をもって任期満了となります現在の委員7名を再任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

委員として選任する方は、住所、南部町大字下名久井字・・・・・・・・、氏名、坂本泰伸氏、昭和21年・月・日生まれ。同じく、南部町大字下名久井字・・・・・・・・、田中省平氏、昭和21年・月・日生まれ。同じく、南部町大字下名久井字・・・・・・・・、工藤市朗氏、昭和21年・月・日生まれ。同じく、南部町大字下名久井字・・・・・・・・、工藤忠治氏、昭和22年・月・日生まれ。同じく、南部町大字下名久井字・・・・・・・・、山路一郎氏、昭和23年・月・日生まれ。同じく、

南部町大字下名久井字・・・・、高森直樹氏、昭和29年・月・日生まれ。同じく、南部町大字下名久井字・・・・、松村純一氏、昭和32年・月・日生まれ。

なお、任期につきましては、平成25年12月25日から平成29年12月24日までの4年間でございます。

次に、議案第130号、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。現在の2名の委員が平成26年3月31日をもって任期満了となることに伴い、後任の委員を国へ推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

まず、再任として推薦する方は、住所、南部町大字大向字・・・・、氏名、松尾敏治氏、昭和20年・月・日生まれ。

次に、新任として推薦する方は、住所、南部町大字片岸字・・・・、氏名、滝田康雄氏、昭和25年・月・日生まれ。

なお、任期につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間でございます。

就任をお願いする大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員として選任する7名の方々及び人権擁護委員として推薦する2名の方々は、すぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第131号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合組合規約の変更についてであります。平成26年4月1日から当組合の構成団体として弘前地区消防事務組合を加入させることに伴い、当組合を組織する地方公共団体数の増加及び規約の変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上が追加いたしました議案の内容でございます。

慎重審議の上、何とぞ原案のとおりご同意、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂本正紀君） 町長提出議案追加提案理由の説明が終わりました。

.....
◎議案第129号及び議案第130号の上程、質疑、討論、採決

○議長（坂本正紀君） お諮りいたします。

追加日程第2、議案第129号、南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任につ

いて及び、追加日程第3、議案第130号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを一括議題といたしたいと思ひます。これにご異議ござひませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

議案第129号、議案第130号を一括議題といたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略したいと思ひます。ご異議ござひませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

説明を省略し質疑を許します。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第129号及び議案第130号を採決します。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(坂本正紀君) 異議なしと認めます。

議案第129号及び議案第130号は同意することに決しました。

.....

◎議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(坂本正紀君) 追加日程第4、議案第131号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小萩沢孝一君） 5ページでございます。議案第131号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更についてでございますが、平成26年4月1日から構成団体として弘前地区消防事務組合を加入させることに伴いまして、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

6ページでございます。今回の弘前地区消防事務組合につきましては、平成25年7月1日に津軽地域の弘前地区、黒石地区、平川市、板柳町各消防本部が広域消防に統合したということに伴いまして、今回、青森県市町村総合事務組合に加入するというものでございまして、6ページには、別表の内容がついてございますが、五所川原地区消防事務組合の次に弘前地区消防事務組合を加えるというものでございます。以上でございます。

○議長（坂本正紀君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第131号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂本正紀君） 異議なしと認めます。
よって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

.....
◎閉会の宣告

○議長（坂本正紀君） 以上で本定例会に付議されました事件は、全部終了しました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出ががございます。これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第54回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、11月29日から本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございました。

追加提案いたしました人事案件なども含め全議案とも、慎重審議の上、原案のとおりご議決、ご同意を賜りましたことに対し、衷心より御礼を申し上げます。

さて、間もなく4年間の任期を迎えます、私の在任中における総括をここで少し述べさせていただきます。

平成22年1月に行われた前回の町長選挙におきまして、私は、「工藤祐直の町づくり」を選挙公約に掲げ、町民の皆様から温かい励ましと多くのご支援をいただき、再び、南部町政の舵取りを担わせていただくこととなりました。

その選挙公約では、「保健・医療・福祉・介護の充実」、「農業・商業・工業・観光の振興」、「教育の充実」、「生活環境の整備」、「行財政改革の推進」という五つの大きな柱を掲げておりました。

平成20年度に策定した南部町総合振興計画に掲げた、「産業振興で活力と交流に満ちたまち」、「保健・医療・福祉が充実して安心・安全・快適に暮らせるまち」、「環境と共生して幸せを実感できるまち」、「明日を担う人を育て一人ひとりの個性を活かすまち」、「協働と参画により町民が主役となるまち」、「計画的・効率的な行財政運営を目指すまち」という六つの基本方向を実現するため、各種施策や事業を、厳しい財政状況の中にあって、各種補助金や助成金制度を有効、効率的に活用し、実現可能なものから実施してまいりました。

事業の実施に当たっては、これまで議員各位のご理解と絶大なるご支援を賜りましたことに改めて感謝申し上げますと共に、常日頃から私が申し上げております「町民とのキャッチボール対話」におきましては、多くの町民の皆様からご理解とご支援、又は叱咤激励を頂戴いたしましたことにつきましても、この場をお借りしまして感謝申し上げます次第であります。

平成25年2月には、総合振興計画の前期5年間実施してきた事業の進ちょく状況や実績を評価・検証し、課題解決に向けての各種施策を実現するため、平成25年度から平成29年までの5年間

を計画期間とした「南部町総合振興計画後期基本計画」を策定し、少子高齢化の進行や東日本大震災が及ぼしたエネルギー問題など、暮らしの変化に対応しながら、町の特性を生かし、町民の皆様と行政が一体となったまちづくりに向けての取り組みを更に加速させているところでございます。

この間、財政的には、補助事業を活用し、臨時財政対策費、減税補てん債を除く町の借金は、平成18年度から24年度の決算ベースで56億3,000万円削減し、基金残高は49億5,000万円ふやし、健全財政、安定財政に力を入れてきたところであります。

また、事務事業の再編・統合、施設管理の合理化、人件費の適正化など行財政改革を進め、職員数も66人削減した中、職員にも頑張ってもらいました。

なかには、時間をかけ慎重に対応しなければならない事務事業もございますが、計画以上の早期達成ができるなど、順調に町づくりができたものと考えてございます。

私は、4年前、「町の一体感の醸成」から「一体感の確立」に変わらなければならないと申し上げました。南部町が一つになり、より良い方向へ向かう第一歩が「町の一体感の醸成」であれば、さらに一步進んだ「一体感の確立」を目指したものであります。様々な行事、イベントで、町民の方々と触れ合うとき、また、町の施策について頭をつきあわせて議論するとき、私自身も、この4年間における「一体感の確立」を感じているところであります。

しかし、南部町民として、皆様同様忘れることができないのが、平成23年と今年度、当町に甚大な被害をもたらした馬淵川の洪水被害であります。これまでも、機会ある毎に青森県や国に対し、河川整備の早期実現を強く要望したところでありますが、被災された皆様の痛みや悲しみを思うとき、この重大な責務から目を背けることはできない。一丁目一番地として、馬淵川の河川整備の早期実現に、私が先頭に立って全力投球していかなければならないと思いを強くしているところであります。

私自身、すでに、年明けの町長選挙に再度立候補することを表明させていただきましたが、「初心忘れるべからず」の精神のもと、町民とのキャッチボール対話を続け、南部町の更なる発展に寄与したいと考えております。

先ほども申し上げましたように、総合振興計画に基づいた事務事業や行財政改革では一定の成果をあげてはおりますが、まだまだ重要課題も残されており、それらの解決に向けて誠心誠意取り組んでまいり所存でありますので、議員各位におかれましても、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、本定例会閉会に当たってのお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂本正紀君）　ここで、私からも一言お礼の言葉を申し述べさせていただきます。

閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。本定例会は、11月29日から本日までの7日間にわたっての定例会でありましたが、皆様のご協力により無事に議事運営を終えることができました。まことにありがとうございました。

議員各位におかれましては、提出されました議案について終始熱心なご審議を賜り、また、町長初め、執行部の皆様には常に真摯な態度をもって審議にご協力をいただきまして、本日、ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚く御礼を申し上げる次第であります。

特に緊急を要する案件がない限り本日をもってことし納めの議会となります。

これからは、寒さも厳しくなっておりますが、皆様方におかれましては健康に十分ご留意され、輝かしい新年を迎えられますようご祈念を申し上げ、閉会に当たってのごあいさつといたします。大変どうもありがとうございました。

これをもちまして、第54回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後0時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 坂本正紀

署名議員 山田賢司

署名議員 東寿一